

C-STEP 会員の
総意と創意による継続と発展

2004年度

通常総会資料集

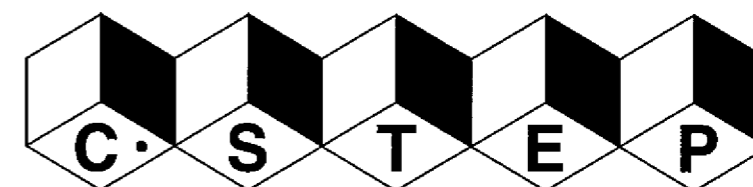
社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター

2004年度

通常総会資料集

とき 2004年5月18日(火)

ところ 大阪商工会議所 国際会議ホール



CAREER SUPPORT & TALENT ENHANCEMENT PLAZA

社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター



目 次

| | | |
|----|--------------------------------|-----|
| 1 | 定款 | 1 |
| 2 | 会費規定 | 5 |
| 3 | 設立趣意書 | 7 |
| 4 | 2004年度会社概要届 | 9 |
| 5 | 2004年度C-STEP 求人(雇用)情報カード | 11 |
| 6 | 2004年度C-STEP 事業エントリーシート | 13 |
| 7 | 2004年度市町村会員調査票 | 15 |
| 8 | 第2期会員貢献度評価一覧 | 17 |
| 9 | 2003年度大阪市地域就労支援センター事業報告 | 19 |
| 10 | 2004年度大阪市地域就労支援事業の受託について | 51 |
| 11 | 2004年度会員企業名簿 | 173 |

定 款

社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター

(2) 第8条の規定により除名されたとき

(会 費)

第 7 条 会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(除 名)

第 8 条 会員は、センターの定款その他の規則を遵守しないとき、又はセンターの名誉をき損する行為があったときは、総会において、会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 9 条 センターに、次の役員を置く。

理 事 長 1 名

副理事長 2 名

専務理事 1 名

常務理事 1 名

理 事 (理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む)

20名以上25名以内

監 事 2 名

(役員を選任)

第 10 条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、別に総会において定める。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第 11 条 理事長は、センターを代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠員のときは、あらかじめ定められた順位によってその職務を代行し、その職務を行う。

3 専務理事及び常務理事は、理事長の指定する業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところにより業務を執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了後、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 19 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出し、理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 20 条 会議は、これを構成する会員又は理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第 21 条 会議の議事は、この定款に定める場合を除いて、出席した会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表 決 権)

第 22 条 会員又は理事の表決権は、それぞれ1個とする。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、又は理事は、書面をもって表決権の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 23 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員又は理事の氏名（委任状を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

(願 問)

第 24 条 センターに、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長又は理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 25 条 センターの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業収入

第 33 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

(施行の時期)

- 1 この定款は、設立認可の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 58 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画、及び収支予算は、第 28 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 29 条にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 57 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この定款は、1992 年 5 月 25 日から施行する。
- 6 この定款は、2002 年 4 月 1 日から施行する。

会 費 規 程

社団法人おおさか人材雇用開発人権センター定款第7条による会費の納入は、次の基準によるものとする。

- (1) 大阪府及び大阪市が納入する会費は、補助金により充当するものとする。
- (2) 大阪府市長会（大阪市を除く）、大阪府町村長会 年額240万円
但し、大阪府市長会及び大阪府町村長会が納入する会費は、別表に定める分担額により各市町村から直接納入するものとする。

(3) 団 体 年額12万円以上

(4) 口数による会費は、年額1口13,000円と定める。

① 資本金別によるもの

| (年度当初の資本金) | (会費口数) |
|--------------|--------|
| 1億円未満 | 1口以上 |
| 1億円～ 10億円未満 | 2口以上 |
| 10億円～ 50億円未満 | 3口以上 |
| 50億円～100億円未満 | 5口以上 |
| 100億円以上 | 10口以上 |

② 生命保険相互会社

| (年度当初の保有契約高) | (会費口数) |
|--------------|--------|
| 5兆円未満 | 1口以上 |
| 5兆円～20兆円未満 | 2口以上 |
| 20兆円～35兆円未満 | 3口以上 |
| 35兆円～50兆円未満 | 5口以上 |
| 50兆円以上 | 10口以上 |

(別表)

市町村会費

(単位：千円)

| 都 市 名 | 会 費 | 都 市 名 | 会 費 | 都 市 名 | 会 費 |
|-------|-----|---------|-----|---------|-------|
| 堺 | 295 | 和 泉 | 59 | 貝 塚 | 35 |
| 東 大 阪 | 193 | 門 真 | 57 | 柏 原 | 34 |
| 豊 中 | 154 | 松 原 | 55 | 泉 大 津 | 30 |
| 枚 方 | 147 | 大 東 | 52 | 藤 井 寺 | 30 |
| 高 槻 | 136 | 箕 面 | 50 | 交 野 | 29 |
| 吹 田 | 131 | 羽 曳 野 | 47 | 高 石 | 29 |
| 八 尾 | 106 | 富 田 林 | 46 | 泉 南 | 28 |
| 寝 屋 川 | 98 | 河 内 長 野 | 45 | 大 阪 狭 山 | 26 |
| 茨 木 | 98 | 池 田 | 44 | 阪 南 | 25 |
| 岸 和 田 | 74 | 泉 佐 野 | 38 | 四 條 畷 | 24 |
| 守 口 | 63 | 摂 津 | 38 | 小 計 | 2,316 |

| 町 村 名 | 会 費 | 町 村 名 | 会 費 | 町 村 名 | 会 費 |
|-------|-----|-------|-----|-----------|-----|
| 島 本 町 | 8 | 熊 取 町 | 8 | 河 南 町 | 7 |
| 豊 能 町 | 8 | 田 尻 町 | 7 | 千 早 赤 阪 村 | 7 |
| 能 勢 町 | 8 | 岬 町 | 8 | 美 原 町 | 8 |
| 忠 岡 町 | 8 | 太 子 町 | 7 | 小 計 | 84 |

| | |
|----------------|-------|
| 全 市 町 村 合 計 | 2,400 |
|----------------|-------|

設 立 趣 意 書

基本的人権の尊重は、国民の権利の中軸をなすものであり、近代的な民主主義国家の存立の基盤である。

しかしながら、昭和40年の国の同和対策審議会答申に指摘されているとおり、同和地区住民は、「なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという」状態におかれている。

すなわち、同和問題は、基本的人権にかかわる重大な問題であり、その解決は、国をはじめとする行政の責務であるとともに、われわれ一人ひとりがその解決に向けて努力すべき「国民的課題」である。

同和対策審議会答申は「同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障する」ことが「同和問題解決の中心的課題である」と明示している。

従って、同和問題解決のためには、関係行政機関はもとより、企業とりわけ近代的な主要産業といわれる大企業・中堅企業が同和問題の正しい理解、認識を通して、具体的に同和地区住民の雇用をはかり、就職の機会均等を保障していくことが必要不可欠である。

このため、従来から、労働行政をはじめ関係行政機関においては、それぞれの法令制度等に基づき、民間雇用をはじめ現業職を中心とする公共部門への就職等、種々の雇用促進がはかられ、さらに、各種貸付制度等の就職援護措置をはじめ、職業訓練等による同和地区住民の職業的資質の向上に努めるなどの諸対策を講じつつ、巡回職業相談による職業指導、職業紹介をきめ細く実施するとともに、企業内同和問題研修推進員の設置をはじめ、企業に対する啓発活動の推進が実施されてきた。

しかしながら、大阪府をはじめ関係行政機関において数次にわたって実施された府下同和地区の労働実態調査の結果をみても、今なお府下同和地区の失業率はかなりの高率を示しており不安定就業と失業の循環という極めて低位な就業の状態にある。

このように、同和地区住民の安定的な雇用の確保がみられないのは、第一に、同和地区住民側には、永年にわたる部落差別の結果、教育の機会均等やそれを保障する安定した生活条件が阻害され、教育水準、職業能力、技術水準等の低位性を招来し、そのため、とりわけ中高年令者を中心として不安定な就労状態から抜け出せない状態にある。第二に、企業側においては「部落地名総監事件」にみられるごとく、就職にあたっての差別による排除がなお根強いこと、また、終身雇用慣行のもとで、中途採用のケースが少く、したがって、採用が若年層に片寄るとともに、新規採用時点では、学力のみに重点をおく傾向から同和地区住民には結果として、極めて狭隘な労働市場となっている。第三に、行政側においては、現行の労働施策が前記の実態に十分対応しきれていない側面があることから、不安定就業の実態の解消にいたっていない。

こうした現状を打開するため、現在、国、府をはじめとする関係行政機関において推進されている雇用促進のための施策が強化されることはもとより、これらの施策を補完するものとして、大企業、中堅企業の計画採用のなかに同和地区住民が円滑に受け入れられるための方途を講ずることが重要である。

そのため求人側には、従来の雇用慣行にとらわれず、その実態を考慮した雇用の場の提供と、住民の資質向上への適切な助言、また一方求職側には、職業人としての自覚とその資質の向上及び職業能力開発のための教育訓練に参加し、自主的な努力を図ることにより、「求める側の人材と求められる側の能力の適切な結びつけ」を計画目標にもとずき推進する方途として、大阪府、大阪市、市町村をはじめとする行政機関、企業及び住民の三者が一体となり、同和地区住民の安定的な雇用の確保という共通目的を達成するため、英知を結集し、その具体化をめざす場として、第3セクター方式による社団法人同和地区人材雇用開発センターを設立する次第である。

(1981年7月3日 社団法人同和地区人材雇用開発センター設立総会)

社団法人おおさか人材雇用開発人権センター
2004年度会社概要届

記入者名 () 記入年月日 (2004年(H16年) 月 日)

| | |
|--|--|
| ①貴社名 (印) | |
| ②事業内容 | |
| ③代表者 役職名 | (フリガナ) 氏名 (印) |
| ④本社所在地 〒(-) | |
| 電話番号 (- -) | Eメールアドレス () |
| 労働組合 (有 / 無) | 所轄の公共職業安定所名 () |
| ⑤ 資本金 | <p>下記の中から該当するものを一つ選択して頂き、()に○印をご記入下さい。加えて、資本金・契約高・保険料等を百万円単位でご記入下さい。</p> <p>株式会社(資本金) () 生命保険相互会社(保有契約高)()</p> <p>損害保険相互会社(総保険料) () 公社・公団 ()</p> <p>学校・医療法人等 () 個人 () <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> 百万円</p> |
| ⑥会社全体の人事管掌責任者 役職名 | |
| (フリガナ) 氏名 | |
| 所在地 〒(-) | |
| 電話番号 (- -) | Eメールアドレス () |
| FAX番号 (- -) | 所轄の公共職業安定所名 () |
| ⑦在阪の人事管掌責任者 役職名 | |
| (フリガナ) 氏名 | |
| 所在地 〒(-) | |
| 電話番号 (- -) | Eメールアドレス () |
| FAX番号 (- -) | 所轄の公共職業安定所名 () |
| ⑧貴社の社団法人おおさか人材雇用開発人権センター (以下、C-STEPと呼ぶ) 登録者の正社員をはじめとした雇用・就労情報 (企業内訓練等含む) に関するお問い合わせ窓口ご担当者についてお聞かせください。 | |
| (フリガナ) 氏名 | |
| 所在地 〒(-) | |
| 電話番号 (- -) | Eメールアドレス () |
| FAX番号 (- -) | 所轄の公共職業安定所名 () |

裏面に続きます。※捺印無き場合は、再提出のご依頼をさせていただきます。

2004年度 C-STEP求人(雇用)情報カード

おおさか人材雇用開発人権センター

| | | | |
|------|-----------------|------|----|
| 受付番号 | 職業分類 受理ケース会議 | 産業分類 | 級者 |
|------|-----------------|------|----|

| | | | | |
|------------|----------------------------|-----------------------|---|----------------------------|
| 1 情報カード提出者 | 会 員 名 (または名称) | (ふりがな) 氏() | | |
| | 採用事業所名 | | | |
| | 採用事業所名の所在地 | 〒() (TEL.) | | |
| | 就業場所(現場・店) | () 離() 駅からバス・徒歩()分 | | |
| | 生産品目 | | | |
| | 従業員数 当事業所 | 人(女) | 人(男) | 人 |
| | | 企業全体 | 人(女) | 人(男) 人 |
| | 創 業 | M T S H 年 | 資本金 億 万円 | 労働組合 有・無 就業規則 有・無 |
| | 2 就業時間・休日等 | 就業時間 | 午前 時 分～午後 時 分(土曜日午後 時 分まで) 変形労働時間制 有・無 | |
| | 休憩時間 | 午前 分・昼 分・午後 分・計 分 | | |
| 交替制 | 有(① 時 分～ 時 分 ② 時 分～ 時 分)・無 | | | |
| 残 業 | 有(月平均 日位で 時間位)・無 | | | |
| 休 日 | 日曜・祝日・月 回 曜日 | | | |
| 週休2日制 | 有[完全・隔週・その他()]・無 | | | |
| 有給休暇 | 入社時 日・6ヶ月後 日・最高 年 ヶ月後 日 | | | |

| | | | | |
|--------------------------|-------------|------------|----------------------------|------|
| 3 賃 金 (確定・現行賃金・昨年度実績) | 定期的に支払われる賃金 | 賃金から控除するもの | 支給日 締切日 | 日 日 |
| | 基本給 | 税金 | 月 給 | 日給月給 |
| | 手当 | 社会保険等 | 賃金形態 | その他 |
| | 手当 | | 手取額 ①-② | 通勤 |
| | 手当 | | 通勤 | 住込 |
| | ①合計 | ②控除額合計 | | |
| | 特別に支払われる手当 | | | |
| | 通勤手当 | 全額(最高 円まで) | 有(年 回・合計 万円)・無 備考 | |
| | 手当 | | 新規学卒者の昨年度実績 (年 回・合計 月分) | |
| | 手当 | | 一般労働者の昨年度実績 (年 回・合計 月分) | |
| 定期昇給 | 年 回・合計 円 | 退職金 | 有(最低資格 年-試用期間を含む)・無 | |
| 年 取 | 約 万円-約 万円 | | | |

| | | |
|----------|---|----------|
| 4 職 種 | 5 雇用数 (1名) | 通勤・住込・不問 |
| 6 作業内容等 | 仕事の内容 | |
| | 作業遂行上特に必要な知識または技能(履修科目等) | |
| | 作業遂行上特に不可とする身体条件・理由 | |
| 7 応募資格 | | |
| 8 見学日 | (月 日) ・ (月 日以降随時) | |
| 見学場所 | 〒() (TEL.) | |
| | () 離() 駅からバス・徒歩()分 | |
| 9 選考方法 | () 筆記試験(一般常識・適性検査・作文) () 面接 適性検査の内容() | |
| 選考月日 | (月 日) ・ (月 日以降随時) | |
| 採否決定 | 月 日 日後 | 選考旅費 有・無 |
| 10 加入保険等 | 健康・厚生・雇用・労災・介護・退職金共済・財形 | |
| 福利厚生等 | 宿 舎 有(独立の宿舎(有・無)1人当たり 室・勤務先までの時間 分)・無 | |
| | 給 食 有(朝・昼・夕)・無 休日の給食 有(朝・昼・夕)・無 | |
| | 定 年 制 有(歳)・無 | |

| | | |
|---|---|----------|
| 11 入社日 | (年 月 日) ・ (年 月 日以降) | 赴任旅費 有・無 |
| 12 補足事項 | (会員名と採用企業名等が違う場合はその関係について、と労働条件) 添付資料 有・無 | |
| 13 採用事務担当者 (所属部・氏名・役職名、 名前及び電話番号) | | |
| 14 雇入れ事業所名と 代表者名 | | |
| 15 雇用保険 事業所番号 | 16 兼職状況 | |
| | 年3月末 | 年3月末 |
| | 採用者数 | |
| | 離職者数 | |
| 17 提示方針 | <input type="checkbox"/> 人材スキルアップコース事業修了者へ提示 有効期間 / ~ / No() | |
| | <input type="checkbox"/> ジョブトレーニングコース事業修了者へ提示 有効期間 / ~ / No() | |
| | <input type="checkbox"/> 就業体験会 実施予定日() | |

2004年度C-STEP事業エントリーシート

(仮登録カード)

| | |
|------|------|
| 事業番号 | 事業名称 |
| | |

1. 地域就労支援事業における報告事項 市町村の雇用・就労担当セクションにてご記入してください。

| | |
|--|---|
| 市町村名 | |
| 記入者名 (市町村雇用・就労担当セクション) | |
| ケース検討会議名称 | |
| ケース検討会議による 相談者の支援目標 | |
| ケース検討会議の開催日 | 年 月 日 |
| 開催場所 | |
| 出席者 (会議構成メンバー) | |
| 相談者の整理番号 | ←市町村ごとで整理・管理している相談者の番号(ID)を記入してください。 |
| 初回相談日 | 年 月 日 初回相談場所 |
| 相談者属性 (区分) | <input type="checkbox"/> 障害者等 <input type="checkbox"/> 母子家庭の母等 <input type="checkbox"/> 中高年齢者 <input type="checkbox"/> 若年者 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。 |
| 現況 | <input type="checkbox"/> 無職 → 離職した日から (年 ヶ月間) が経過 (無職の期間) ①生活手段 <input type="checkbox"/> 雇用保険 → <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) まで (日間) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 生活保護受給中 → おおよそ (年 ヶ月間) (受給期間) <input type="checkbox"/> 訓練手当 <input type="checkbox"/> 被扶養 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 年金掛年数(国民年金のみを含む) → (年 ヶ月) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 就労中 ①雇用保険 → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ②緊急雇用の雇用状況 → <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) まで <input type="checkbox"/> なし ③転職理由 → <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 人間関係 <input type="checkbox"/> 仕事に就いていけない <input type="checkbox"/> 処遇 <input type="checkbox"/> 倒産 <input type="checkbox"/> 定年 <input type="checkbox"/> 解雇 <input type="checkbox"/> その他 |
| 扶養家族 | <input type="checkbox"/> あり → (人) <input type="checkbox"/> なし |
| 申請に関する所見 (期待される効果について) | |
| C-STEP事業以外で実施した支援メニュー等をご記入ください | |
| 別添資料 → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | |

2. 大阪府就労支援ケース連絡協議会の検討結果

| | |
|--------------|-------|
| 開催日 | 年 月 日 |
| 推薦取り扱いに関する理由 | 可 ・ 否 |
| | |

3. ホームページ・冊子ひゆーまんキャリア掲載情報

No.

市町村雇用・就労担当セクションにてご記入ください。

| | | |
|---|---|--|
| 求職状況 | 職安名() 求職者番号() | |
| 生年月日 | 年 月 日 → ()歳 | 性別 → (男 ・ 女) |
| 最終の学歴 | ①(不就学・中学・高校・高専・短大・四年制大学・大学院) → () 学科) → (全日制・定時制) → (年 月 日)頃 → (卒業・中途退校) | |
| | ②上記、卒業または中途退校の日からこのカード作成日まで → (年 月 日) | |
| 免許・資格 | ①普通運転免許 1・2種 ②大型運転免許 1・2種 ③大型特殊免許 1・2種 ④その他の免許・資格 [] | |
| 手帳取得状況 | ①障害の有無 → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | |
| | ②手帳取得の有無 → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | |
| | ③手帳種別 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(1・2・3・4・5・6級・その他)→交付日(年 月 日) <判定内容>() | |
| | <input type="checkbox"/> 療育手帳(A・B1・B2)→交付日(年 月 日) <判定内容>() | |
| <input type="checkbox"/> 精神障害者保険福祉手帳(1・2・3級)→交付日(年 月 日) <判定内容>() | | |
| 職歴 | ①過去に働いていた仕事と就労年数(仕事ごとの勤務年数もご記入ください) [] | |
| ②上記で働いていた就労年数の合計 → (年 月 日間) | | |
| 必要な給与 | ①毎月の給与(月額) | 約()万円 |
| | ②賞与(年間) | 約()ヶ月 → ()万円 |
| | ③年収 | 約()万円 |
| 探している仕事 | ① ② ③ | |
| 備考 | | |

注意：カードの項目、表現等について、実務上お断り無く変更・修正をさせて頂く場合があります。

社団法人おおさか人材雇用開発人権センター
C-STEP
2004年度市町村会員調査票

記入年月日 2004年 月 日

| | | | | |
|------------|-----|--|------|--|
| 記入者 | 役職名 | | フリガナ | |
| | | | 名前 | |

1. 貴市町村名

2. 所在地 〒(-) 電話番号(- -)

3. (社)おおさか人材雇用開発人権センター(以降、C-STEPと呼ぶ)の「全事業」に関するご連絡先(連絡調整、資料送付等を含む)の担当部局について。

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 部局(部署)名 | | | |
| 主管責任者役職名 | | フリガナ | |
| | | 名前 | |
| 担当者役職名 | | フリガナ | |
| | | 名前 | |
| Eメールアドレス | | | |
| 直通電話番号 | - - | 内線 | |
| F A X 番号 | - - | | |

4. C-STEPからの「会費請求」に関する資料等の送付先担当部局について、「上記3」と同じ窓口であれば右記の項目に○をおつけください。 → [同上]

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 部局(部署)名 | | | |
| 主管責任者役職名 | | フリガナ | |
| | | 名前 | |
| 担当者役職名 | | フリガナ | |
| | | 名前 | |
| Eメールアドレス | | | |
| 直通電話番号 | - - | 内線 | |
| F A X 番号 | - - | | |

裏面アンケートに続きます。

＜市町村における地域就労支援事業の実施に関するアンケート＞

5. 2004年度、貴市町村における雇用・就労創出事業の実施状況についてお聞かせください。

(1) 実施状況についていずれか○で囲んでください。 (実施する ・ 実施しない)

(2) 上記で「実施する」に回答された場合、その内容をお聞かせください。

① 実施形態(分類)について、当てはまる項目の□にチェックをつけてください。

求人求職フェア(求人情報提供・相談事業など) 合同説明会(面接会など)

セミナー(就職準備講習など)

その他()

② 上記分類で選択された事業の具体的な実施内容をご記入ください。

| 事業名称 | 事業対象 | 実施時期(期間) | 場所(会場) |
|------|------|----------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※各事業に関する資料(実施内容の分かるもの)を添付して頂いても結構です。

6. 2004年度、貴市町村における能力開発事業の実施状況についてお聞かせください。

(1) 実施状況についていずれか○で囲んでください。 (実施する ・ 実施しない)

(2) 上記で「実施する」に回答された場合、その内容をお聞かせください。

① 実施形態(分類)について、当てはまる項目の□にチェックをつけてください。

パソコン講習 就職入門講座(ビジネスマナー・履歴書・面接など)

職場体験(見学・体験事業など) 資格取得講座

その他()

② 上記分類で選択された各事業の具体的な実施内容をご記入ください。

| 事業名称 | 事業対象 | 実施時期(期間) | 場所(会場) |
|------|------|----------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※各事業に関する資料(実施内容の分かるもの)を添付して頂いても結構です。

最後に、C-STEP(事業)に対して、どのような事業を望むかなど、ご意見・要望がございましたらご記入ください。

有り難うございました。

C-STEP第2期会員企業貢献度評価一覧(案)

総評点

< 評価項目 >

2002 2003 2004 2005 2006
年度 年度 年度 年度 年度 [評価得点] 基準得点

| | 2002年度 | 2003年度 | 2004年度 | 2005年度 | 2006年度 | 計 | 基準得点 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|----|--------|
| 1. 就業体験・能力開発 | | | | | | 計 | (16) |
| (1) 人材スキルアップコース | | | | | | 小計 | (5) |
| (ア) 職場実習実施への企業エントリー | | | | | | | (1) |
| (イ) 講座受講生の職場実習の受け入れ実施 | | | | | | | (2) |
| (ウ) 企業見学へのエントリー | | | | | | | (1) |
| (エ) 企業見学の受け入れ実施 | | | | | | | (1) |
| (2) ジョブトレーニングコース | | | | | | 小計 | (9) |
| (ア) 受け入れ企業にエントリー | | | | | | | (1) |
| (イ) 受け入れ実施 | | | | | | | (3) |
| (ウ) 「(ア)(イ)」の受け入れが、社の障害者雇用促進計画に基づき実施 | | | | | | | (1) |
| (エ) ジョブトレーニングの障害者の受け入れ計画を策定 | | | | | | | (1) |
| (オ) 社の障害者雇用促進計画には、知的障害者の達成目標を明示 | | | | | | | (1) |
| (カ) 社の障害者雇用促進計画には、精神障害者の達成目標を明示 | | | | | | | (1) |
| (キ) 社の障害者雇用促進計画が、3障害別での達成目標を策定 | | | | | | | (1) |
| (3) 就業体験 | | | | | | 小計 | (2) |
| (ア) C-STEPの就業体験講座に提案 | | | | | | | (1) |
| (イ) 就業体験講座を実施した | | | | | | | (1) |
| 2. 雇用 | | | | | | 計 | (44) |
| (1) 会員企業本体で雇用 | | | | | | 小計 | (26) |
| (ア) 常用雇用での採用 | | | | | | | (10) |
| (イ) 社保労保適応のパート採用 | | | | | | | (8) |
| (ウ) 働く側のニーズに応じたパート就労での採用 | | | | | | | (5) |
| (エ) 上記に関わる求人情報カードの提出 | | | | | | | (2) |
| (オ) 在職年数 | | | | | | | (1) |
| (2) 会員企業の子会社・別会社(連結決算対象)で雇用 | | | | | | 小計 | (18) |
| (ア) 常用雇用での採用 | | | | | | | (7) |
| (イ) 社保労保適応のパート採用 | | | | | | | (5) |
| (ウ) 働く側のニーズに応じたパート就労での採用 | | | | | | | (3) |
| (エ) 上記に関わる求人情報カードの提出 | | | | | | | (2) |
| (オ) 在職年数 | | | | | | | (1) |
| 3. C-STEPを通じた委託・アウトソーシング | | | | | | 計 | (7~12) |
| (ア) C-STEP事業に関連した委託契約をしている | | | | | | | (1~5) |
| (イ) C-STEPと連携するNPO等を通じたグリーン調達を実施している(NPO=障害者・母子など) | | | | | | | (1~2) |
| (ウ) 委託契約先を価格評価のみではなく、公共性・地域貢献性等での総合評価で契約している | | | | | | | (1) |
| ① 障害者の法定雇用率を上回っている委託先と契約している | | | | | | | (1) |
| ② 3障害者での達成計画を策定している委託先と契約している | | | | | | | (1) |
| ③ 障害者の職場適応力・技術向上の研修・訓練体制が整備されている委託先と契約している | | | | | | | (1) |
| 4. 企業からの提案 | | | | | | 計 | (1) |
| (ア) C-STEP事業対象者の雇用・就労機会の増大策について、貴社で実施可能、または検討可能な取り組みを提言 | | | | | | | (1~3) |
| (イ) 提言をC-STEPが実施した | | | | | | | (1) |
| 5. 会員 | | | | | | 計 | (13) |
| (ア) 会員年数 | | | | | | | (1) |
| (イ) 理事・監事就任 | | | | | | | (5) |
| (ウ) 各種委員就任 | | | | | | | (3) |
| (エ) 各種調査・事業協力 | | | | | | | (3) |
| (オ) 会社概要届提出 | | | | | | | (1) |
| ◎部門賞(能力開発賞、ジョブトレーニング賞等) | | | | | | 計 | |

(注) 評価得点は、各評価項目ごとに達成されておれば、評価基準得点=()内数値が入る。

C-STEP評価・顕彰システム導入検討委員会（第2期）委員名簿

大東清人 コクヨ株式会社 人事部特別参事

藤原謙司 シャープ株式会社 人事本部人事部採用担当係長

水町 繁 イオン株式会社 西日本カンパニー人権啓発室長

黒田悦郎 西日本電信電話株式会社 人事部人権啓発室担当課長

内海義春 日本生命保険相互会社 人事部専門部長

森 和男 大阪府商工労働部雇用推進室雇用対策課参事

松浦隆行 大阪市市民局雇用・勤労施策室就労支援担当課長

小頭芳明 （社）おおさか人材雇用開発人権センター専務理事

2003年度大阪市地域就労支援センター事業報告書

別添資料一覧

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 雇用・就労支援相談 | 21 |
| 2. コーディネーターの養成研修 | 22 |
| 3. 周知活動について | 26 |
| 4. 就業体験会 | 30 |
| 5. ハローステップ求職者応援ひろば | 38 |
| 6. 能力開発プログラム(愛称:お仕事トレーニング) | 48 |

大阪府への提出資料

相談等利用件数

| サービス内容 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 新規相談件数 | 127 | 71 | 53 | 103 | 43 | 97 | 116 | 47 | 41 | 44 | 105 | 60 | 907 |
| 再相談件数 | 155 | 180 | 161 | 175 | 135 | 111 | 114 | 149 | 119 | 156 | 145 | 186 | 1786 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 282 | 251 | 214 | 278 | 178 | 208 | 230 | 196 | 160 | 200 | 250 | 246 | 2693 |

相談者実人数

| 相談者の種別 | 実人数 | 内、相談カードを作成した人数 | 内、コーディネータがサポートプラン(案)を作成した人数 | 内、ケース会議でサポートプランを作成した人数 |
|---------|------|----------------|-----------------------------|------------------------|
| 新規相談者数 | 907名 | 907名 | 280名 | 39名 |
| 過年度相談者数 | 149名 | 0名 | 176名 | 12名 |

相談者内訳

| 種別 | 上段:新規 | | 相談内容 | | | 処理結果 | | |
|----------|--------|-----|-------|-----|----|------|------|-----|
| | 下段:過年度 | 新規 | 雇用・就労 | その他 | 計 | 就労者 | 相談継続 | その他 |
| 若年者 | 新規 | 57 | 113 | 170 | 24 | | | |
| | 過年度 | 5 | 15 | 20 | 7 | | | |
| 中高年齢者 | 新規 | 120 | 272 | 392 | 42 | | | |
| | 過年度 | 26 | 39 | 65 | 14 | | | |
| 母子家庭の母親等 | 新規 | 28 | 55 | 83 | 6 | | | |
| | 過年度 | 10 | 5 | 15 | 7 | | | |
| 障害者 | 新規 | 16 | 26 | 42 | 2 | | | |
| | 過年度 | 4 | 8 | 12 | 2 | | | |
| その他 | 新規 | 67 | 153 | 220 | 22 | | | |
| | 過年度 | 13 | 24 | 37 | 7 | | | |
| 計 | 新規 | 288 | 619 | 907 | 96 | | | |
| | 過年度 | 58 | 91 | 149 | 37 | | | |

雇用・就労の実績

| | 就労者数 | 内訳 | | | その他の内容 |
|--------|------|------|-----------------|-----|--------|
| | | 正規雇用 | 短期雇用 うち、基金事業 | その他 | |
| 新規相談者 | 96 | 57 | 22 | 16 | 17 不明 |
| 過年度相談者 | 37 | 12 | 7 | 5 | 18 不明 |
| 計 | 133 | 69 | 29 | 21 | 35 |

労働施策への誘導

| 能力開発事業 | 623 名 | 備考(その他の内容等) |
|-------------|-------|-----------------------------|
| 地域就労支援メニュー | 381 名 | ハローステップ165名 お仕事トレーニング6名等 |
| C-STEPへの仮登録 | 83 名 | |
| 府能力開発化の委託訓練 | 26 名 | 芦原委託訓練申込み |
| A'ワーク創造館 | 9 名 | |
| 高等職業技術専門校 | 2 名 | |
| その他 | 122 名 | 助言・同行など 検討中含む |

| 他の専門就労支援機関 | 86 名 | 備考(その他の内容等) |
|------------------|------|-----------------------|
| 母子家庭等就業・自立支援センター | 0 名 | |
| 障害者就業・生活支援センター | 5 名 | |
| 中高年就職支援センター | 11 名 | |
| その他 | 70 名 | ハローワーク誘導 (付き添い56名) |

総労 第 138 号

平成15年8月22日

市町村労働行政主管課長
各関係（公的）機関代表者 様

大阪府総合労働事務所長

〔公印・契印省略〕

平成15年度労働相談関係機関担当者等【実務】研修の実施について（通知）

日頃から、本府労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。9月から実施いたします標記研修の日程について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。つきましては、関係職員への周知並びに積極的な参加方よろしくお願いいたします。

記

1. 日 時 【第1回】 9月24日（水）午後2時～5時まで
【第2回】 10月23日（木）午後2時～5時まで
【第3回】 11月14日（金）午後2時～5時まで
【第4回】 12月12日（金）午後2時～5時まで
2. 場所・内容等 別添実施計画のとおり
3. 参加予定者 市町村等、公的な労働相談関係機関の担当職員及び本府労働相談担当職員並びに一般労働相談員など約40名
4. その他 本通知にて第1回研修の案内といたします。年度当初にご連絡いただいております参加予定者に変更がございましたら、9月10日（水）迄に下記担当までご連絡ください。

大阪府総合労働事務所

地域労政グループ 小林

TEL 06-6946-2608

FAX 06-6946-2635

E-mail KobayashiY@mbox.pref.osaka.jp

平成15年度労働相談関係機関担当者等研修実施要領

- 1 目的 労働相談を実施する公的機関等における労働相談担当者等の労働相談に対する認識を深めるとともに、労働相談処理能力の向上を図る。

- 2 対象 市町村など労働相談を実施する公的機関等における労働相談担当者、本府担当職員及び一般労働相談員、その他適当と認める者。

- 3 方式及び実施期間 (1)^ア 基礎研修【5月～7月の間に計5回（半日）実施】
労働相談に必要な基礎的な知識の習得を目的とするもの。
原則として、労働相談担当1年目の者を対象とする。

(2) 実務研修【9月～12月の間に計4回（半日）実施】
労働相談に適切に対応するための実務的な知識等の習得を目的とするもの。
原則として、本研修基礎研修を受講した者、労働相談担当経験者を対象とする。

- 4 実施場所 原則として、エル・おおさか南館5階ホール
(大阪市中央区石町2-5-3 /地下鉄・京阪「天満橋」駅徒歩5分)

- 5 実施計画 別紙のとおり

平成15年8月22日

平成15年度労働相談関係機関担当者等実務研修実施計画(案)

実務研修【9月～12月の間に計5回(半日実施)】

労働相談に適切に対応するための実務的な知識などの習得を目的とするもの。

原則として、本研修基礎研修を受講した者、労働相談担当経験者を対象とする。

○場 所：エル・おおさか南館内(大阪府中央区石町2-5-3)

※京阪・地下鉄谷町線「天満橋」下車 西へ約400M

【第1回 9月24日(水)午後2時～5時／エル・おおさか南館5階ホール】

(1)労働契約の終了をめぐる法的問題について【講義】

○ 講師 あかり法律事務所 弁護士 小久保 哲郎 氏

(2)労働契約の終了をめぐる相談事例検討【報告と検討】

○ 講師 大阪府総合労働事務所職員

【第2回 10月23日(木)午後2時～5時／エル・おおさか南館5階ホール】

(1)賃金、労働時間など労働条件をめぐる法的問題について【講義】

○ 講師 在間法律事務所 弁護士 在間 秀和 氏

(2)賃金、労働時間、有給休暇、休業等をめぐる相談事例検討【報告と検討】

○ 講師 大阪府総合労働事務所職員

【第3回 11月14日(金)午後2時～5時／エル・おおさか南館9階会議室】

(1)職場のセクシュアル・ハラスメントの防止について【講義】

○ 講師 大阪府総合労働事務所職員

(2)職場のセクシュアル・ハラスメントの相談実務【報告と検討】

○ 講師 大阪府総合労働事務所職員

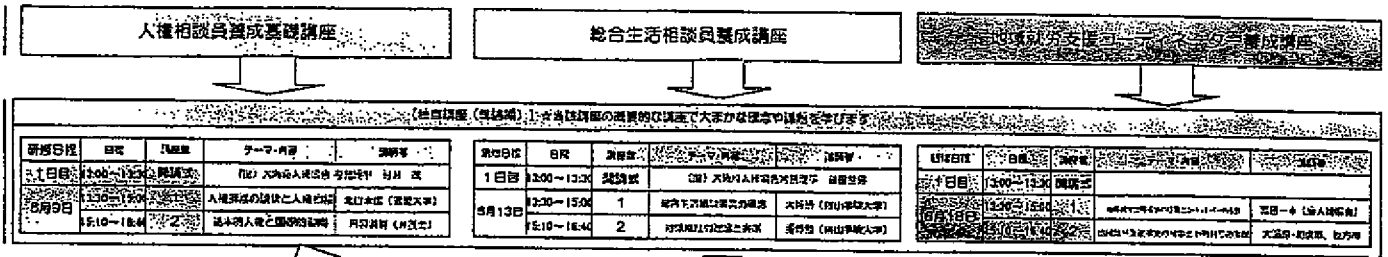
【第4回 12月12日(金)午後2時～5時／エル・おおさか南館9階会議室】

(1)「最近の労働判例の傾向」について【講義】

○ 講師 神戸大学 助教授 根本 到 氏

(2)職場のいじめをめぐる法的問題について【講義】

○ 講師 上原康夫法律事務所 弁護士 上原 康夫 氏



【共通講座】各講座で実施するカリキュラムの中で、共通する授業時間について各講座の実習生を合流して1時期にまとめて実施します

| 研修日程 | 時間 | 日次 | テーマ | 内容 | 講師 (予定・調整中含む) |
|-------|------------|----|--------------|--|---------------------|
| 2日目 | 9:30~11:00 | 3 | 南米諸国 | 南米諸国の今日の現状と課題 「2000年南米の現状」の報告を聞き、今日の南米の現状と課題を学びます。 | 奥野 博 (近畿大学) |
| 6月25日 | 9:30~11:00 | 5 | 労働行政と人権行政 | 労働行政と人権行政の両方から見た労働行政の現状と課題について学びます。 | 村井 茂 (大阪府人権協会) |
| 6月26日 | 9:30~11:00 | 6 | 職人関係 | 職人関係の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 寺下 誠 (大阪府人権協会) |
| 3日目 | 9:30~11:00 | 7 | ホームレス問題 | ホームレス支援の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 西村 昭雄 (ニューメディア人権協会) |
| 6月30日 | 9:30~11:00 | 9 | 高齢者福祉 | 高齢者福祉の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 中山 隆 (大阪府立大学) |
| 7月1日 | 9:30~11:00 | 10 | 外国人関係 | 外国人関係の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | NPO 全日本福祉協会/ニューマインド |
| 4日目 | 9:30~11:00 | 11 | 外国人関係 | 外国人関係の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 岡野 正典 (大阪府立大学) |
| 7月4日 | 9:30~11:00 | 12 | 障害者福祉 | 障害者福祉の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | RINK |
| 7月5日 | 9:30~11:00 | 13 | 障害者福祉 | 障害者福祉の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 尾上 浩二 (自立生活センターアビ) |
| 5日目 | 9:30~11:00 | 15 | 女性の権利 | 女性の権利の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | トーンセンター |
| 7月7日 | 9:30~11:00 | 17 | 一人親家庭の現状と課題 | 一人親家庭の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 神楽 文子 (神戸大学) |
| 7月8日 | 9:30~11:00 | 18 | 一人親家庭の現状と課題 | 一人親家庭の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 8日目 | 9:30~11:00 | 19 | 生活保護行政の現状と課題 | 生活保護行政の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 西村 昭一 (大阪府社会福祉課) |
| 7月9日 | 9:30~11:00 | 20 | 生活保護行政の現状と課題 | 生活保護行政の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 大阪府社会福祉課 |
| 7月9日 | 9:30~11:00 | 21 | 生活保護行政の現状と課題 | 生活保護行政の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 加藤 隆一 (大阪府社会福祉課) |
| 7月9日 | 9:30~11:00 | 22 | 生活保護行政の現状と課題 | 生活保護行政の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 尾上 浩二 (自立生活センターアビ) |

【一部共通講座】人権相談員・総合生活相談員の共通講座として実施します。

| 研修日程 | 時間 | 日次 | テーマ | 内容 | 講師 |
|-------|------------|----|-------|------------------------|--------------------|
| 7日目 | 9:30~11:00 | 23 | 児童虐待 | 児童虐待の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 山本 浩二 (神戸児童相談センター) |
| 7月14日 | 9:30~11:00 | 25 | DV被害者 | DV被害者の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 小野 昭子 (府女性相談センター) |
| 7月15日 | 9:30~11:00 | 26 | セクハラ | セクハラ被害者の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 大阪府心のサポートセンター |

【共通講座】☆施設見学を実施します。

| 研修日程 | 時間 | 日次 | テーマ | 内容 | 講師 |
|------|-------|----|-------|-----------------------------|-----------------|
| 8日目 | 7月16日 | 27 | 施設見学Ⅰ | 近畿大学、大阪府、大阪府立大学の施設見学を実施します。 | にしのみりWinx 岡井 所長 |
| | | 28 | 施設見学Ⅱ | 近畿大学、大阪府、大阪府立大学の施設見学を実施します。 | 声優養成所 上野 所長 |

【共通講座】☆相談員の相談技術などを共通講座として実施します。

| 研修日程 | 時間 | 日次 | テーマ | 内容 | 講師 |
|-------|------------|----|---|----|---------------------------------------|
| 9日目 | 9:30~11:00 | 29 | 相談技術の日本(相談員としての心構えなど) 実習の場として実施します | | 白井 浩一 (法人相談センター) |
| 7月24日 | 9:30~11:00 | 30 | 相談技術(電話相談・相談記録の記入方法などの実習) ※3会場に分かれて実施します。 | | 講師：人権相談(未定)、総合生活相談(未定)、通訳ボランティア(伊東 行) |
| 7月24日 | 9:30~11:00 | 31 | 相談技術(電話相談・相談記録の記入方法などの実習) ※3会場に分かれて実施します。 | | |
| 7月24日 | 9:30~11:00 | 32 | 相談技術(電話相談・相談記録の記入方法などの実習) ※3会場に分かれて実施します。 | | |

【個別講座】それぞれ1日1回の相談員養成のために必要な専門講座の実施します。

| 研修日程 | 時間 | 日次 | テーマ | 内容 | 講師 |
|-------|-------------|----|--------------|-----------------------|----------|
| 10日目 | 9:30~11:00 | 33 | HIV感染者の人権相談 | HIV感染者の人権相談 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 高尾 一夫 |
| 10日目 | 11:10~12:40 | 34 | ハンセン病患者の人権相談 | ハンセン病患者の人権相談 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 松岡 孝 |
| 7月28日 | 9:30~11:00 | 35 | 高齢者・高齢者の人権相談 | 高齢者・高齢者の人権相談 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | G-FRONT |
| 7月28日 | 9:30~11:00 | 36 | 犯罪被害者の人権相談 | 犯罪被害者の人権相談 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 府民生活センター |
| 11日目 | 9:30~11:00 | 37 | 児童虐待の相談技術 | 児童虐待の相談技術 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 11日目 | 11:10~12:40 | 38 | 児童虐待の相談技術 | 児童虐待の相談技術 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 8月1日 | 9:30~11:00 | 39 | DV被害者の相談技術 | DV被害者の相談技術 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 大阪府立大学 |
| 8月1日 | 9:30~11:00 | 40 | DV被害者の相談技術 | DV被害者の相談技術 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 府民生活センター |
| 10日目 | 9:30~11:00 | 33 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 高尾 一夫 |
| 10日目 | 11:10~12:40 | 34 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 松岡 孝 |
| 7月29日 | 9:30~11:00 | 35 | ケアマネジメント | ケアマネジメント Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 府民生活センター |
| 7月29日 | 11:10~12:40 | 36 | ケアマネジメント | ケアマネジメント Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 11日目 | 9:30~11:00 | 37 | 事例研究・記録手法 | 事例研究・記録手法 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 11日目 | 11:10~12:40 | 38 | 事例研究・記録手法 | 事例研究・記録手法 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 8月6日 | 9:30~11:00 | 39 | ケース記録の現状と課題 | ケース記録の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 大阪府立大学 |
| 8月6日 | 11:10~12:40 | 40 | ケース記録の現状と課題 | ケース記録の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 10日目 | 9:30~11:00 | 33 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 高尾 一夫 |
| 10日目 | 11:10~12:40 | 34 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 松岡 孝 |
| 8月10日 | 9:30~11:00 | 35 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 府民生活センター |
| 8月10日 | 11:10~12:40 | 36 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 10日目 | 9:30~11:00 | 33 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 高尾 一夫 |
| 10日目 | 11:10~12:40 | 34 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 松岡 孝 |
| 8月10日 | 9:30~11:00 | 35 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 府民生活センター |
| 8月10日 | 11:10~12:40 | 36 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |
| 10日目 | 9:30~11:00 | 33 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 高尾 一夫 |
| 10日目 | 11:10~12:40 | 34 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 松岡 孝 |
| 8月10日 | 9:30~11:00 | 35 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | 府民生活センター |
| 8月10日 | 11:10~12:40 | 36 | 中間研修の現状と課題 | 中間研修の現状と課題 Ⅲ) Ⅳ) Ⅴ) | |

ひとりで悩まずに、
まずはお気軽に
ご相談ください。

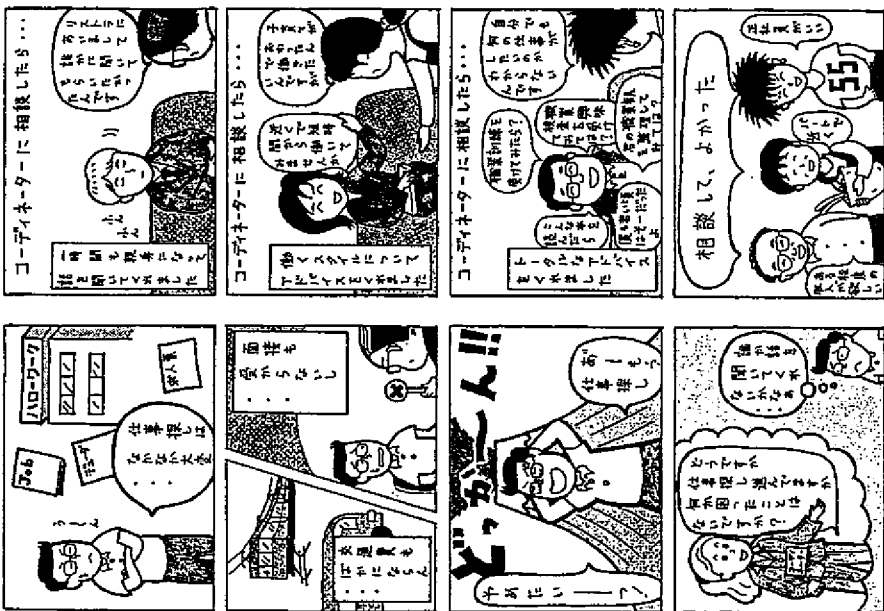
働きたいのになかなか
仕事が見つからない
どうすれば仕事に
就けるのかわからない
仕事に就くために今、
何をすればいいのか？
そんなあなたを全力で
バックアップします。

**大阪市
地域就労
支援センター**
☎(0120)
939-783

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～12:15 / 13:00～17:00

携帯電話からの場合は
06-6567-6889に
おかけください。

メールでも
ご相談を受け付けています。
sien@c-step.or.jp
http://www.c-step.or.jp



下記の相談窓口で、ご相談を受け付けています。

毎週火曜日から金曜日に巡回して行っています。
相談日・時間は施設により異なりますので、フリーダイヤルにてお問い合わせください。

- 男女共同参画センター
クオア大阪東区鶴野部2-1-21
(地下鉄大原駅西口バス停/JR-京阪 京橋駅)
- クオア大阪南東区南島6-1-20
(JR-阪神 西心斎橋)
- 日之出人權文化センター
東淀川区西深津1-8-5 (地下鉄-JR 新大阪駅)
- 飛鳥人權文化センター
東淀川区中島3-14-32 (原島 津守野駅)
- 生江人權文化センター
旭区生江3-17-2 (市バス 生江)
- 大阪市立労働会館 (アビオ大阪)
中央区南/西中丸1-17-5 (地下鉄-JR 森/豊洲)
- 浪速人權文化センター
浪速区浪速1-9-20 (JR 芦屋橋駅)
- 加島人權文化センター
淀川区加島1-39-2 (JR 加島駅)
- 住吉人權文化センター
住吉区住吉1-6-41 (地下鉄 あびの駅/JR 杉本駅)
- 住吉人權文化センター
住吉区南島山5-3-21 (南島 住吉東駅)
- 栄田人權文化センター
東淀川区栄田3-8-14
(近鉄 栄田駅/市バス 栄田行善大橋)
- 平野人權文化センター
平野区平野南3-8-22
(山手野駅/市バス 平野南第二丁目)
- 西成人權文化センター
西成区中島3-1-24 (JR 西成駅)

大阪市地域就労支援センター 大阪府浪速区木津2-5-9 A707-7 浪速区内 電話:06-6567-6890 FAX:06-6567-6891

8668 http://www.c-step.or.jp

がんばってるけど、
なかなか仕事に出会えない。
そんなあなたの仕事探しを、
お手伝いします。

いろいろ悩みが
あって困くの
が不安。

どんな資格が
あるんだろう。

困るのが
はじめて
なんです。

子育て
しながら
働きたい。

面談に
自信がない。

まだまだ
働きたいんです。

**ご相談・
サポートは
無料です。**

就労に関すること、なんでもお気軽にご相談ください。

大阪市地域就労支援センター

☎(0120)939-783

受付時間：月曜日～金曜日
10:00～12:15 / 13:00～17:00

携帯電話からの場合は06-6567-6889におかけください。

メールでもご相談を受け付けています。sien@c-step.or.jp

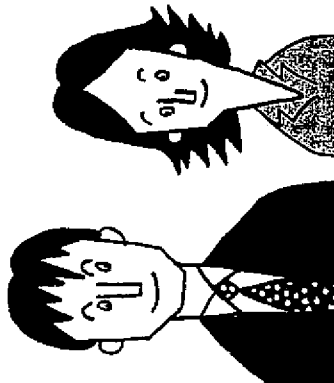
http://www.c-step.or.jp

大阪市地域就労支援センター
事業チラシ(表)

あなたの“働く意欲”を、 大阪市内の関係機関と 共に「支援します。」

「大阪市地域就労支援センター」では、大阪市からの委託を受けて「地域就労支援事業」を実施しています。地域就労支援事業とは、働く意欲と希望がありながらもいろいろな問題を抱えていることで就労を実現できない方々の雇用・就労を、市町村をはじめ地域の各関係機関との連携によって支援し、一人ひとりが意欲と能力に応じていきいきと働くことのできる社会の実現をめざして、平成14年度から大阪府下でスタートしたものです。身近なところで相談などの支援事業を行うため、市町村単位ですすめられています。

あなたの働きたい
気持ちを様々な
支援策と
あたたかな心で
応援します。



私たちコーディネーターがお手伝いします。

相談事業
コーディネーター養成訓練を修了したコーディネーターによる巡回相談のほか、電話やメールなどで相談を受け、相談者の状況に応じて、関係機関の紹介やつぎのステップなどを実施します。

職業能力開発事業
協力企業による職場体験の実施のほか、MOUS資格取得講座、関係機関等協賛などの関係、パソコンを利用した職業学習などを実施します。

雇用・就労創出事業
ハローワークや民間の求人情報を積極的に、相談や選考作業なども受けられる求人フェアを開催。また、職場開拓にむけた若狭広域などの作成を実施します。

その他の事業
雇用機会を拡大し、把握するため、アンケートなどによる調査を実施します。

まずはお気軽にご相談ください。

就労に関する悩みはひとそれぞれ。まずはお気軽にご相談ください。

就労を実現できない要因を一緒に整理します。

ご相談内容から、問題点を一緒に把握していくことで、具体的にどのようなかを明らかにします。

就労を実現するための支援を行います。

| | |
|--|--|
| <p>適切な就職活動の方法をアドバイスします。</p> <p>ハローワークや関係機関・地域の関係機関の活用、活用する資料の選別、履歴書の書き方、面接の方法などのアドバイスを行います。</p> | <p>どのような仕事に向いているかを考えます。</p> <p>仕事への興味や性格など、特性を考慮する適性検査を実施、能力の習得を計るものがあります。また、仕事選びのきっかけ（材料）にしてください。</p> |
| <p>資格や技術など、就職に役立つスキル修得を支援します。</p> <p>個々の状況にあわせ、職業訓練・能力開発プログラムを実施します。また、協力企業への職業訓練やMOUラウンディング、セミナー参加などを組み合わせて個人個人に合わせた関係プログラムをすすめます。</p> | <p>機関との連携を図ります</p> <p>関係公共機関・機関に事前に連絡をするなど、相談者がスムーズに就職活動を行えるよう、支援を行います。必要に応じて他の機関・機関へのつぎのステップも行います。</p> |

これまでに、こんなご相談が寄せられました。

- 相談内容
子どもが病気のことで働ける時間が限られています。安定した収入が得られる事務の仕事を考えているのですが、前職では単純な電話応対や受付しかすることがなく、自信がありません。(30代の女性)
- アドバイスの結果……
現在雇用保険受給中ということもあり、お子さんの状況などを理解してもらえる職場をじっくり探し方が良いということで、職業訓練校でのパソコン実務科で技術を習得することを提案しました。現在は訓練校で3ヶ月の訓練を受けながら、ハローワークへ通うなど、3ヶ月後の就労を希望した就職活動をつづけておられます。
- 相談内容
先月に会社を辞めました。食品関係の仕事は30年以上続けていたのですが、他の仕事につくことに抵抗があり、なかなか仕事が見つかりません。(50代の男性)
- アドバイスの結果……
新ごさんの介抱もしていただければ、できるだけ早い就職先を考えておられました。そこで、最低限必要とする生活費をだしていただくまで「10万円は必要」といった仕事探しの条件がそろふことで、お給料の条件が「今まで以上」という環境としたものから「10万円は必要」といった仕事探しの条件が具体的になりました。その後、ハローワークの利用方法、履歴書の作り方などを時間をかけて説明。前職での経験や人柄を、面接で自信を持ってアピールできるように、1ヵ月後に面接への就労が決まりました。

がんばってるけど、
なかなか仕事に出会えない。
そんなあなたの仕事探しを、
お手伝いします。

いろいろ悩みが
あって働くの
が不安。

どんな資格が
あるんだろう。

働くのが
はじめて
なんです。

子育て
しながら
働きたい。

足に負担を
かけずに
仕事をしたい。

ご相談・
サポートは
無料です。

面接に自信がない。

まだまだ
働きたいんです。

就労に関すること、なんでもお気軽にご相談ください。

大阪市地域就労支援センター



(0120) 939-783

受付時間:月曜日～金曜日
10:00～12:15/13:00～17:00

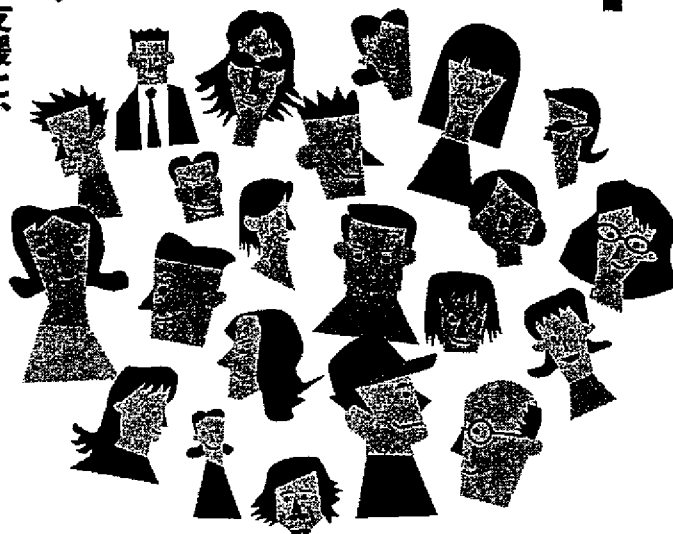
携帯電話からの場合は06-6567-6889におかけください。

メールでもご相談を受け付けています。sien@c-step.or.jp <http://www.c-step.or.jp>

ご存知ですか？

地域就労 支援事業

“地域就労支援事業”とは、さまざまな事情により、働く意欲を持ちながら就労を実現できない方々の支援と、すべての人が意欲と能力に応じて生き生きと働くことのできる社会の実現をめざして、平成14年から大阪府下で実施しているものです。



大阪市地域就労支援センターは、大阪市からの委託により、相談や訓練など、さまざまな就労支援を行っています。

ご相談をお受けします。

市内15カ所の相談窓口のほか、電話、メールなどでご相談を受け付けています。

就労を実現できない要因を一緒に整理します。

希望の職種が見つからない、自信がない、持病がある……専任のコーディネーターが一緒に問題点を整理します。

就労を実現するための支援を行います。

ハローワークや職業訓練制度の活用の仕方や、保育所などの支援施設の紹介、資格講座の紹介など、個々のニーズにあわせたアドバイス・支援メニューの作成などを行います。

- 求人フェア……ハローワークや民間の求人情報の提供のほか、適性検査や相談、パネル展などを実施します。
- 協力企業での職業訓練・能力開発プログラムを実施個々のスキルアップと適性判断のため、職業訓練を実施します。
- 関係機関・施設に事前に連絡をするなど、相談者がスムーズに就職活動を行えるよう支援を行います。

大阪市地域就労支援センター  (0120) 939-783

月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～17:00

携帯電話からの場合は06-6567-6889におかけください。

メールでもご相談を受け付けています。 sien@c-step.or.jp <http://www.c-step.or.jp>

大阪市浪速区木津川2-3-8 Aワーク創造館内 電話:06-6567-6890 FAX:06-6567-6886 <http://www.c-step.or.jp>

しごとと子育て両立支援！

就業体験会のご案内

頑張ってるけどなかなか仕事に出会えない。
そんなあなたのお仕事探しをお手伝いします。

自分にあった仕事かどうかや勤めることが出来るかなど、実際の職場を見学することが出来ます。

この就業体験会は採用には一切関係ありませんので、今回実施する業界への就職を考えていなかった方も、お気軽にご参加いただけます。

この機会を通じて就職活動の幅を広げてみませんか？
きっと新しい発見があるはずです。

就業体験会

▼当日のプログラム▼(約1時間から1時間半)

- 1、企業から募集内容の説明
(仕事内容・勤務形態・賃金・諸手当など詳しい説明が受けられます。)
- 2、参加者からの質問
(気になる職場の雰囲気や雇用環境のこと等、なんでも質問できます。)
- 3、実際の職場の見学・体験
(働いている人の様子や勤務場所の様子など、ご自身の目で見て確認できます。)

応募の意思が固まった方には後日、企業との面接会に参加することが出来ます

面接会

前回参加者の声…

作業中のスタッフから、直接お話を聞くことができました。障害を持っていて、自分に出来る仕事なんてないと思っていたけれど「そんな問題ない。すぐできるようになるわよ。」とっていただいても嬉しかったです。気を引き締めて応募することにしました。



今回のサポーター企業

- ▽大代興業株式会社
- ▽ビルメンテナンス業
- ▽大阪市西区九条1-26-9(本社)
- ▽地下鉄 九条駅から徒歩5分

【参考:求人募集例】

- ▽募集職種: 駅・建物などの清掃業務
- ▽形態: 正社員
- ▽就業時間: 9:00(8:00)~16:00
- ▽就業場所: 大阪市内
- ▽給与: 月額約12万円
- ▽休日: 土日祝日
- ▽必要な資格: 不問(学歴不問)
- ▽賃金形態: 日給月給制

※就業体験会開催場所は本社を予定しておりますが、変更になる場合があります。

「就業体験会」へ参加を希望される方は**7月22日(火)**
までにフリーダイヤルにご連絡下さい。
追って体験会の日時をお知らせします。

相談窓口開設日の問い合わせも受け付けています。

フリーダイヤル **0120-939-783**
(10:00~12:00/13:00~17:00土日祝除く)

大阪市地域就労支援センター
〒556-0027
大阪府大阪市浪速区木津川2-3-8
A'ワーク創造館内
TEL:06-6567-6890
Fax:06-6567-6886

しごとと子育て両立支援 第5回就業体験会のご案内

頑張ってるけどなかなか仕事に出会えない。
そんなあなたのお仕事探しをお手伝いします。

「自分にあった仕事かな」「勤めることが出来るかしら」…仕事を探している時から不安がつきもの。そんな不安を解消し、自信を持って就職活動が行えるようにと、職場の詳しい説明や現場の見学をすることができる就業体験会を実施します。

この就業体験会は採用には一切関係ありませんので、今回実施する業界への就職を考えていなかった方も、お気軽にご参加いただけます。
この機会を通じて就職活動の幅を広げてみませんか？
きっと新しい発見があるはずです。

就業体験会

▼当日のプログラム▼(約1時間から1時間半)

- 1、企業から募集内容の説明
(仕事内容・勤務形態・賃金・諸手当など詳しい説明が受けられます。)
- 2、参加者からの質問
(気になる職場の雰囲気や雇用環境のこと等、なんでも質問できます。)
- 3、実際の職場の見学・体験
(働いている人の様子や勤務場所の様子など、ご自身の目で見て確認できます。)

じっくり考えてください。
応募の意思が固まった方には後日、企業との面接会に参加することが出来ます。

面接会

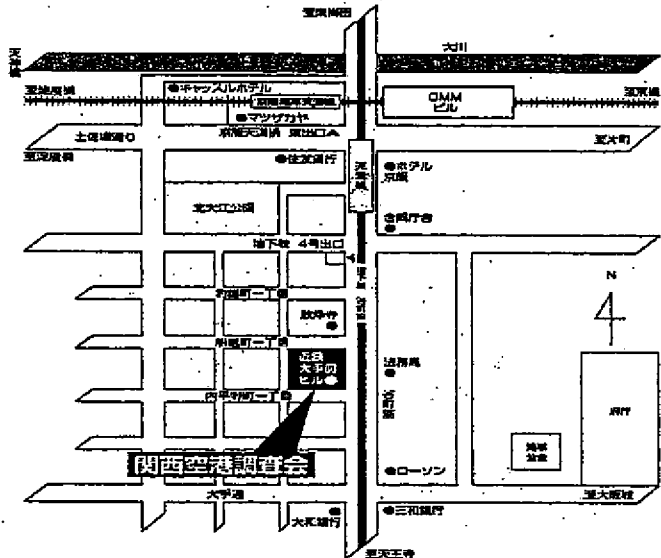
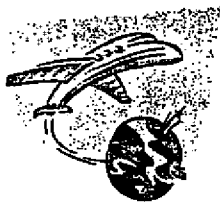


前回参加者の声…
今まで1つの業界に固執して探していて仕事が見つからず、かといって他の業界のことは全くわからないので応募するのが不安でした。こんなふうに詳しく説明を受けたり現場の様子を見学することが出来て興味を持つことができ、新しい就職へのみちが拓けました。

今回のサポーター企業

- 財団法人関西空港調査会
- 調査・研究機関
- 大阪市中央区谷町2-9-3 近鉄大手前ビル12階
- 地下鉄天満橋から徒歩4分・京阪天満橋から徒歩6分

【就業体験会日時】
8月5日火曜日10:00～
上記本社にて



【参考:求人募集例】

- 募集職種: 空港・新幹線駅でのアンケート業務
- 形態: 臨時パート
- 雇用期間: 8月中旬から約4ヶ月間
- 就業時間: ①9:00～16:00、②11:00～18:00 (③15:00～22:00) 休憩時間1時間含む
(就業時間は週ごとに変えることとし上記①②(希望により③)のいずれかとなります)
- 調査場所: ①関西国際空港②大阪国際空港③JR京都駅④JR新大阪駅⑤JR新神戸駅
(就業場所は週ごとに変えることとし、上記①～⑤のいずれか)
- 給与: 1100円/時間(1日6時間勤務、社会保険料等の控除あり)
- 休日: 週休2日(土日祝日の勤務有り)
- 必要な資格: 不問(学歴不問)
- 賃金形態: 月給制
- ※ 緊急地域雇用創出特別基金事業

「就業体験会」へ参加を希望される方は下記参加票を8月4日(月)までにFAX送信してください。
 FAX以外の申し込みはフリーダイヤルにおかけ下さい。

FAX番号: 06-6567-6886
 フリーダイヤル: 0120-939-783
 (10:00～12:00/13:00～17:00土日祝除く)
 携帯電話・大阪市外からの場合は 06-6567-6889

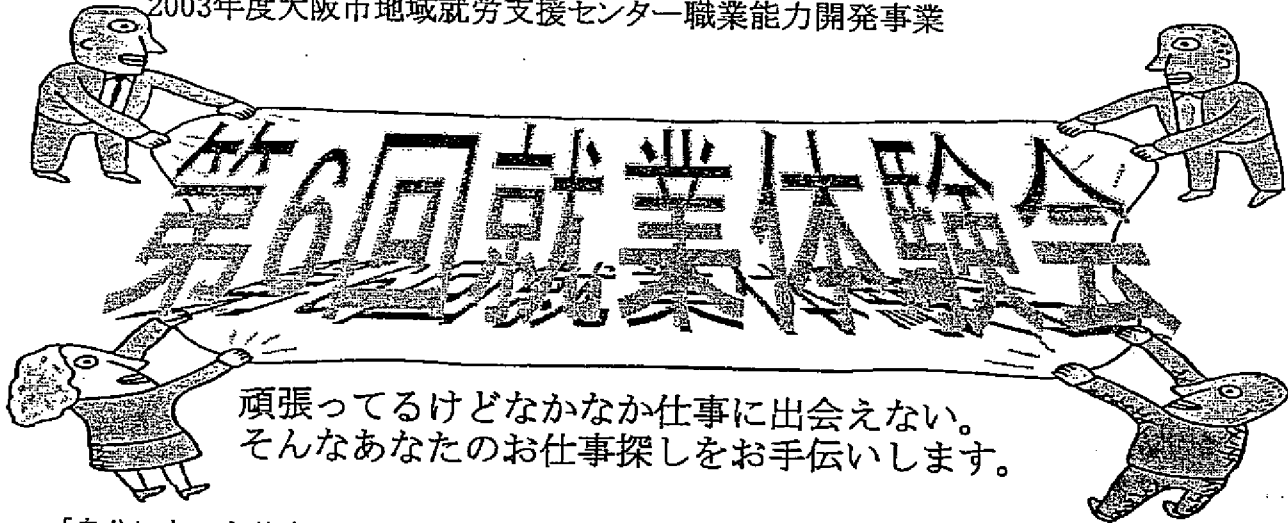
大阪市地域就労支援センター
 〒556-0027
 大阪府大阪市浪速区木津川2-3-8
 A'ワーク創造館内
 Tel:06-6567-6890
 Fax:06-6567-6886

参加票

第5回しごとと子育て両立支援就業体験会に参加します。

住所
 電話番号

名前



「自分にあった仕事かな」「勤めることが出来るかしら」…仕事は探している時から不安がつきもの。そんな不安を解消し、自信を持って就職活動が行えるようにと、職場の詳しい説明や現場の見学をすることができる就業体験会を実施します。

この就業体験会は採用には一切関係ありませんので、今回実施する業界への就職を考えていなかった方も、お気軽にご参加いただけます。この機会を通じて就職活動の幅を広げてみませんか？
きっと新しい発見があるはずです。

就業体験会

▼当日のプログラム▼(約1時間から1時間半)

- 1、企業から募集内容の説明
(仕事内容・勤務形態・賃金・諸手当など詳しい説明が受けられます。)
- 2、参加者からの質問
(気になる職場の雰囲気や雇用環境のこと等、なんでも質問できます。)
- 3、実際の職場の見学・体験
(働いている人の様子や勤務場所の様子など、ご自身の目で見て確認できます。)

じっくり考えてください。
応募の意思が固まった方には後日、企業との面接会に参加することができます。

面接会

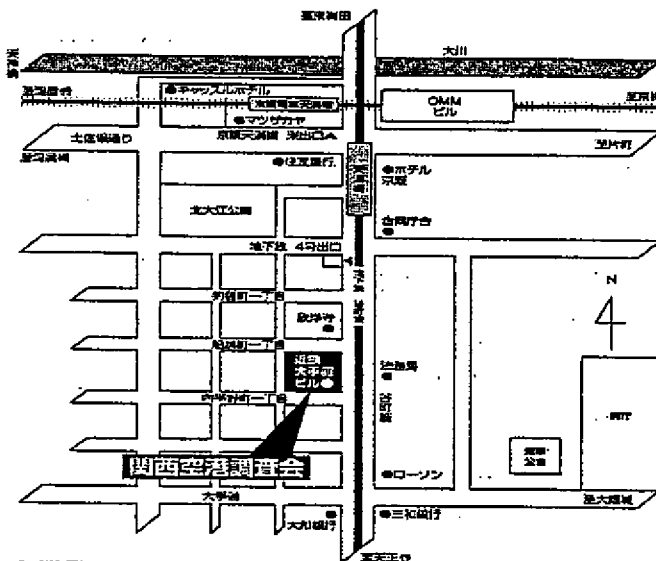
前回参加者の声…

今まで1つの業界に固執して探していて仕事が見つからず、かといって他の業界のことは全くわからないので応募するのが不安でした。こんなふうに詳しく説明を受けたり現場の様子を見学することが出来て興味を持つことができました。これをきっかけに新しいことにチャレンジして次の就職活動につなげていきたいです。

今回のサポーター企業

- 財団法人関西空港調査会
- 調査・研究機関
- 大阪市中央区谷町2-9-3 近鉄大手前ビル12階
- 地下鉄天満橋から徒歩4分・京阪天満橋から徒歩6分

【就業体験会日時】
 8月11日月曜日10:00～
 上記本社にて



【参考:求人募集例】

- 募集職種: 空港・新幹線駅でのアンケート業務
- 形態: 臨時パート
- 雇用期間: 8月中旬から約4ヶ月間
- 就業時間: ①8:00～15:00、②11:00～18:00 ③15:00～22:00(休憩時間1時間含む)
 (就業時間は週ごとに異なることとし上記①②③のいずれかとなります)
- 調査場所: ①関西国際空港②大阪国際空港③JR京都駅④JR新大阪駅⑤JR新神戸駅
 (就業場所は週ごとに異なることとし、上記①～⑤のいずれかとなります)
- 給与: 1100円/時間(1日6時間勤務、社会保険料等の控除あり)
- 休日: 週休2日(土日祝日の勤務有り)
- 必要な資格: 不問(学歴不問)
- 賃金形態: 月給制
- ※ 緊急地域雇用創出特別基金事業

「就業体験会」へ参加を希望される方は当日10:00までに
 本社に来場下さい。
 なお、面接会は翌日12日10:00～行います。
 履歴書はその際にご持参下さい。

お問い合わせはこちらまで。
 フリーダイヤル: 0120-939-783
 (10:00～12:00/13:00～17:00土日祝除く)
 携帯電話・大阪市外からの場合は 06-6567-6889

大阪市地域就労支援センター
 〒556-0027
 大阪府大阪市浪速区木津川2-3-8
 A'ワーク創造館内
 TEL:06-6567-6890
 Fax:06-6567-6886

第8回

就業体験会

清掃および事務補助

(株式会社) 美交工業のご協力のもと、就業体験を実施します。業界を知らない方、または興味のある方は一度ご参加下さい。自らの仕事探し、仕事発見の場としての参加をお願いします。 中身は以下の通りです。

<プログラム>

- 会社概要
- 仕事内容の説明
- 職場の見学
- 質疑応答

会社名 : 美交工業

会場 : 〒550-0025

大阪市西区九条南2-7-231 (地図は裏面)

就業体験日時 : 2004年2月18日(水)

集合場所・時間 : 地下鉄九条駅に9:30(時間厳守)

対象者 : 大阪市地域就労支援センターで相談を受けられ、

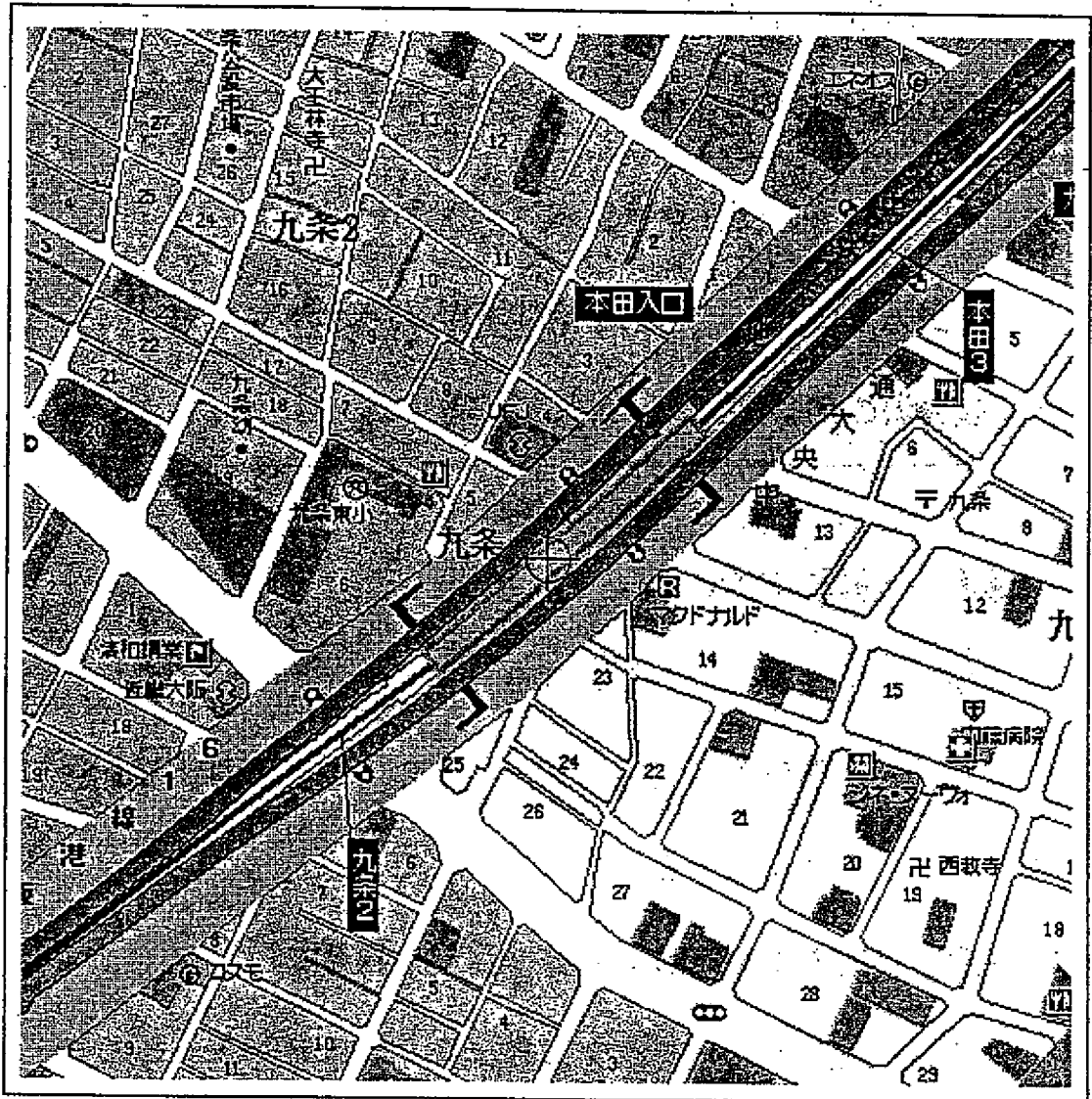
18~25歳位で普通自動車免許をお持ちの方

定員 : 10名

日時 : 2004年2月18日 (水)

集合時間 : 9:30 (時間厳守)

集合場所 : 大阪市営地下鉄中央線 九条駅



～ハローステップ求職者応援ひろば～実施結果

実施体制

大阪市内の各人権文化センターにおいて13:00～20:00まで開催。

| | |
|-----------|-------------|
| 9月18日(木) | 加島人権文化センター |
| 9月25日(木) | 両国人権文化センター |
| 9月30日(火) | 浪速人権文化センター |
| 10月2日(木) | 飛鳥人権文化センター |
| 10月7日(火) | 生江人権文化センター |
| 10月9日(木) | 平野人権文化センター |
| 10月15日(水) | 日之出人権文化センター |
| 10月17日(金) | 浅香人権文化センター |
| 10月21日(火) | 住吉人権文化センター |
| 10月24日(金) | 矢田人権文化センター |
| 10月28日(火) | 南方人権文化センター |
| 2月25日(水) | |
| 2月26日(木) | 西成区民センター |

実施結果

| 来場者(人) | | | | 来場者の内訳(人) | | | | 専門相談(人) | | | | 職業安定所(件) | | |
|--------|-----|-----|----|-------------|--------|------|------|---------|------|------|-----|----------|----|------|
| 全体 | 男 | 女 | 不明 | 17:00以降の来場者 | 雇用就労相談 | 適性検査 | 面接講座 | 全体 | 母子相談 | 労働相談 | その他 | FAX受信 | 照会 | 職業紹介 |
| 332 | 166 | 155 | 11 | 33 | 178 | 69 | 19 | 9 | 8 | 0 | 7 | 123 | 61 | 30 |

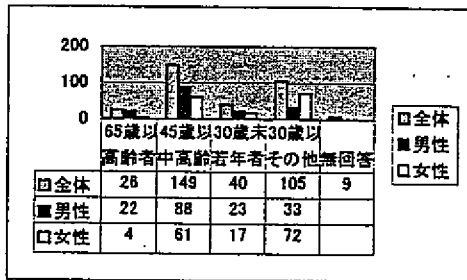
来場者プロフィール

性別



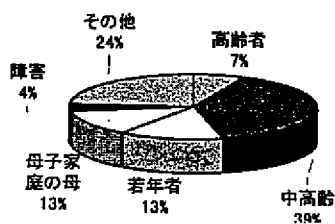
| | 実数 |
|-----|-----|
| 男性 | 166 |
| 女性 | 155 |
| 無回答 | 11 |
| 計 | 332 |

属性別



| | 全体 | 男性 | 女性 |
|----------------|-----|-----|-----|
| 高齢者 65歳以上 | 26 | 22 | 4 |
| 中高齢 45歳以上65歳未満 | 149 | 88 | 61 |
| 若年者 30歳未満 | 40 | 23 | 17 |
| その他 30歳以上45歳未満 | 105 | 33 | 72 |
| 無回答 | 9 | | |
| 計 | 329 | 166 | 154 |

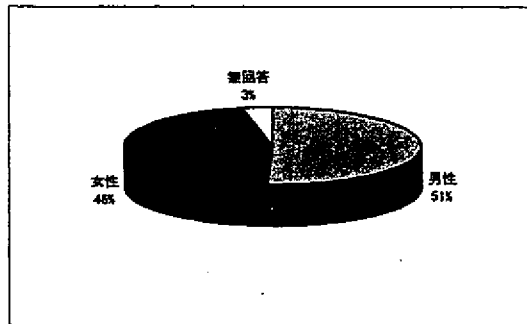
雇用・就労相談者の属性



| 属性 | 人数 |
|----------------|-----|
| 高齢者 65歳以上 | 7 |
| 中高齢 45歳以上65歳未満 | 41 |
| 若年者 30歳未満 | 14 |
| 母子家庭の母 | 13 |
| 障害 身体・知的・精神 | 4 |
| その他 | 25 |
| 計 | 104 |

●来場者プロフィール

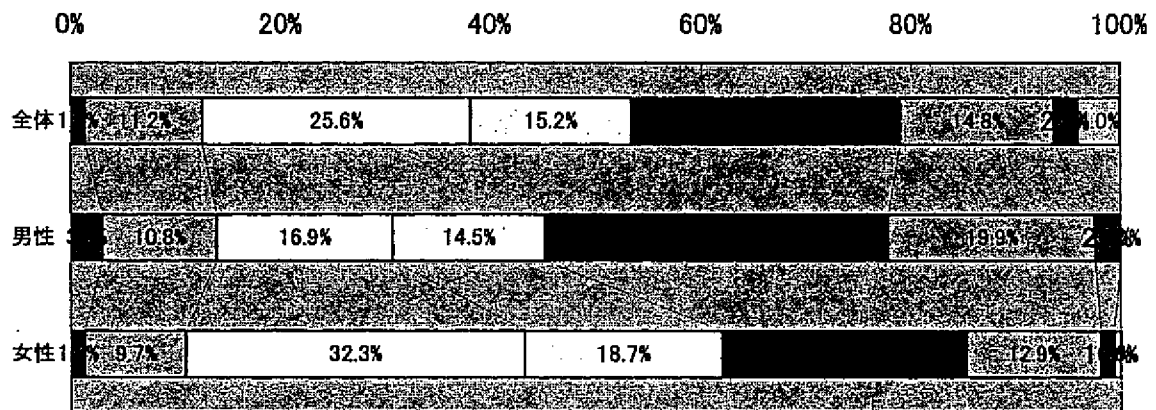
▽性別



| | 実数 |
|-----|-----|
| 男性 | 169 |
| 女性 | 155 |
| 無回答 | 11 |
| 計 | 332 |

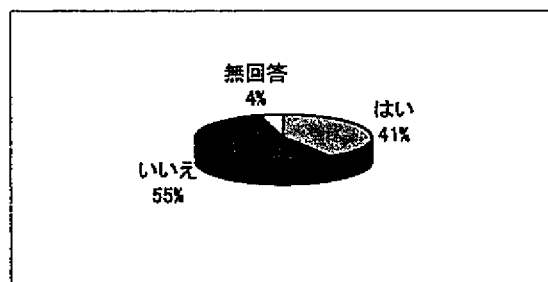
▽年代

| | 全体 | | 男性 | | 女性 | |
|-----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 実数 | % | 実数 | % | 実数 | % |
| 10代 | 3 | 1.3% | 5 | 3.0% | 2 | 1.3% |
| 20代 | 25 | 11.2% | 18 | 10.8% | 15 | 9.7% |
| 30代 | 57 | 25.6% | 28 | 16.9% | 50 | 32.3% |
| 40代 | 34 | 15.2% | 24 | 14.5% | 29 | 18.7% |
| 50代 | 57 | 25.6% | 54 | 32.5% | 36 | 23.2% |
| 60代 | 33 | 14.8% | 33 | 19.9% | 20 | 12.9% |
| 70代 | 5 | 2.2% | 4 | 2.4% | 2 | 1.3% |
| 無回答 | 9 | 4.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.6% |
| 計 | 223 | 100.0% | 166 | 100.0% | 155 | 100.0% |



■10代 □20代 □30代 □40代 ■50代 □60代 ■70代 □無回答

●就労相談を受けたことがあるか



| | 実数 |
|-----|-----|
| はい | 137 |
| いいえ | 182 |
| 無回答 | 14 |
| 計 | 332 |

●現在就労しているか

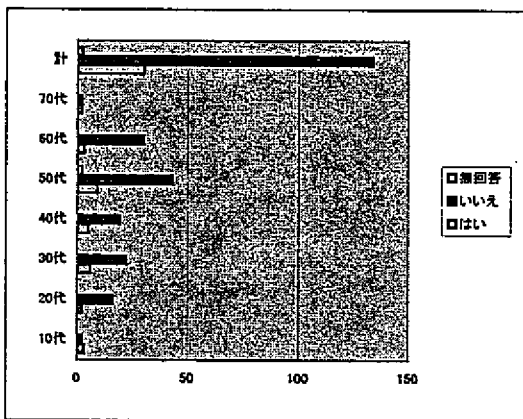
▼男性

| | 実数 はい | 実数 いいえ | 実数 無回答 |
|-----|----------|-----------|-----------|
| 10代 | 3 | 2 | 0 |
| 20代 | 2 | 16 | 0 |
| 30代 | 6 | 22 | 0 |
| 40代 | 5 | 19 | 0 |
| 50代 | 9 | 43 | 2 |
| 60代 | 3 | 30 | 0 |
| 70代 | 2 | 2 | 0 |
| 計 | 30 | 134 | 2 |

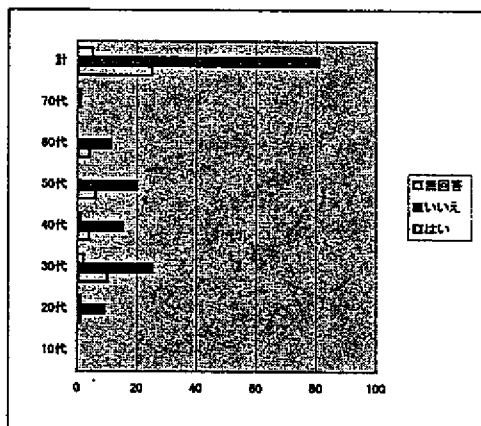
▼女性

| | 実数 はい | 実数 いいえ | 実数 無回答 |
|-----|----------|-----------|-----------|
| 10代 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 1 | 9 | 1 |
| 30代 | 10 | 25 | 2 |
| 40代 | 4 | 15 | 1 |
| 50代 | 6 | 20 | 0 |
| 60代 | 4 | 11 | 0 |
| 70代 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 25 | 81 | 5 |

▼男性

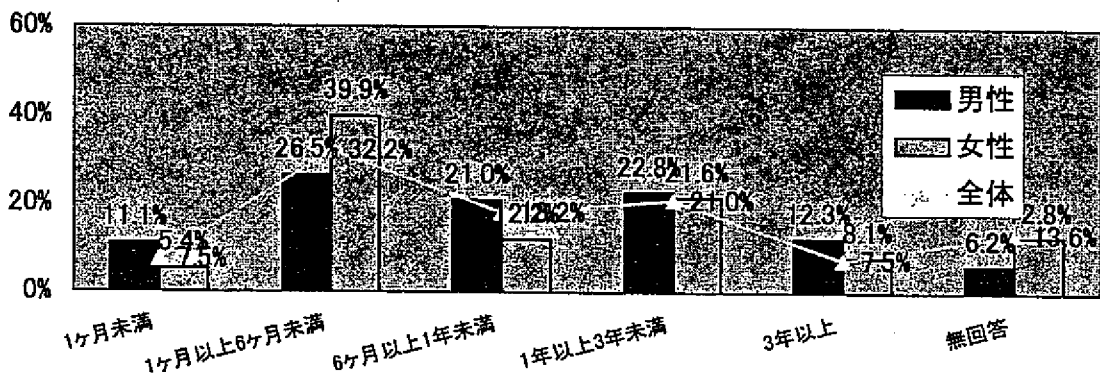


▼女性

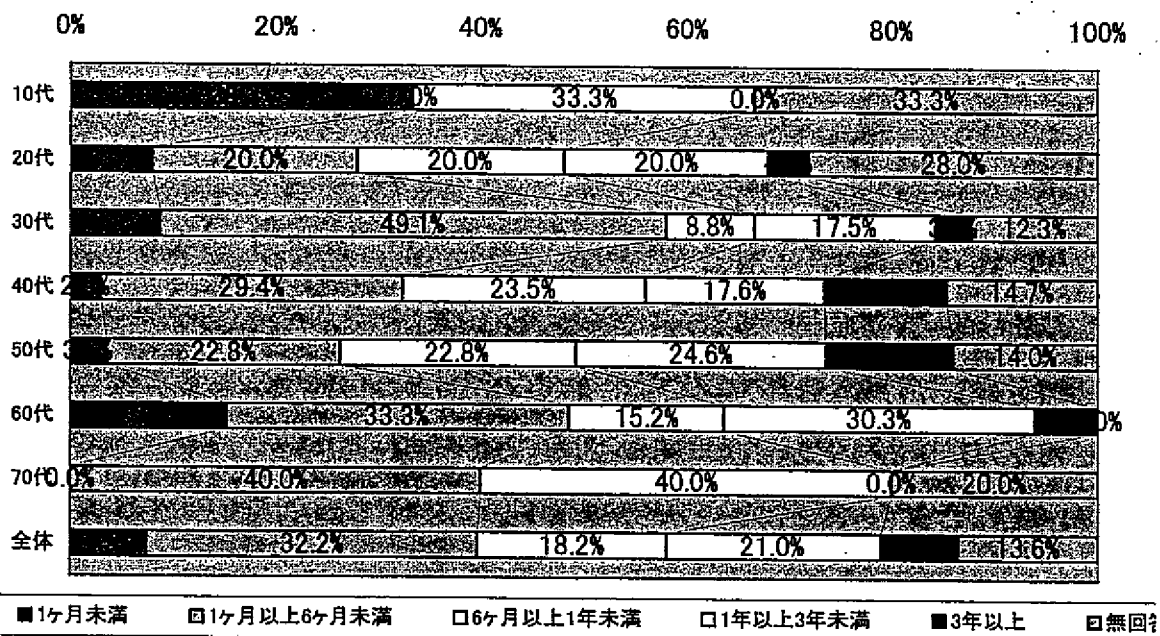


●いつから仕事を探しているか

| ▽性別 | 実数 | | % | | 実数 | | % | |
|------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|---|--|
| | 全体 | | 男性 | | 女性 | | | |
| 1ヶ月未満 | 26 | 8.4% | 18 | 11.1% | 8 | 5.4% | | |
| 1ヶ月以上6ヶ月未満 | 102 | 32.9% | 43 | 26.5% | 59 | 39.9% | | |
| 6ヶ月以上1年未満 | 52 | 16.8% | 34 | 21.0% | 18 | 12.2% | | |
| 1年以上3年未満 | 69 | 22.3% | 37 | 22.8% | 32 | 21.6% | | |
| 3年以上 | 32 | 10.3% | 20 | 12.3% | 12 | 8.1% | | |
| 無回答 | 29 | 9.4% | 10 | 6.2% | 19 | 12.8% | | |
| 計 | 310 | 100.0% | 162 | 100.0% | 148 | 100.0% | | |

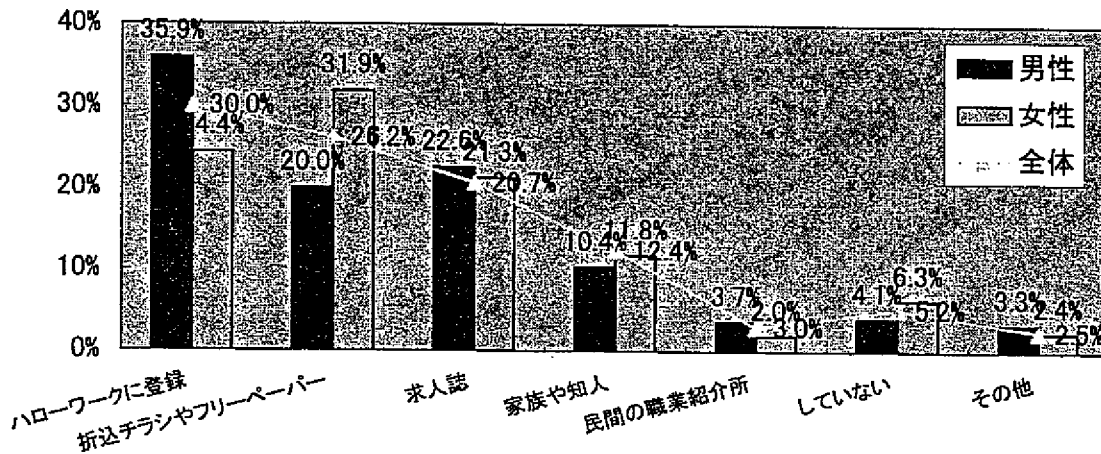


| ▽年代別 | 1ヶ月未満 | 1ヶ月以上6ヶ月未満 | 6ヶ月以上1年未満 | 1年以上3年未満 | 3年以上 | 無回答 | 計 |
|------|-------|------------|-----------|----------|------|-----|-----|
| 10代 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 20代 | 3 | 9 | 5 | 6 | 1 | 7 | 31 |
| 30代 | 8 | 35 | 6ヶ月以上 | 17 | 4 | 7 | 77 |
| 40代 | 1 | 15 | 13 | 9 | 8 | 5 | 51 |
| 50代 | 4 | 21 | 17 | 22 | 14 | 8 | 86 |
| 60代 | 9 | 17 | 8 | 14 | 4 | 0 | 52 |
| 70代 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 6 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 全体 | 26 | 102 | 52 | 69 | 32 | 29 | 310 |

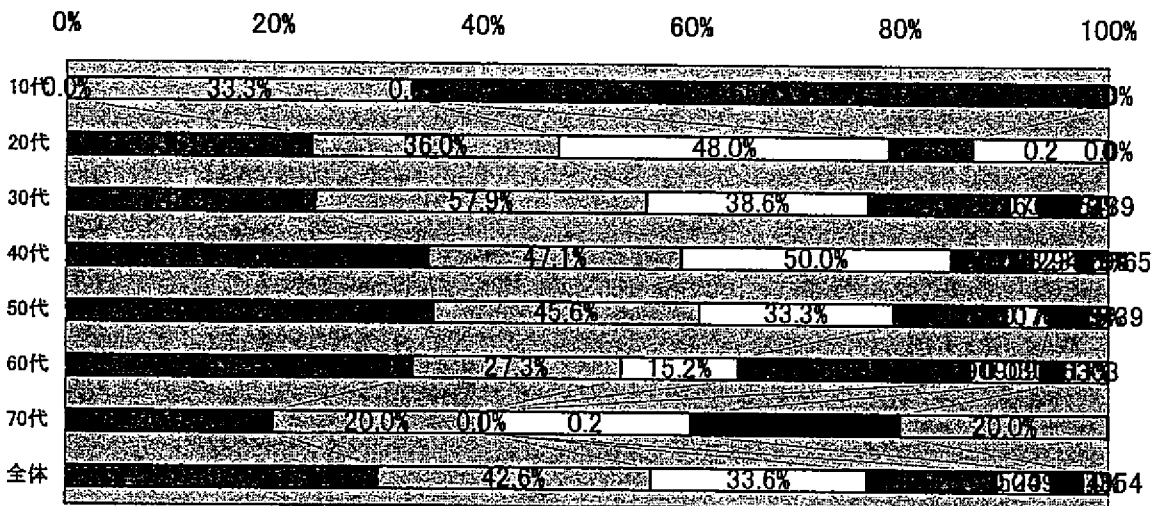


●求職活動の方法

| 性別 | n=223 | 実数 | | % | | 実数 | % | |
|---------------|-------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|--|
| | | 全体 | 男性 | 女性 | 男性 | | 女性 | |
| ハローワークに登録 | | 268 | 30.2% | 97 | 35.9% | 62 | 24.4% | |
| 折込チラシやフリーペーパー | | 230 | 25.9% | 54 | 20.0% | 81 | 31.9% | |
| 求人誌 | | 190 | 21.4% | 61 | 22.6% | 54 | 21.3% | |
| 家族や知人 | | 103 | 11.6% | 28 | 10.4% | 30 | 11.8% | |
| 民間の職業紹介所 | | 26 | 2.9% | 10 | 3.7% | 5 | 2.0% | |
| していない | | 46 | 5.2% | 11 | 4.1% | 16 | 6.3% | |
| その他 | | 24 | 2.7% | 9 | 3.3% | 6 | 2.4% | |
| 計 | | 887 | 100.0% | 270 | 100.0% | 254 | 100.0% | |



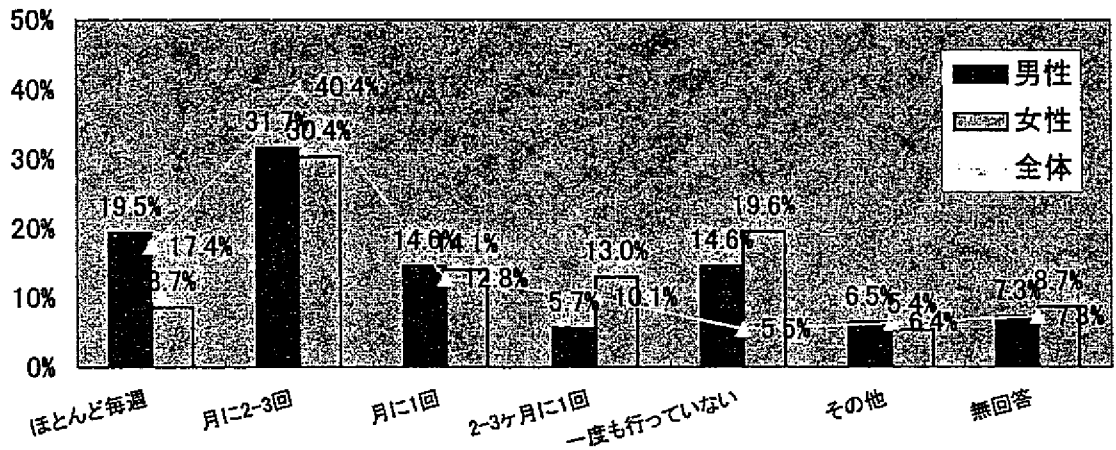
| 年代別 | 実数 | 方法 | | | | | | | 計 |
|-------|-----|-----------|----------|-----|---------------|-------|-------|-----|---|
| | | ハローワークに登録 | 民間の職業紹介所 | 求人誌 | 折込チラシやフリーペーパー | 家族や知人 | していない | その他 | |
| n=223 | | | | | | | | | |
| 10代 | 1 | 0 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 9 | |
| 20代 | 11 | 0 | 15 | 11 | 4 | 5 | 0 | 46 | |
| 30代 | 33 | 5 | 32 | 45 | 14 | 5 | 3 | 137 | |
| 40代 | 34 | 2 | 26 | 24 | 5 | 4 | 1 | 96 | |
| 50代 | 54 | 5 | 32 | 38 | 13 | 4 | 2 | 148 | |
| 60代 | 25 | 2 | 5 | 9 | 10 | 3 | 2 | 56 | |
| 70代 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 7 | |
| 全体 | 159 | 15 | 112 | 131 | 50 | 23 | 9 | | |



■ハローワークに登録 □折込チラシやフリーペーパー □求人誌 ■家族や知人 □していない ■民間の職業紹介所 □その他

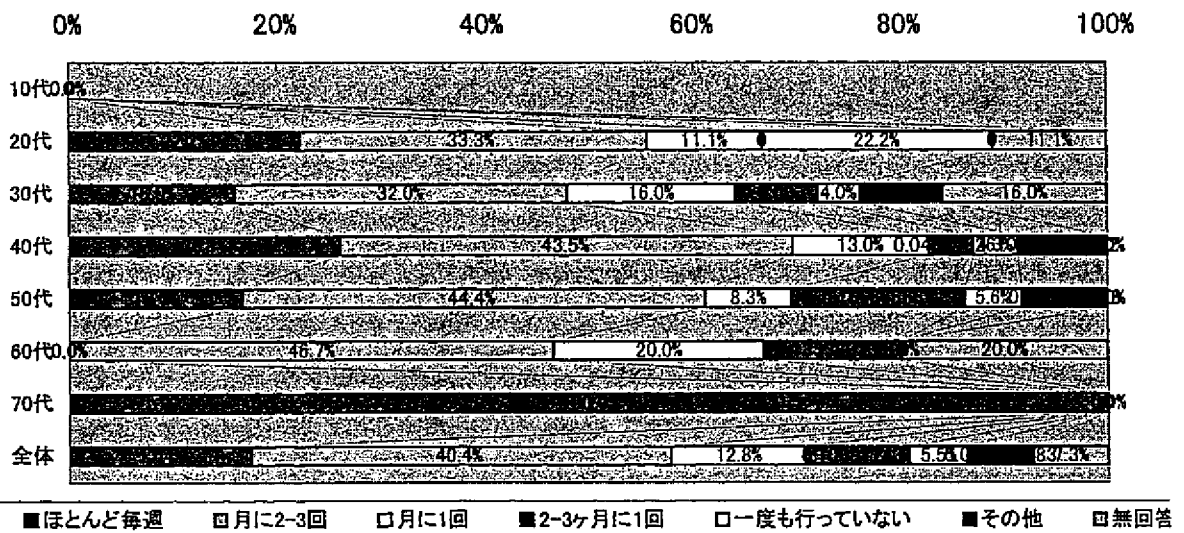
●ハローワークに行く頻度(全問でハローワークに登録していると答えた109名の内訳)

| ▽性別 | n=109 | 実数 | | % | | 実数 | | % | |
|-----------|-------|-----|--------|-----|--------|----|--------|---|--|
| | | 全体 | 男性 | 女性 | 全体 | 男性 | 女性 | | |
| ほとんど毎週 | | 32 | 14.9% | 24 | 19.5% | 8 | 8.7% | | |
| 月に2-3回 | | 67 | 31.2% | 39 | 31.7% | 28 | 30.4% | | |
| 月に1回 | | 31 | 14.4% | 18 | 14.6% | 13 | 14.1% | | |
| 2-3ヶ月に1回 | | 19 | 8.8% | 7 | 5.7% | 12 | 13.0% | | |
| 一度も行っていない | | 36 | 16.7% | 18 | 14.6% | 18 | 19.6% | | |
| その他 | | 13 | 6.0% | 8 | 6.5% | 5 | 5.4% | | |
| 無回答 | | 17 | 7.9% | 9 | 7.3% | 8 | 8.7% | | |
| 全体 | | 215 | 100.0% | 123 | 100.0% | 92 | 100.0% | | |

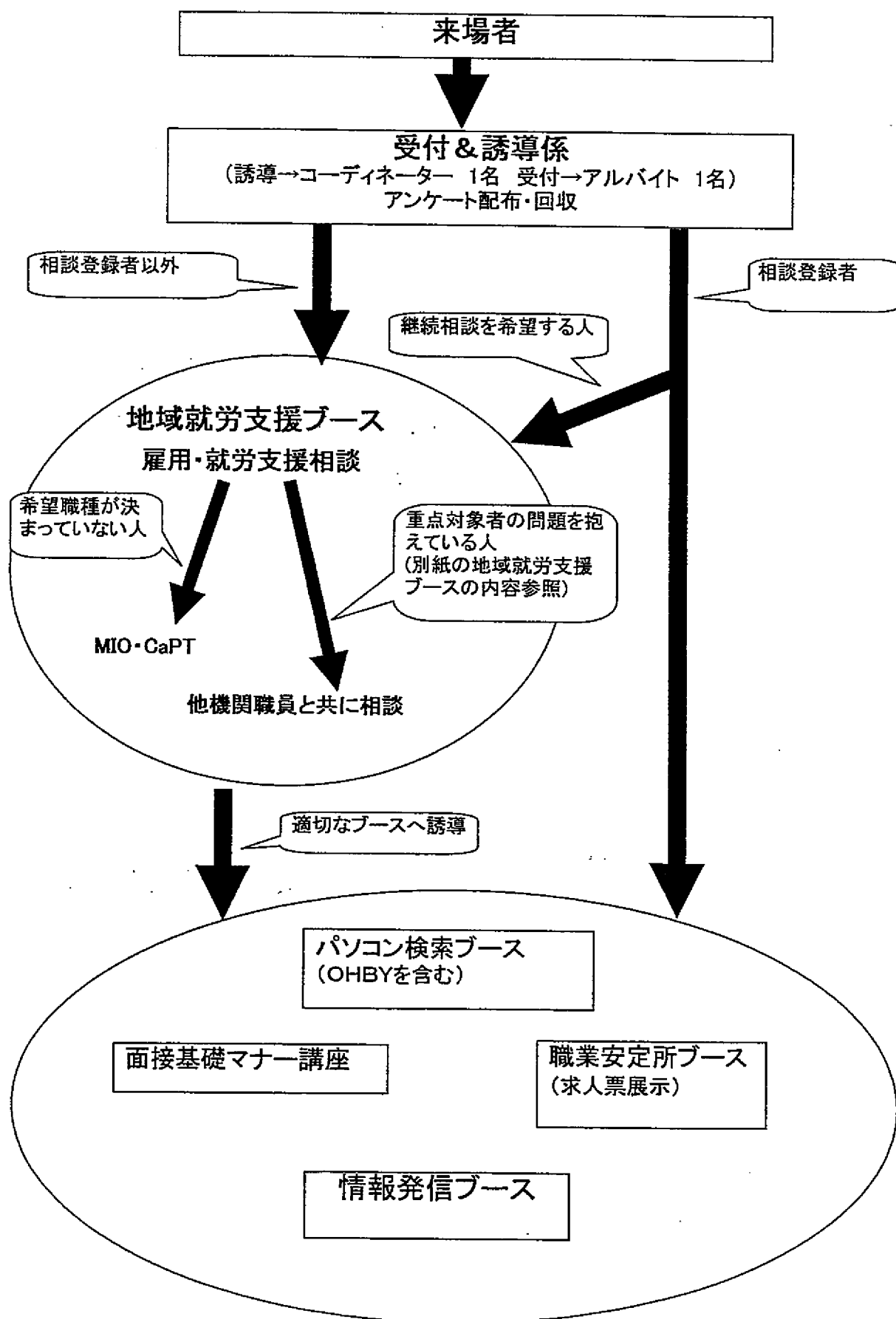


▽年代別 実数

| n=109 | ほとんど毎週 | 月に2-3回 | 月に1回 | 2-3ヶ月に1回 | 一度も行っていない | その他 | 無回答 | 計 |
|-------|--------|--------|------|----------|-----------|-----|-----|-----|
| 10代 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 20代 | 3 | 4 | 4 | 1 | 4 | 0 | 1 | 9 |
| 30代 | 6 | 11 | 7 | 5 | 10 | 2 | 5 | 25 |
| 40代 | 7 | 13 | 8 | 4 | 6 | 2 | 2 | 23 |
| 50代 | 13 | 24 | 6 | 6 | 8 | 7 | 4 | 36 |
| 60代 | 2 | 14 | 5 | 3 | 6 | 1 | 4 | 15 |
| 70代 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 全体 | 32 | 67 | 31 | 19 | 36 | 13 | 16 | 214 |



求職者応援のひろば来場者フロー(流れ)



5F

舞台

ハローステップ
日之出 10/15(水)

荷物置き

講堂

労働事務所

労働相談

地域就労支援ブース

若年相談

C-STEP

母子専門相談

母と子の共励会

求人紹介

ハローワーク

職安ブース

岡本

寺嶋



情報発信ブース

嵐

受付

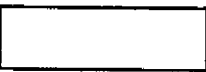
入口

3F相談室は
休憩所

エレベータ

ホワイトボード

(開催時間にあいてる人)



面接ブース

14:00~
16:00~

パネル展示

TV

求人票

求人票

250枚

求人票コピー
● バイトさん

寺西



FAX受信用
求人票印刷用

井上 (フリー)

前村

ヒアリングシート
記入台

カウンセリングセンター

MioCapt

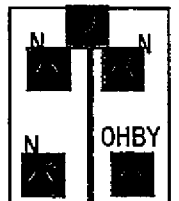
里

青木

村田

地域就労支援ブース

検索ブース



森本

階段

柱

灰皿

ハローステップ 求職者応援ひろば

働きたいけど...と一人でお悩みの方!
求職者応援ひろばに参加してみませんか!!

まだまだ働きたい

子育てしながら働きたい



コーデイネーターによる「雇用・就労支援相談」

基本的な面接の受け方 14時～16時 (各1時間予定)

もしも失業したら...

公共職業安定所の求人票の閲覧

インターネットによる求人検索

開催場所：大阪市内各人権文化センター

9月中旬～10月下旬の間にかけて全12回開催します!

主催 大阪府・大阪府労働局・大阪府労働政策課
協賛 大阪府労働局・大阪府労働政策課
お問い合わせ 0120-939-783
Tel:06-6567-6888 FAX:06-6567-6886

あなたの働きたい気持ちと様々な支援策とあなたに合った心で応援します。

開催場所日時一覧

ご相談・サポートは無料です

| 開催場所 | 開催日 | 時間 | 住所・最寄り駅 |
|-------------|-----------|-------------|--------------------------------|
| 加島人権文化センター | 9月18日(木) | 午後1:00～7:00 | 淀川区加島1-39-2 (JR加島) |
| 両国人権文化センター | 9月25日(木) | 午後1:00～7:00 | 旭区津水5-6-32 (京阪千林,市バス津水小学校前) |
| 浪速人権文化センター | 9月30日(火) | 午後1:00～7:00 | 浪速区浪速東1-9-20 (JR芦原橋) |
| 飛鳥人権文化センター | 10月2日(木) | 午後1:00～7:00 | 東淀川区東中島3-14-32 (阪急養神寺) |
| 生江人権文化センター | 10月7日(火) | 午後1:00～7:00 | 旭区生江3-17-2 (市バス生江) |
| 平野人権文化センター | 10月9日(木) | 午後1:00～7:00 | 平野区平野市町3-8-22 (JR平野,市バス平野西2丁目) |
| 日之出人権文化センター | 10月15日(水) | 午後1:00～7:00 | 東淀川区西洲路1-8-5 (地下鉄JR新大阪) |
| 浅香人権文化センター | 10月17日(金) | 午後1:00～7:00 | 住吉区朝1-5-41 (地下鉄あびこ, JR杉本町) |
| 住吉人権文化センター | 10月21日(火) | 午後1:00～7:00 | 住吉区南塚山東5-3-21 (南海住吉東) |
| 矢田人権文化センター | 10月24日(金) | 午後1:00～7:00 | 東住吉区矢田5-8-14 (道狭長田,市バス矢田新橋大橋) |
| 南方人権文化センター | 10月28日(火) | 午後1:00～7:00 | 東淀川区東中島2-20-18 (阪急養神寺) |
| 西成人権文化センター | 調整中 | 調整中 | 西成区中島3-1-24 (JR守宮) |

お問い合わせ:大阪府地域就労支援センター

0120-939-783

FAX:06-6567-6886

2003.9.15

解放新聞 大阪版

に、以前から青
 となつて反差別
 をすすめている。
 業員組合青年部
 石川さんからお
 オレターが雇い
 して参加した先
 さんの映像をみ
 老けたなあ」と
 した言葉が印象
 いう。
 期は来年1月ま
 終えたら、職場
 取り組みをさら
 いきたいと抱負

「ハローステップ」求職者応援ひろば

公共職業安定所の求人閲覧、インターネットによる求人検索、面接の受け方、コーディネーターによる「雇用・就労支援相談」など、働きたいけどなかなか仕事が見つからない方々を応援しサポートする催しです。

また雇用保険未加入事業所にお勤めの労働者の悩みもお気軽に相談ください。

申し込み・参加費は不要です。

| 開催日 | 開催場所 |
|-----------|--------------------------------|
| 9月18日(木) | 加島人権文化センター (JR 加島) |
| 9月25日(木) | 両国人権文化センター (京阪 千林、市バス 清水小学校前) |
| 9月30日(火) | 浪速人権文化センター (JR 芦原橋) |
| 10月2日(木) | 飛鳥人権文化センター (阪急 崇禅寺) |
| 10月7日(火) | 生江人権文化センター (市バス 生江) |
| 10月9日(木) | 平野人権文化センター (JR 平野、市バス 平野宮町2丁目) |
| 10月15日(水) | 日之出人権文化センター (地下鉄・JR 新大阪) |
| 10月17日(金) | 浅香人権文化センター (地下鉄 あびこ、JR 杉本町) |
| 10月21日(火) | 住吉人権文化センター (南海 住吉東) |
| 10月24日(金) | 矢田人権文化センター (近鉄 矢田、市バス 矢田行基大橋) |
| 10月28日(火) | 南方人権文化センター (阪急 崇禅寺) |
| 調整中 | 西成人権文化センター (JR 今宮) |

時間………いずれも午後1時～7時

問い合わせ…大阪市地域就労支援センター

☎ 0120-939-783

(携帯電話からの場合 ☎ 06-6567-6890)

FAX 06-6567-6886

2003.10.10

人権協会 news

いる夜店が
 しながらも
 子どももか
 好評。



「ハローステップ」求職者応援ひろば」開催

公共職業安定所の求人票の展示やインターネットによる求人検索、面接の受け方・履歴書の書き方、コーディネーターによる「雇用・就労支援相談」、雇用保険の相談など、働きたいけどなかなか仕事が見つからない方々を応援しサポートする催しです。

申し込み・参加費は不要です。

| 開催日 | 開催場所 |
|-----------|--|
| 10月9日(木) | 平野人権文化センター (JR「平野」駅、市バス「平野宮町2丁目」停) |
| 10月17日(金) | 浅香人権文化センター (地下鉄御堂筋線「あびこ」駅、JR「杉本町」駅) |
| 10月21日(火) | 住吉人権文化センター (南海「住吉東」駅) |
| 10月24日(金) | 矢田人権文化センター (近鉄「矢田」駅、市バス「矢田行基大橋」停) |

時間………いずれも午後1時～7時

問い合わせ…大阪市地域就労支援センター

☎ 0120-939-783

(携帯電話からの場合 ☎ 06-6567-6890)

FAX 06-6567-6886

お仕事しーもぐ

始めます!

就職活動しなきゃいけないと思うけど腰が重くて…。
希望職種っていうけど、なにがしたいか決めきれない。



仕事に就くことは簡単なことではありません。
経験が必要だったり、知識が必要だったり、コミュニケーション力が必要だったり…。
そして何よりもたくさんの『時間』と仕事を決める『勇気』が必要です。

仕事に就くための知識を身に付けながら、地域就労支援センターで就職活動しませんか。

どんなことをするの?

時間:10時～12時 13時～15時の2コマです。

期間:2ヶ月間

曜日:火・水・金曜日の間で行います。面接などの就職活動は最優先!その際の欠席はOKです。

内容:例えば…面接で落ちてばかり→面接の練習をしましょう。

…人と接するのが苦手 →ミーティングを通じてコミュニケーション能力の向上を図りましょう。

まずは説明会に行ってみましょう

場 所 : 大阪市地域就労支援センター PCルーム
大阪環状線芦原橋駅から徒歩10分/
南海汐見橋線芦原町駅から徒歩5分。

説明会 : 12月 8日(月)～当センター内で行います。

開始時期: 12月 10日(水)～

受講に関するお問い合わせ: 0120-939-783

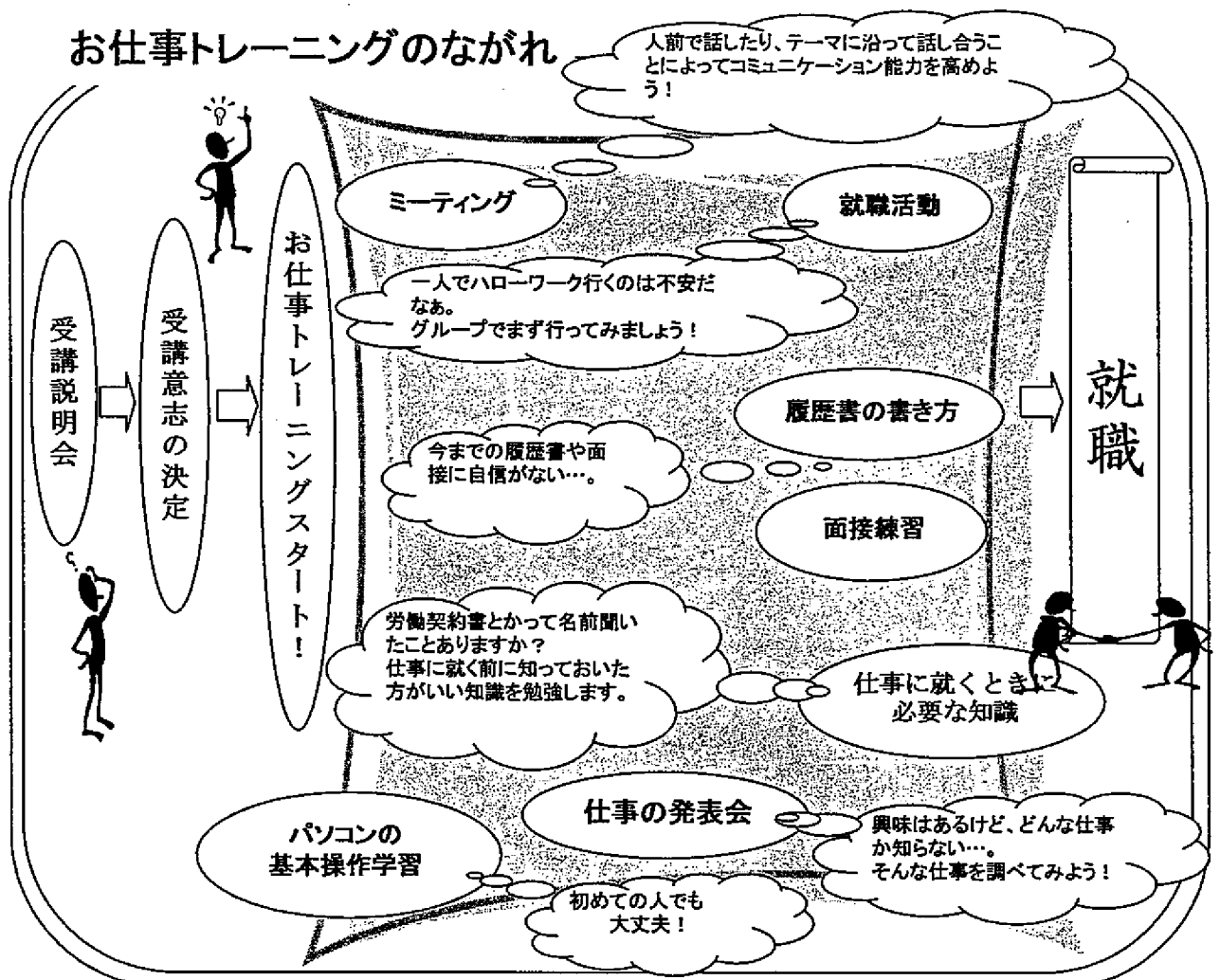
(月曜日から金曜日: 10:00～12:15/13:00～15:00)

詳しい地図は裏面に掲載しています



大阪市地域就労支援センター
〒556-0027 大阪市浪速区木津川2-3-8 A' ワーク創造館内

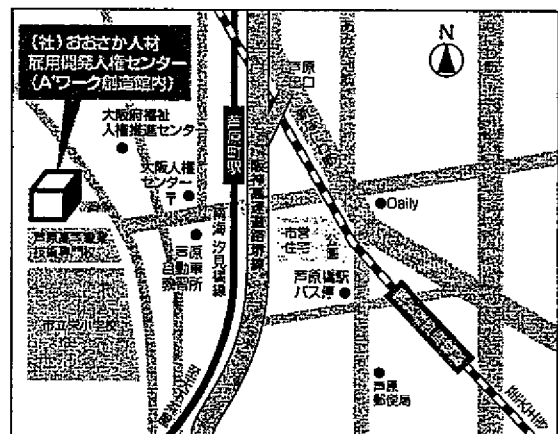
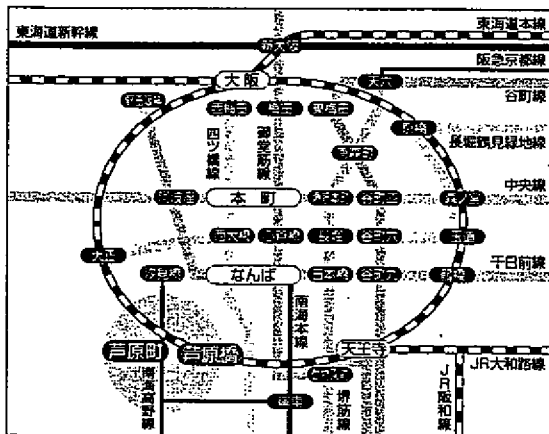
お仕事トレーニングのながれ



※当センターまでの交通費は原則自己負担です。但し、当センターからハローワークやセミナー参加などで出かける際は当センターで支給します。

交通手段

JR環状線「声原橋」駅下車徒歩約10分
 南海高野線（汐見橋）線「声原町」駅下車徒歩約3分



2004年度（平成16年度）『大阪市地域就労支援事業』受託について（案）の別添資料

■ index

| | |
|--|-----|
| ①2004年度業務委託契約、地域就労支援事業委託仕様書(案) | 53 |
| ②大阪市地域就労支援センター林・トプラン調整連絡会議の実施について | 60 |
| ③2004年度大阪市雇用・就労支援ケース検討会議について（2004/3/22 決定） | 61 |
| ④2004年度大阪市地域就労支援センター事業起案（伺い・報告）と企画書、発番 | 62 |
| ⑤2004年度事業日報（データベース書式） | 63 |
| ⑥2004年度林・トプラン調整連絡会議用、月別相談「件数と人数」集約票（Ver4） | 64 |
| ⑦2004年度雇用・就労支援相談申し込みカード | 65 |
| ⑧雇用・就労支援相談DB（アウトプット書式、支援メニュー一覧、取扱説明書、システム概念） | 66 |
| ⑨2004年度労働相談関係機関担当者等研修へ参加について | 85 |
| ⑩大阪市雇用施策推進本部設置規定 | 88 |
| ⑪大阪市における雇用施策のあり方 | 90 |
| ⑫大阪市地域就労支援事業の実施方針 | 104 |
| ⑬大阪市雇用施策推進プラン（基本計画） | 119 |
| ⑭大阪市雇用・就労支援ケース検討会議設置要綱 | 140 |
| ⑮地域就労支援事業の概要（大阪府商工労働部雇用推進室） | 141 |
| ⑯相談事例書式（大阪府商工労働部雇用推進室） | 143 |
| ⑰訓練支援室の設置と機能について（大阪府商工労働部能力開発課） | 151 |
| ⑱委託訓練（大阪府商工労働部能力開発課） | 155 |
| ⑲総合評価入札 | 171 |

(総 則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって、契約期間内の委託業務を誠実に実施しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利、若しくは義務を第三者に譲渡し、継承させ、またはその権利を担保の目的に供することはできない。ただし書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持等)

第4条 乙は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らしたり、個人情報を第三者に提供してはならない。

2 乙は、委託業務内容等を他人に閲覧、若しくは複写させ、または譲渡してはならない。

(委託業務の調査等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、または報告を求めることができる。

(委託内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は、委託業務の一時中止を指示することができる。この場合において、業務委託料及び契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(一般的損害等)

第7条 委託業務の処理にあたり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害甲の責に帰する事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(業務委託料の支払い遅延に係る違約金)

第8条 甲の責に帰する事由により第11条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、乙は、甲に対し「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」に基づく遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査)

第9条 乙は、委託業務を完了した後、甲に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の届を受理したときは、その日から起算して10日以内に確認検査をおこなわなければならない。

(業務委託料の支払い)

第10条 甲は、乙に対して、委託業務の履行に係り委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙から前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(業務委託料の前払い)

第11条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合は、乙に対して前払金を支払うものとする。

2 前項の前払金の支払いにあたっては別紙仕様書に記載のとおりとする。ただし、仕様書に記載のない場合は、この限りではない。

(受託者の責務)

第12条 乙は、本契約の履行に関しては、市民の個人情報保護の重要性を鑑み、大阪市個人情報条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守しなければならない。

(甲の解除権)

第13条 次の各号の一に該当するときは、甲の契約の全部、または一部を解除することができる。

(1) 正当な事由なく、乙が委託業務に着手しないとき。

(2) 正当な事由なく、乙が委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。

(3) 乙が、第2条、第3条、第4条、第12条の規定に違反したとき。

(4) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められたとき。

(5) 乙が、第16条の規定による事由なくして契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は解除により生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定める。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、第11条の規定にもとづく前払金があったときは、利息を付して返還しなければならない。この場合における利息の額は、この前払金額について、前払金支払いの日から、返還の日まで「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づき計算した額とする。

第14条 甲は前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、前条第3項の規定を準用する。ただし、利息は付さない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定による業務内容の変更に伴い、頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって、委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(補 則)

第16条 この約款に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

地域就労支援事業委託仕様書

1. 地域就労支援事業は、この仕様書に基づき誠実に履行するとともに、円滑な実施を図ること。
2. 地域就労支援事業は、次のとおりとする。
 - 1) 地域就労支援センターの運営及び職員体制
大阪市地域就労支援センターを運営する。
地域就労支援センターの職員体制は次のとおりとする
 - (1) 所長（1名）
 - (2) 事業部門コーディネーター（3名）
 - 総括担当
センターの運営、相談部門コーディネーターの総括を担当
 - 情報提供・研修・研究担当
求人・求職情報の収集・提供、コーディネーターの研修、雇用就労に関する調査・研究を担当
 - 事業企画・調整担当
職業観育成、就業体験、資格取得・技能技術向上、職場開拓・職域開発などの就労支援事業の企画・調整を担当
 - (3) 相談部門コーディネーター（12名）
市内の公共施設における巡回相談により、対象者への面接、就労支援メニューの作成、対象者への就労支援メニューの提示・助言・支援、就労後の定期的な状況の確認などを担当
 - 2) 地域就労支援コーディネーターによる巡回相談
次の施設で巡回相談を実施する。
人権文化センター
クレオ大阪西・東
アピオ大阪
 - 3) 地域就労支援コーディネータースキルアップ研修
地域就労支援コーディネーターに必要な各分野の知識や各施策をより深く学習することにより、コーディネーターの資質向上を図り、巡回相談を円滑に推進する。
 - 4) 相談に来た就職困難者等が自らの能力を高めるための事業
「職場体験・実習事業」など、就職困難者等が雇用・就労を実現するために必要となる能力開発事業を実施する。

5) 「雇用・就労」の機会・場を確保・創出するための事業

「ハローステップ求職者応援のひろば」など、雇用・就労の機会・場を確保・創出するため、求人情報の収集・提供や職場開拓・職域開発などの事業を実施する。

3. 上記の業務に必要な要員を配置すること。
4. 上記の仕様によりがたいときは、その都度協議し、市民局の指示に従うこと。
5. 委託料明細は、別紙のとおりとする。
6. 受託者は、従事者が同和問題をはじめとする基本的人権について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
7. 前金払いの支払時期及び金額については、次のとおりとする。

| | | |
|--------|------------|--------------|
| 第1回前払金 | 平成16年4月中旬 | 金25,708,805円 |
| 第2回前払金 | 平成16年7月中旬 | 金25,708,805円 |
| 第3回前払金 | 平成16年10月中旬 | 金25,708,805円 |
| 第4回前払金 | 平成17年1月中旬 | 金25,708,807円 |

別紙 委託料明細

(単位：円)

| | | |
|------------------------------|------------|-------------|
| ① 地域就労支援コーディネーター人件費 | 84,596,448 | |
| ② 総合運営事業費 | 340,440 | |
| ③ 相談に来た就職困難者等が自らの能力を高めるための事業 | 4,000,000 | |
| ④ 「雇用・就労」の機会・場を確保・創出するための事業 | 2,298,800 | |
| ⑤ 事務費 | 6,695,000 | |
| | 小 計 | 97,930,688 |
| | 消費税 | 4,896,534 |
| | 総事業費 | 102,827,222 |



検討資料

大阪市地域就労支援センター サポートプラン調整連絡会議の実施について

「大阪市雇用・就労支援ケース検討会議指針」では、協議・調整するケース事例の取り扱いについては、『協議・調整を必要とする事例かどうかの判断は、地域就労支援センター内のサポートプラン調整連絡会議で行い、同連絡会議において大阪市雇用・就労支援ケース検討会議で協議・調整を要する事例を決定する。』としていることから、以下の要領でサポートプラン調整連絡会議を実施する。

1 会議の内容

- ① 「大阪市雇用・就労支援ケース検討会議」で協議するべきケースの整理
 - ・ C-STEP 事業誘導ケース（府への報告・C-STEP 仮登録）
 - ・ 委託訓練、センター事業誘導ケース
 - ・ その他特に整理すべきケース
- ② コーディネーターからのケース毎の概要報告
- ③ 整理・報告されたケースについて、同調整連絡会議で検討のうえ「大阪市雇用・就労支援ケース検討会議」で協議・調整を要する事例の決定

2 資料

- ① 相談申込カード
- ② 相談カード
- ③ サポートプラン
- ④ ケース記録

資料についてはセンターで準備（市民局用 5 部＋参加コーディネーター分）

3 開催要領

- ① 日時 随時の午前中（府への報告期日による：市民局が設定）
 - ② 場所 大阪市庁舎 市民局会議室
 - ③ 参加者
 - ・ 整理・報告すべきケースを担当する就労支援コーディネーター
 - ・ 市民局雇用・勤労施策室の地域就労支援事業担当者
- ※ ケースにより適宜の関係者も参加

2004年度大阪市雇用・就労支援ケース検討会議について

1 開催要領

- (1) 5月より毎月開催（新年度4月の相談ケース検討からはじめる）
- (2) 原則開催日の定例化（例：毎月第4水曜日 午前10時）

2 会議の内容

- (1) 大阪市地域就労支援センターでの前月の相談ケースの検討
相談ケースごとに、誘導すべき方向性を検討（就労・スキルアップ等、あらかじめサポートプラン調整連絡会議で方向性が調整されたケースのみ、検証・検討する）
- (2) サポートプラン調整連絡会議において、誘導すべき具体のメニュー（C-STEP 事業等）について調整された相談ケースの検討（報告）
- (3) ケース検討は、「相談カード」「ケース記録」等により、ケースごとに行う。

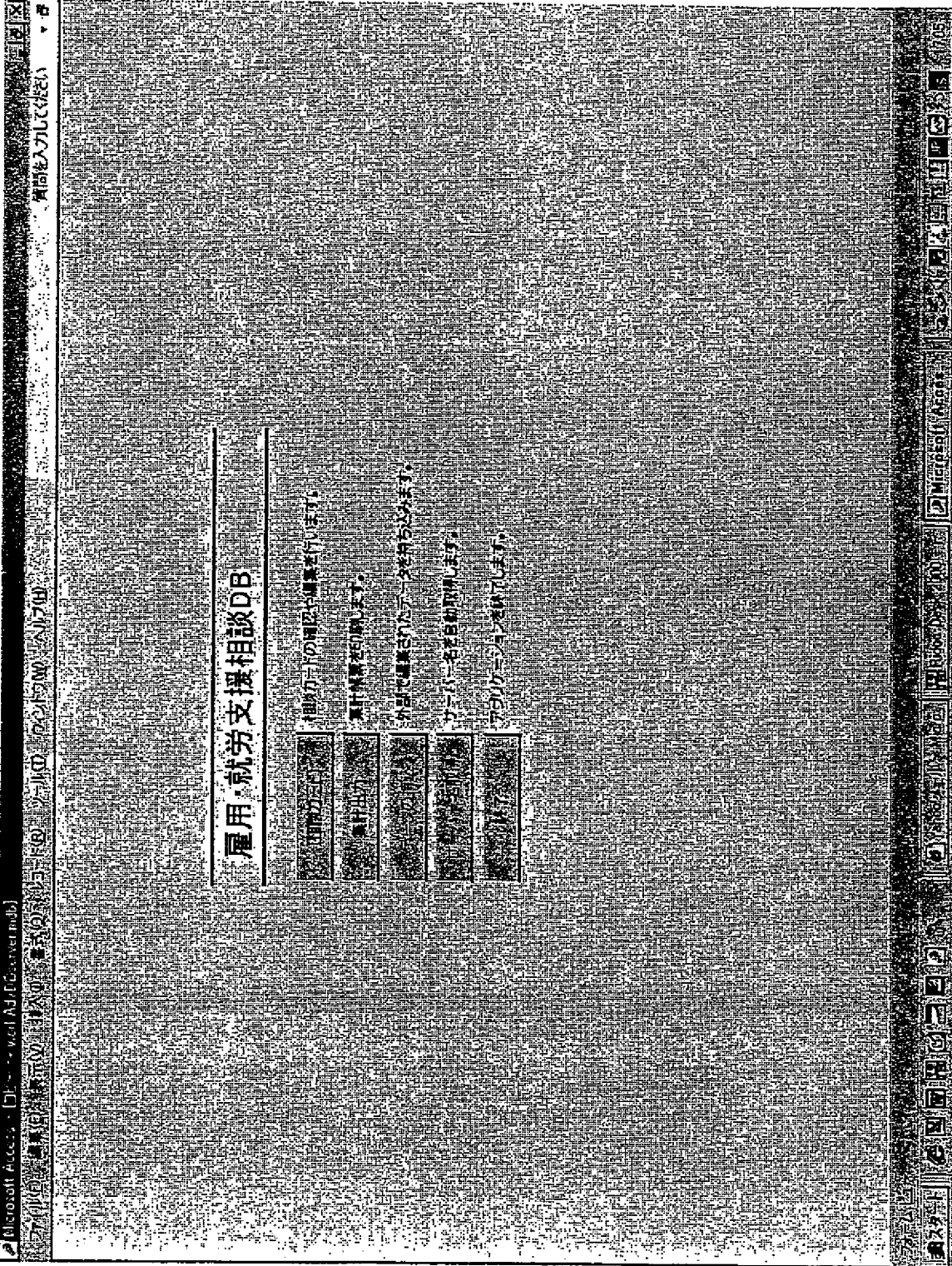
3 C-STEP 事業メニューへの対応

- (1) ケース会議で誘導の方向性について確認された相談ケースは、サポートプラン調整連絡会議において、確認された方向性に基づき具体のメニューに誘導する（就労・スキルアップ等）。
- (2) ケース会議で検討されていない相談ケースのうち、C-STEP 事業等で大阪府就労支援ケース連絡協議会への推薦が急を要する場合は、サポートプラン調整連絡会議で調整のうえ、誘導調整状況をケース会議を構成する各委員に送付し、個々のケースの誘導について了承を得た後、C-STEP・大阪府就労支援ケース連絡協議会に報告する。

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |

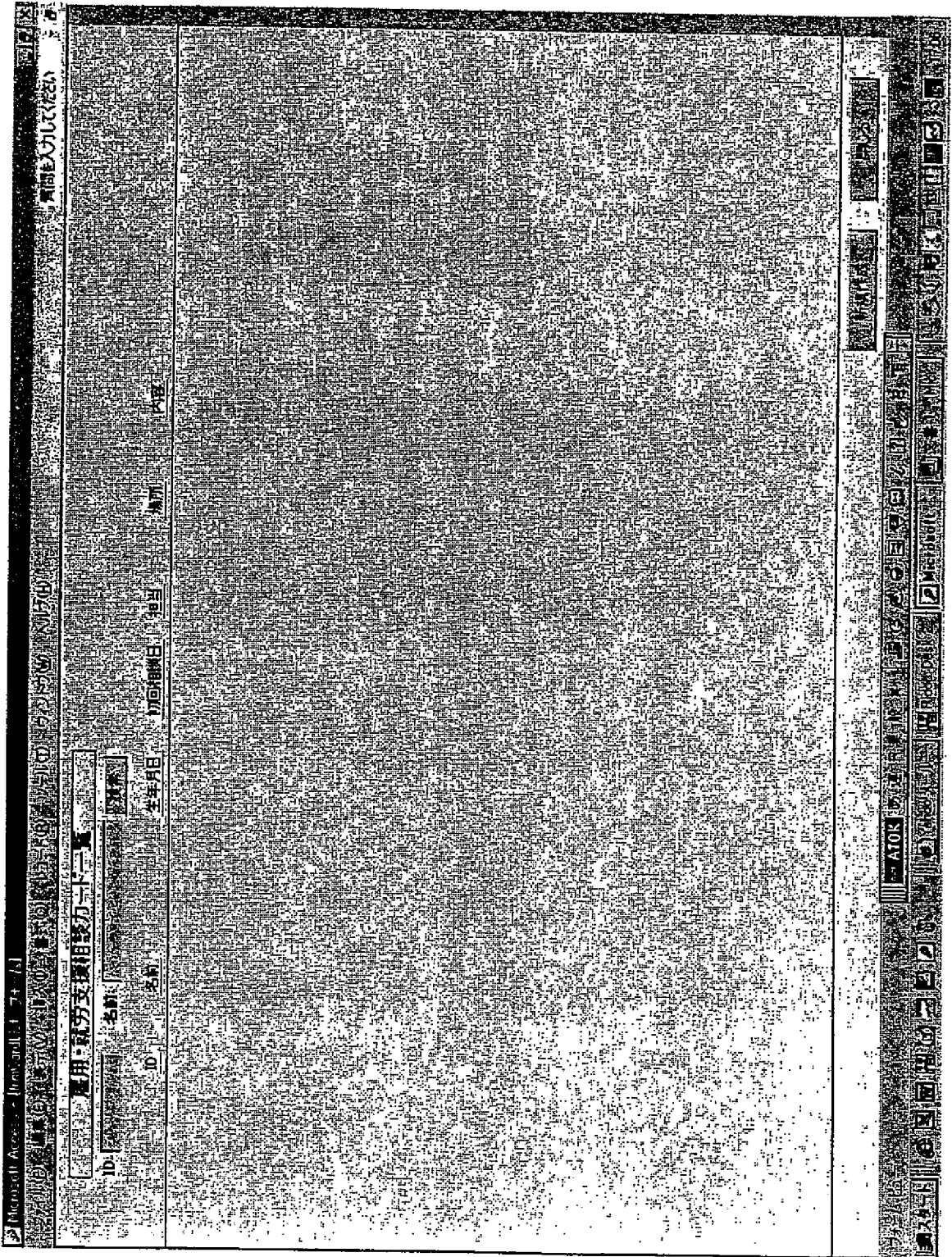
| | | | |
|---------------------------------------|----------|--------|----------|
| 起案年月日 | 年月日 | 起業者 | ⑥ |
| 大人歴 | 第 号 | 地域就労番号 | 第 - 号 |
| 事業実施日 | 年月日 ~ | 年月日 | 日 |
| 事業名 | | | |
| 予算金額 | 円 | 詳細 | |
| 収入 | | | |
| 受託事業収入 | | | |
| 雑収入 | | | |
| 支出 | | | |
| 収入 | | | |
| 私労支援事業費 | | | |
| コーディネーター活動推進事業 | | | |
| コーディネーターの養成研修 | | | |
| 総合運営事業 | | | |
| 雇用・就労創出事業 | | | |
| 給料 | 給与当 | 福利厚生費 | 法定福利費 |
| 報償費 | 賞金 | 旅費交通費 | 役員費 |
| 消耗品費 | 備料及び消耗品費 | 会議費 | 新聞図書費 |
| 印刷製本費 | 委託料 | | |
| 人材費 | | | |
| 給料 | | | |
| 福利厚生費 (扶養手当・退職手当・住居手当・通勤手当・時間外手当・賞与) | | | |
| 福利厚生費 | | | |
| 賞金 | | | |
| 法定福利費 (健康保険・厚生年金・児童手当・介護保険・雇用保険・労災保険) | | | |
| 報償費 | | | |
| 事務費 | | | |
| 借入金 | 新聞図書費 | 役員費 | 備料及び消耗品費 |
| 旅費交通費 | 消耗品費 | 会議費 | 印刷製本費 |
| 委託料 | | | |
| 租税公課 | | | |
| 退職給付積立金 | | | |
| 交付書類 | | | |
| 案内書 | 交付書 | 依頼書 | お礼文 |
| 企画書 | 報告書 | 原簿書 | 請求書 |
| その他 () | | | |
| 日精入力での報告 | | | |
| 実施報告書での報告(提出予定日: 年 月 日) | | | |
| 備考 | | | |

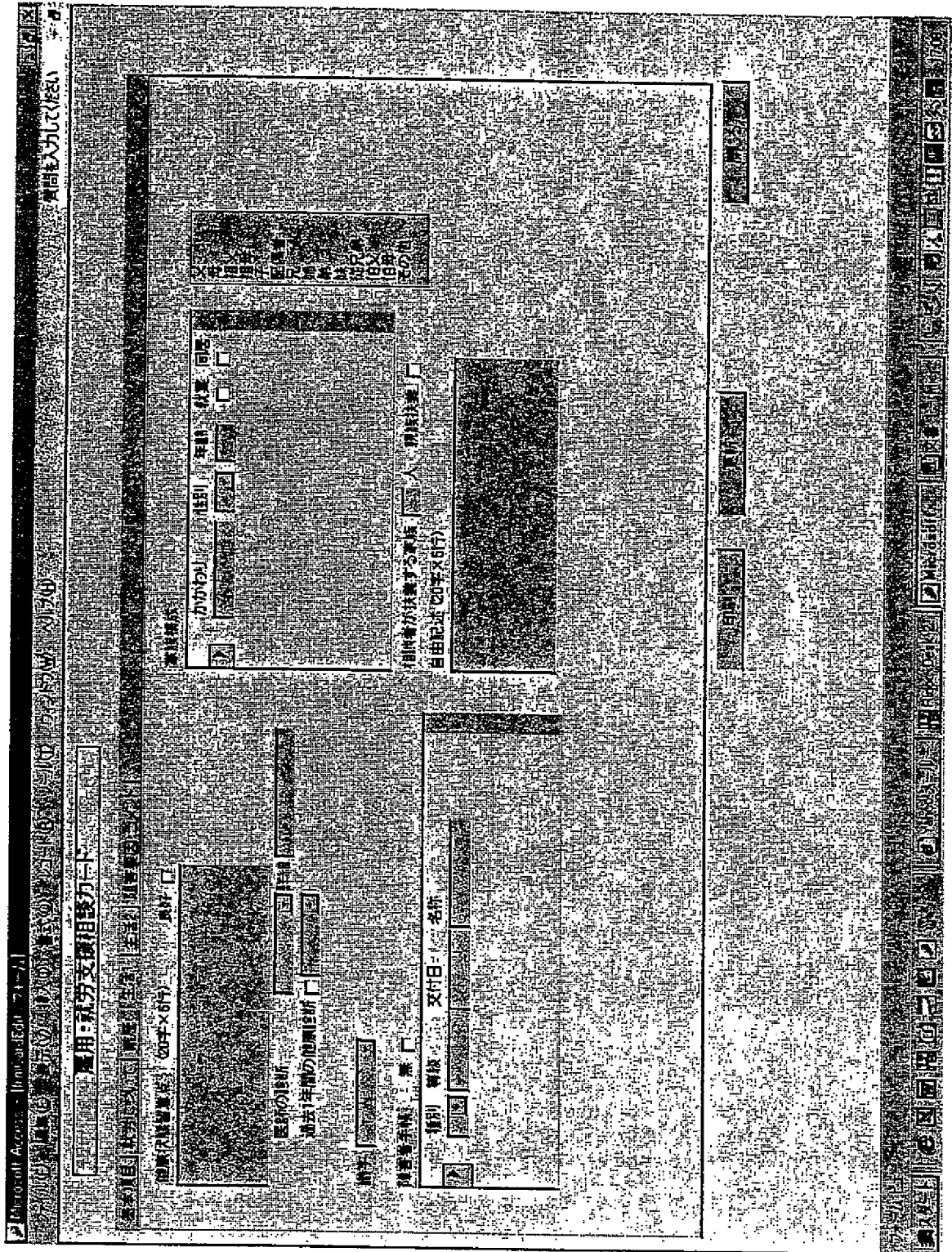
| | |
|-------|----|
| 項目 | 内容 |
| ①事業名 | |
| ②事業目的 | |
| ③事業内容 | |
| ④実施期間 | |
| ⑤周知方法 | |
| ⑥実施体制 | |
| ⑦期待効果 | |
| ⑧予算 | |

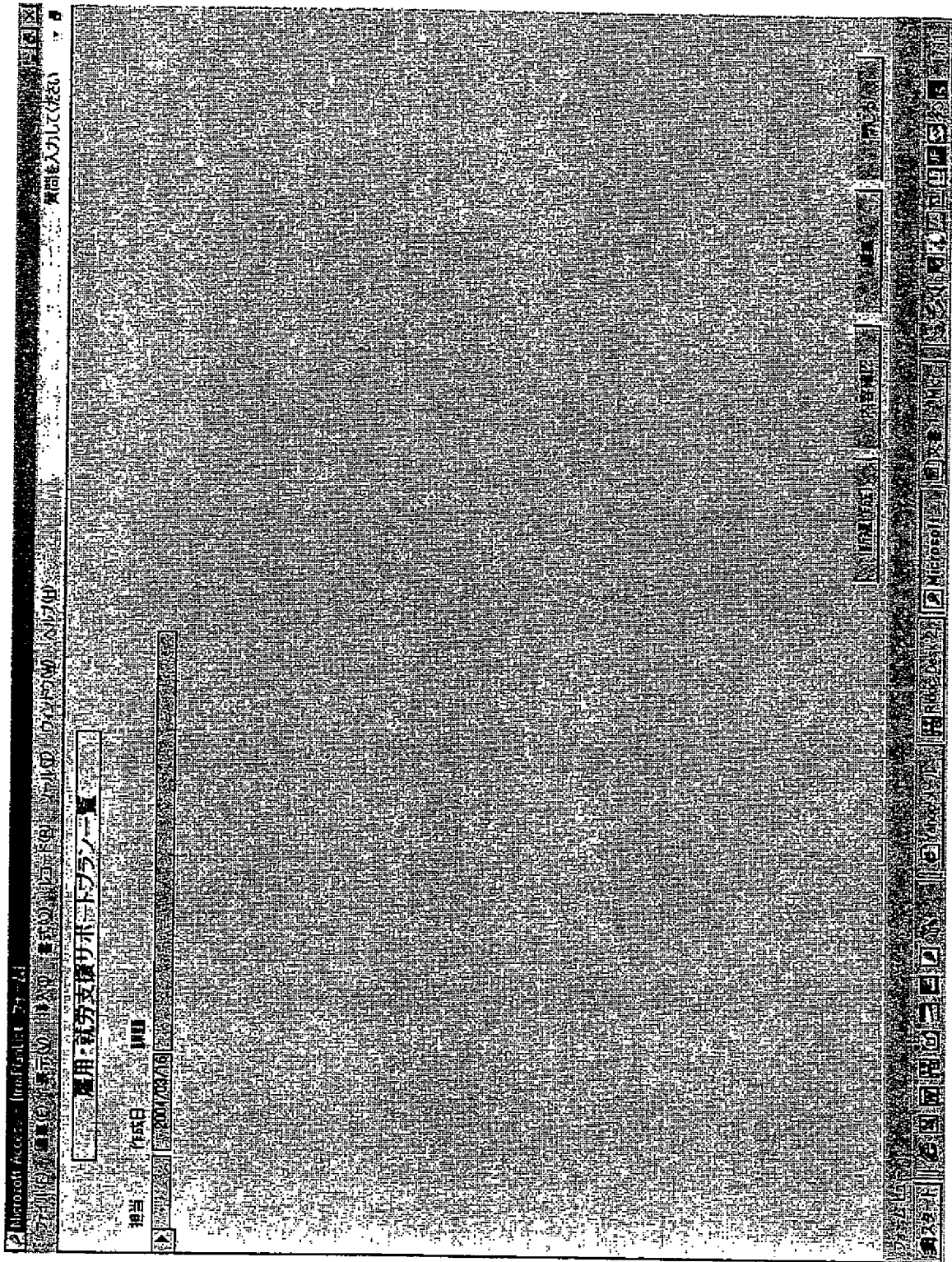


雇用・就労支援相談DB

- お問い合わせのお願い
- お問い合わせのお願い
- お問い合わせのお願い
- お問い合わせのお願い
- お問い合わせのお願い
- お問い合わせのお願い







A

ID []
 担当 []
 作成日 []

克服すべき問題/課題 [A-②]

短期目標(どのほどに達成/就労活動開始か)

短期目標

| | |
|-------|-----|
| ① | [] |
| ② | [] |
| ③ | [] |
| ④ | [] |
| ⑤ | [] |
| ⑥その他: | [] |

B

日にち 時間 形式(面談・電話・メール・他) 種類(雇用就労・他)

月 日 : ~ :

| 目標番号 | 実施機関 | 実施期間 |
|--------------|------|------|
| 【事業名 コメント | | |
| 【事業名 コメント | | |
| 【事業名 コメント | | |
| 【事業名 コメント | | |
| 【事業名 コメント | | |

備考

【支援メニュー一覧】

| | | |
|------------|--|-------|
| 1 アドバイス | ① 回復の助け方・回復者の役割アドバイス 11001 ② 回復の押し方アドバイス 12001 ③ 職業復帰支援者・OHBY 13001 ④ 職場に届くアドバイス 14000 ⑤ 生活に届くアドバイス 15000 ⑥ その他 | コード番号 |
| 2 カウンセリング | ① カウンセリング 21001 | 療育者 |
| 3 職業能力開発事業 | ① 社会進出トレーニング 31010 ② 就業体験会 31020 ③ 就業体験会を活用した事業 31030 ④ 委託型施設への展開 31040 ⑤ C-STEP事業 31050 ⑥ その他 31060 | |
| 4 雇用就労創出事業 | ① ハローワーク求職者応援のひろば 41010 ② その他 41020 | |
| 5 ケース会議 | ① 支援者ネットワーク 51010 ② その他のケース会議 51020 | |
| 6 その他 | ① その他 61001 | |

| 分野 | 詳細 | 事業名 | 概要 | コード番号 | |
|----------|--------------|-----|-------|----------|-------|
| 1-①-②の中身 | 職業の準備 の教育 | ① | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14101 |
| | | ② | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14102 |
| | | ③ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14103 |
| | | ④ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14104 |
| | | ⑤ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14105 |
| | | ⑥ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14106 |
| | | ⑦ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14107 |
| | | ⑧ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14201 |
| | | ⑨ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14202 |
| | | ⑩ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14203 |
| 1-③ | 職業 (中高職) | ① | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14301 |
| | | ② | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14302 |
| | | ③ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14303 |
| | | ④ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14304 |
| | | ⑤ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14305 |
| | | ⑥ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14401 |
| | | ⑦ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14402 |
| | | ⑧ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14501 |
| | | ⑨ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14502 |
| | | ⑩ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14503 |
| 1-④ | 生活 | ① | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14601 |
| | | ② | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14602 |
| | | ③ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14603 |
| | | ④ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14604 |
| | | ⑤ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14701 |
| | | ⑥ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14702 |
| | | ⑦ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14703 |
| | | ⑧ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14704 |
| | | ⑨ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14705 |
| | | ⑩ | 職業訓練校 | 職業訓練校の設置 | 14706 |

【阻害要因一覧】

【社会的要因】

(1)年齢 (2)車身 (3)ひとり親 (4)障害 (5)外国籍

(6)その他人権に関わること、外見も含む

【意識】

(7)就業意欲 (8)就業活動意欲 (9)自信

【能力】

(10)漢字 (11)字歴 (12)就職に必要な資格・経験がない (13)履歴が全くない

(14)マナーが悪い (15)情報収集能力がない

【家庭環境】

(16)引きこもり (17)育児 (18)介護 (19)遅延先ナシ (20)借金

【健康】

(21)病氣・怪我 (22)心の病氣

【物理的要因】

(23)求職活動資金がない (24)求職活動時間がない

【その他】 (99) ()

【レベル一覧】

A 紹介・アナウンスのみ

B 実行・実行中

C 拒否

D 不可(定員オーバー)

E 完了・終了

F 付添

G-1 就職(正社員)

G-2 就職(パート8ヶ月未満/更新なし)

G-3 就職(パート8ヶ月未満/更新なし)

G-4 就職(パート8ヶ月以上/更新なし)

G-5 就職(パート8ヶ月以上/更新なし)

※就職の分け方...緊急雇用はここに入れない。

第一章 システムのセットアップ

就労支援データベースシステム

取扱説明書

Ver1.02

システムの最低条件

このシステムの動作に必要なハードウェア及びシステムの最低条件は以下のとおりです。

オペレーティングシステム:

Microsoft® Windows® 2000 (Service Pack 3) 以上、または Microsoft Windows XP 以上 (Office2003 の必要条件)

CPU:

Pentium 233 MHz 以上のプロセッサを搭載したパーソナルコンピュータ (Pentium III 以上を推奨) (Office2003 の必要条件)

主記憶メモリ:

128 MB 以上の実装メモリ (Office2003 の必要条件)

ディスプレイ:

XGA(1024×768)以上の高解像度ディスプレイ、256 色以上の表示が必要

更新履歴

| 版 | 更新日 | 更新者 | 更新理由 |
|---------|------------|-----|--------|
| Ver1.00 | 2004/02/23 | 山口 | 新規作成 |
| Ver1.02 | 2004/02/27 | 山口 | 画面関の更新 |

1 / 15

2 / 15

セットアップ

- ①サーバーとして使用するマシンに、CD-ROM 内の workAdvDB.mdb ファイルをコピーします。コピー後、このファイルのプロパティを開き、「読み取り専用」にチェックが入っていないことを確認してください。もしもここにチェックが入っていた場合は、チェックを外し、「適用」ボタンを押下してください。

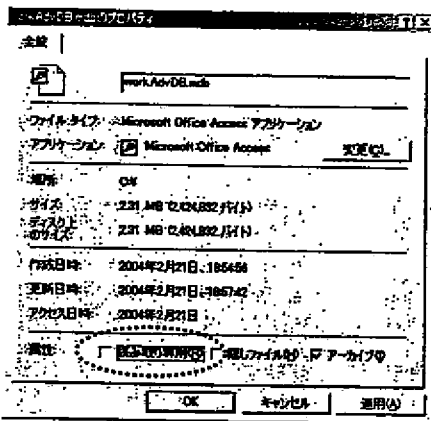


図 1:ファイルのプロパティ

- ②このファイルを開くと、Access が自動的に起動します。起動直後、メニュー画面が表示されます。自動的に起動しない場合は、Access2003 をインストール、もしくは再インストールしてください。

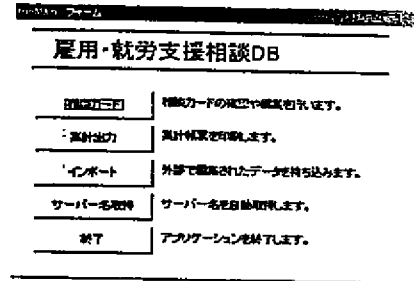
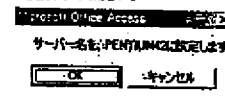


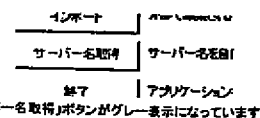
図 2:メニュー画面

- ③メニュー画面の「サーバー名取得」ボタンを押下してください。押下すると、サーバー名を、****(※)に設定します(※はセットアップ時のマシン名)とメッセージが出ますので、問題がなければ「OK」を押してください。



既定値のメッセージ(ここでは「PENTJUM42」というマシンにセットアップ)

- ④正常にセットアップが終了した場合は、メニュー画面の「サーバー名取得」ボタンがグレー表示になります。



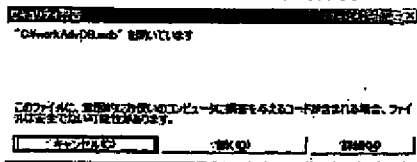
「サーバー名取得」ボタンがグレー表示になっています

3 / 15

4 / 15

起動時のセキュリティ警告について

起動時に以下のような警告メッセージが出る場合があります。

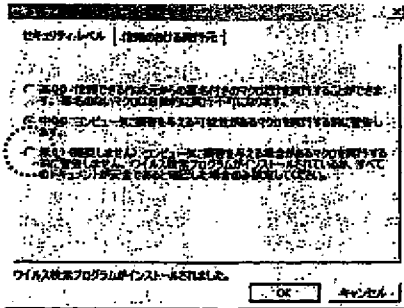


このシステムのファイルは安全です。「開く」ボタンを押して、メッセージを閉じてください。

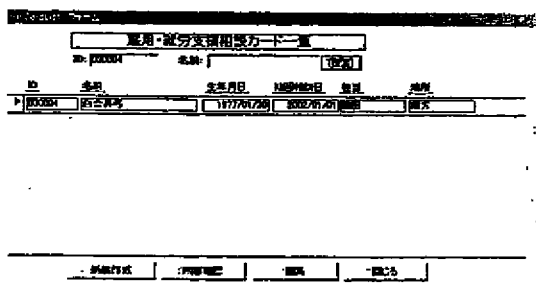
※セキュリティ警告の表示をやる際

プログラムメニューの「ツール」→「マクロ」→「セキュリティ」を実行してください。実行すると以下のような「セキュリティ」ダイアログが出てきますので、その「セキュリティ レベル」を「低」にします。

しかし、Access そのもののセキュリティが甘くなるため、推奨しません。



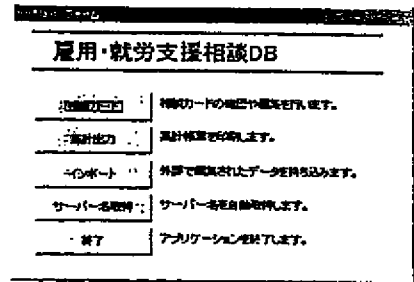
2.「雇用・就労支援相談カード一覧」画面



- ・「検索」ボタン:
 - > 「ID」及び相談者の「名前」に入力されている内容にマッチする既存データを検索し、結果を一覧表示します。「ID」と相談者の「名前」が未入力でのボタンを押下した場合は全ての既存データを表示します。
- ・「新規作成」ボタン:
 - > 新規作成モードとして「雇用・就労支援相談カード入力」画面を呼び出します。
- ・「内容確認」ボタン:
 - > 内容確認モードとして「雇用・就労支援相談カード入力」画面を呼び出します。呼び出された画面の編集はできません。
- ・「編集」ボタン:
 - > 編集モードとして「雇用・就労支援相談カード入力」画面を呼び出します。
- ・「閉じる」ボタン:
 - > この画面を閉じます。

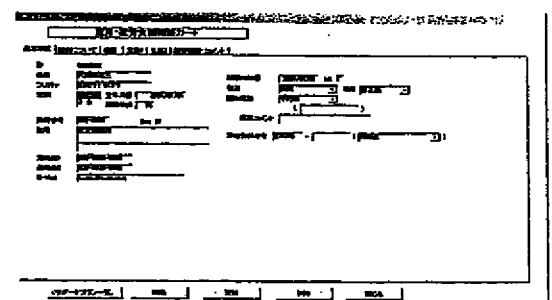
第二章 各画面について

1.「メニュー」画面



- ・「相談カード」ボタン:
 - > 押下すると「雇用・就労支援相談カード一覧」画面を呼び出します。
- ・「集計出力」ボタン:
 - > 押下すると「集計出力」画面を呼び出します。
- ・「データの持込」ボタン:
 - > 押下するとファイルを開くダイアログを呼び出します。『データの持込機能について』を参照してください。
- ・「サーバー名取得」ボタン:
 - > 押下すると、現在動作しているコンピュータをサーバーとして登録します。『システムのセットアップ』を参照してください。
- ・「終了」ボタン:
 - > 押下するとシステムを終了します。

3.「雇用・就労支援相談カード入力」画面

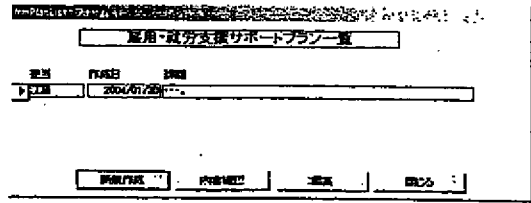


- ・「基本項目」タブ:
 - > 相談者の名前や住所、相談担当者の情報等を入力します。
- ・「就労について」タブ:
 - > 相談内容や就労活動、探している仕事等を入力します。
- ・「履歴」タブ:
 - > 履歴、最終学歴、免許・資格、学習状況を入力します。
 - > 履歴の「計算」ボタン: 押下することで、「履歴していた合算期間」「直近の無職の期間」「働いていた合算期間」を算出します。
 - > 免許・資格の「番号免 1」ボタン: 免許として「普通自動車免許第一種」を追加します。
- ・「生活 1」タブ:
 - > 健康状態や喫煙、視力、障害者手帳、家族構成等を入力します。
 - > 家族構成リストの「かわり」を入力するには、右側のかかわりリストの該当項目をダブルクリックするか、直接入力します。
- ・「生活 2」タブ:
 - > 生計に関すること(収入、支出等)を入力します。
 - > 支出の「計算」ボタン: 各支出の合計を算出します。
- ・「障害要因・コメント」タブ:
 - > 障害要因とコメントを入力します。
- ・「サポートプラン一覧...」ボタン:
 - > 「雇用・就労支援サポートプラン一覧」画面を呼び出します。新規登録モードで

は非表示。

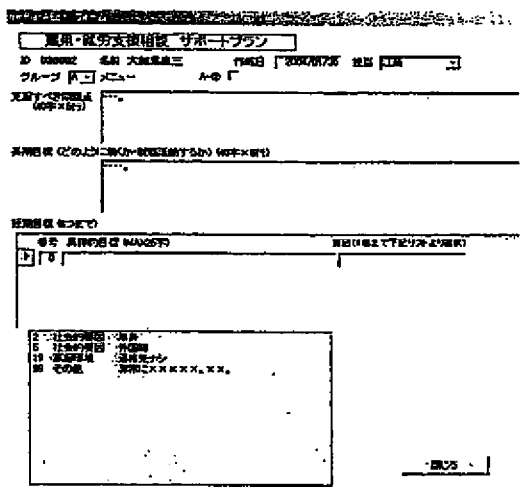
- ・「印刷」ボタン:
 - > 相談カードの印刷プレビューを呼び出します。入力内容を印刷したい場合は、先に「更新」ボタンを押下してください。
- ・「更新」ボタン:
 - > 入力内容を保存します。内容確認モードでは非表示。
- ・「削除」ボタン:
 - > 削除確認ダイアログが出ます。「OK」「キャンセル」ボタンの内、「OK」ボタンを押下すると、削除されます。付随するサポートプラン等も同時に削除されます。新規登録モード、内容確認モードでは非表示。
- ・「閉じる」ボタン:
 - > この画面を閉じます。「更新」ボタンを押さずにこのボタンを押した場合、入力内容は破棄されます。

4.「雇用・就労支援サポートプラン一覧」画面



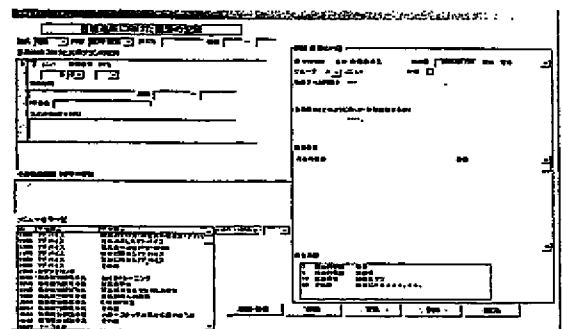
- ・「新規作成」ボタン:
 - > 新規作成モードとして「雇用・就労支援相談 サポートプラン」画面を呼び出します。
- ・「内容確認」ボタン:
 - > 内容確認モードとして「目録に向けた相談の記録」画面を呼び出します。呼び出された画面の編集はできません。
- ・「編集」ボタン:
 - > 編集モードとして「目録に向けた相談の記録」画面を呼び出します。
- ・「閉じる」ボタン:
 - > この画面を閉じます。

5.「雇用・就労支援サポートプラン入力」画面



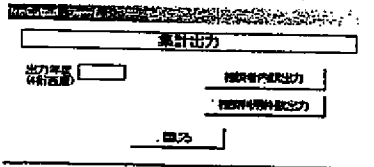
- ・「要因」:
 - > 画面左下の一覧をダブルクリックすることで入力します。
- ・「閉じる」ボタン:
 - > この画面を閉じ、「雇用・就労支援相談 サポートプラン」画面に移動します。

6.「雇用・就労支援サポートプラン入力」画面



- ・「メニュー」:
 - > 画面左下のメニュー番号一覧をダブルクリックして入力します。1400~1600 番台の場合、その右にあるプルダウンリストより選択してください。
- ・「課題・目標」ボタン:
 - > 「雇用・就労支援相談 サポートプラン」画面を呼び出します。
- ・「印刷」ボタン:
 - > 相談カードの印刷プレビューを呼び出します。入力内容を印刷したい場合は、先に「更新」ボタンを押下してください。
- ・「更新」ボタン:
 - > 入力内容を保存します。内容確認モードでは非表示。
- ・「削除」ボタン:
 - > 削除確認ダイアログが出ます。「OK」「キャンセル」ボタンの内、「OK」ボタンを押下すると、削除されます。付随するサポートプラン等も同時に削除されます。新規登録モード、内容確認モードでは非表示。
- ・「閉じる」ボタン:
 - > この画面を閉じます。「更新」ボタンを押さずにこのボタンを押した場合、入力内容は破棄されます。

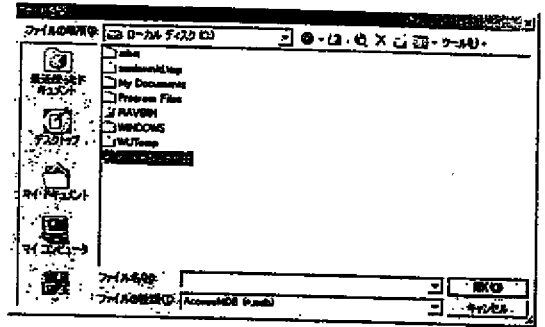
7. 「集計出力」画面



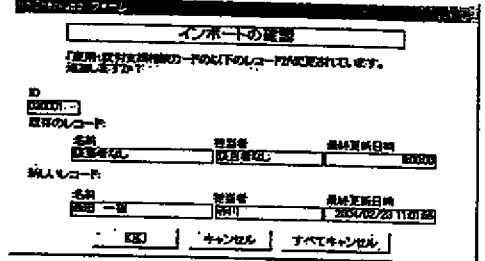
- 「相談利用件数出力」ボタン:
 - 入力された出力年度で、「相談利用件数」レポートの印刷プレビューを呼び出します。
- 「相談者内訳出力」ボタン:
 - 入力された出力年度で、「相談者内訳出力」レポートの印刷プレビューを呼び出します。

第三章 データの持込機能

メニュー画面より、「データの持込」ボタンを押下すると、「ファイルを開く」ダイアログが表示されます。外部で作成したデータ (.mdb) を指定してください。



ファイルが指定されたら、更新データの調査を行います。変更点が見えなかった場合、以下のような確認メッセージが表示されます。



変更を了解する場合は「OK」ボタン、了解しない場合は「キャンセル」を押下してください。データの持込全てを中止する場合は「すべてキャンセル」を押下してください。

第四章 注意事項

全般

- デザインビューでの編集とマクロ・モジュールの編集は行わないでください。

データの持込機能

- 常に最新版のデータベースを使ってください。データベースのメンテナンスが行われる場合、必ず一度サーバーにデータの持込をしておいてください。(テーブルの列数が変わるだけで動作しない可能性があります)
- Access のメニューにある「インポート」「エクスポート」は使わないでください。
- 「テーブルXXXは、マシンXXXのユーザーXXXによって排他ロックされています」というメッセージが出た場合、データの持込元のデータベースを一旦終了させてから再度データの持込を行ってください(テーブルのデザインビューを見ているとき等に排他ロックされます)。
- サーバーで、データベースをコピーして同時に編集した場合、それらを互いにデータの持込することはできません。

編集機能

- マスク以外のテーブルを直接編集した場合の動作保証はありません。必ずメニューのカード編集機能を使って編集してください(マスクでも、番号の配置を入れ替えたりその他項目の番号を変更したりすると動作がおかしくなります)。
- フォームやレポートの「デザインビュー」に切り替えないでください。動作がおかしくなることがあります。

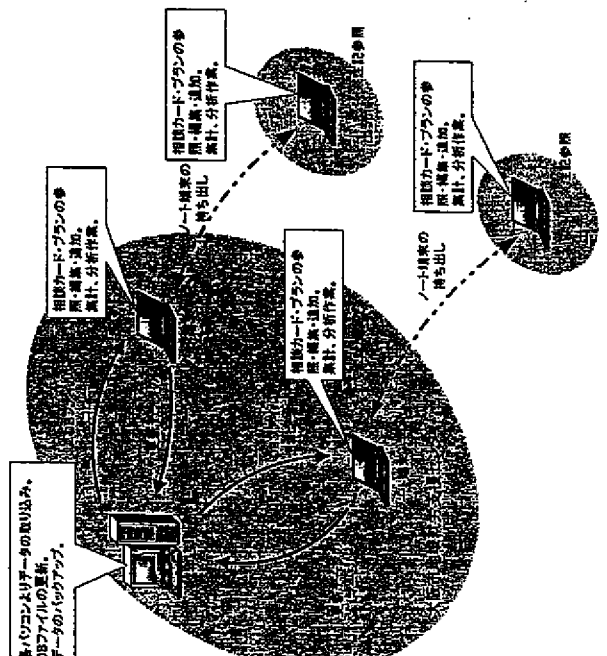
特徴

- データの取り込み(マージ)
 - サーバーにて作業を行います。サーバーのDBファイルは原則として、各ノート端末からデータを取り込みます。この操作で複製、追加されたデータのみをサーバー(のDBファイル)に複製更新します。
 - ノート端末へのDBファイルコピー
 - 各担当者がノート端末で作業する際には、サーバーのDBファイル(サーバー)に複製にコピーします。これだけで、各担当者は最新のデータを自分のノート端末に取り込むことができます。
 - ノート端末での作業
 - 相談カードや予約プランの参照、編集、追加といった基本的な作業は、ノート端末に接続している最新のサーバーデータを持って行いますので情報の誤りや紛失といった作業も可能です。

注意事項

- ネットワーク
 - サーバー間のデータ取り込みのため、各ノート端末にはファイル共有の機能が必須となります。共有ファイルへの不正なアクセスを防止するため、出先でのネットワーク接続には注意してください。(Gatewayアカウントの解除、詳細はLANカードの取り扱いなど)
- 接続
 - DBファイルは非常にたくさんあるため、個人情報を取込んでいます。ノート端末の運用など、取り扱いには十分注意して下さい。

システム概要



18 MAR 2004

大阪市地域就労支援センター
所 長 様

平成16年3月17日

大阪市民局市民活動推進部
就労支援担当課長
(担当：雇用・勤労施策室 吉田・松村)

平成16年度労働相談関係機関担当者等研修への参加者集約について

早春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

大阪府より、別紙のとおり「平成16年度労働相談関係機関担当者等研修」についての開催通知がありましたので、地域就労支援コーディネーターのスキルアップを図る意味からも参加にご配慮いただきたく思います。参加者数については、大変お手数をおかけいたしますが、4月2日(金)までに当室までご連絡いただきますようお願いいたします。

18 MAR 2004

総務部 275 号
平成16年3月12日

各市町村労働行政主管課長 様

大阪府総合労働事務所長

平成16年度労働相談関係機関担当者等研修への参加について(照会)

平業から、本府労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、本府では、府内各市町村等の関係公的機関が実施する労働相談を制度的に支援することを目的として、講習研修を別添要領に基づき実施することとなりました。

景気の低迷が続く中、公的機関が実施する労働相談に対するニーズは高く、現在、府及び市町村を始め、多くの機関が労働相談窓口を開設されているところであります。

このようなか、講習研修を通じ、第一線の相談対応者・行政担当者等が労働相談に対する認識を深めるとともに、必要な知識などを習得し、処理能力の向上を図ることは、誠に意義あるものであり、以下の方々にご参加いただきたいと考えております。本趣旨をご理解いただき、積極的なご参加をよろしくお願いたします。

- ・ 黄市町村労働行政主管課担当職員
- ・ 黄市町村労働相談担当職員及び、非常勤職員
- ・ 黄市町村地域就労支援コーディネーター

つきましては、年度末のご多忙中恐縮でございますが、講習研修の参加について、黄市町村の参加についてご意向をお伺いしたく、黄課にてお取りまとめの上、別紙回答書に必要事項を記入の上、4月5日(火)まで(必着)にご回答頂きますよう、よろしくお願いたします。

- ※ 所管業務の参考上、労働問題や労働法規に関する見識を持つなどの目的であっても構いません。
- ※ 参加費用は不要です。
- ※ 基礎研修、実務研修とも会回参加が原則ですが、事情によっては期間途中での参加も可能ですがそのような場合はご相談ください。

《回答書返送先》
 大阪府総合労働事務所 地域労働グループ
 担当 / 小林
 TEL 06-6946-2608
 FAX 06-6946-2635
 E-mail KobayashiY@mbbox.pref.osaka.jp

平成16年度労働相談関係機関担当者等研修実施要領

1. 目的 労働相談を実施する公的機関等における労働相談担当者等の労働相談に対する認識を深めるとともに、労働相談処理能力の向上を図る。

2. 対象 市町村など労働相談を実施する公的機関等における労働相談担当者、本府担当職員及び一般労働相談員、その他適当と認める者。

3. 方式及び実施機関 (1) 基礎研修【5月～7月の間に計5回(半日)実施】
労働相談に必要な基礎的な知識の習得を目的とするもの。
原則として、労働相談担当1年目の者を対象とする。

(2) 実務研修【9月～12月の間に計4回(半日)実施】
労働相談に適切に対応するための実務的な知識等の習得を目的とするもの。
原則として、本研修の基礎研修を受講した者、労働相談担当経験者を対象とする。

4. 実施場所 原則として、エル・おおさか南館9階会議室

5. 実施計画 別紙のとおり

平成16年度労働相談関係機関担当者等実務研修実施計画

○実施場所：エル・おおさか南館9階会議室(大阪市中央区石町2-5-3)

※京阪・地下鉄谷町線「天満橋」下車 西へ約400M

基礎研修【5月～7月の間に計5回(午後半日実施)】

労働相談に必要な基礎的な知識の習得を目的とするもの。

【第1回 午後半日/ 3時間程度】

- (1)労働相談とは【講演】
～最近の労働問題、労働相談の心構えと基本対応～
○ 講師 総合労働事務所職員
(2)労働法について ～役割、法源、体系、特色等～ 【講演】
○ 講師 大学教授等

【第2回 午後半日/ 3時間程度】

- (1)労働基準法についてⅠ～労働契約を中心に 改正労働基準法を含めて～【講演】
○ 講師 関係機関職員
(2)労働基準法についてⅡ～賃金・労働時間を中心に～【講演】
○ 講師 関係機関職員

【第3回 午後半日/ 3時間程度】

- (1)職場のセクシュアル・ハラスメントについて ～基本編～【講演等】
○ 講師 総合労働事務所職員
(2)労働保険・社会保険の基礎知識【講演】
○ 講師 社会保険労務士

【第4回 午後半日/ 3時間程度】

- (1)平成15年度の労働相談報告 ～状況・事例と基本対応～【講演等】
○ 講師 総合労働事務所職員
(2)働き方の多様化と労働問題について【講演】
○ 講師 外部関係者または、総合労働事務所職員

【第5回 午後半日/ 3時間程度】

- (1)個別労使紛争の現状と法的手段について【講演】
○ 講師 弁護士等
(2)集回的労使関係について【講演】～労働組合の機能、役割、状況と労使関係～
○ 講師 総合労働事務所職員

実務研修(9月～12月の間に計4回(半日実施))

労働相談に適切に対応するための実務的な知識などの習得を目的とするもの。
原則として、本研修基礎研修を受講した者、労働相談担当経験者を対象とする。

【第1回 午後半日/ 3時間程度】

- (1) コーピング技法について ～相談者の話を引き出すために～【講演】
 - 講師 コーチングファシリテーター(予定)
- (2) メンタルヘルスの問題について ～相談担当者の心構えについて～【講演】
 - 講師 医師など

【第2回 午後半日/ 3時間程度】

- (1) 労働契約の終了をめぐる法的問題について【講義】
 - 講師 弁護士等
- (2) 労働契約の終了をめぐる相談事例検討 ～ワークショップ形式～
 - 講師 総合労働事務所職員

【第3回 午後半日/ 3時間程度】

- (1) 職場のセクシュアル・ハラスメントの相談技術【講演】
 - 講師 臨床心理士等(カウンセラー)
- (2) 職場のいじめ、職場のセクシュアル・ハラスメントの相談事例検討 ～ワークショップ形式～
 - 講師 総合労働事務所職員

【第4回 午後半日/ 3時間程度】

- (1) 「最近の労働判例の傾向」について【講演】
 - 講師 大学教授等
- (2) 労働審判制度など労働紛争の解決方法の実態について【講演】
 - 講師 弁護士等

※ テーマ、講師等は都合により変更する場合があります。

制 定 平成14年2月25日
最近改正 平成15年4月1日

(設置)

第1条 本市における雇用に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市雇用施策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は本部長、本部長代行、副本部長及び本部長で組織する。

2 本部長は市長をもって充てる。

3 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。

4 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役及び収入役をもって充てる。

5 本部長は、大阪市事務分掌条例第1条に掲げる局長及び室の長、収入役室長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査・人事制度事務総括局長、市会事務局長、市民局理事、財政局契約総長、計画調整局理事、中央卸売市場長、市民局雇用・勤労施策担当部長並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副本部長は、本部長を補佐する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が随時関係本部長を招集して行う。

2 本部長が必要と認めるときは、本部長以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹事)

第5条 本部に幹事を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者及び本部長の指名する職にある者をもって充てる。
3 本部に常任幹事を置き、前項の幹事のうち本部長の指名する職にある者をもって充てる。

4 幹事は、本部の所掌事務について本部長を補佐する。

5 本部の会議の準備その他必要があるときは、常任幹事及び常任幹事以外の関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

第6条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部長及び幹事は、本部長が指名する。

3 部会に部長を置き、本部長のうちから本部長が指名する。

4 部長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、令遷の日から施行する。

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 大阪府域における雇用・失業等の現状と今後の課題 | 2 |
| (1) 現状 | 2 |
| ①大阪府域における産業・経済状況 | |
| ②労働力人口の見直し | |
| ア) 少子・高齢社会の一層の進展 | |
| イ) 最近の労働力人口等 | |
| ③最近の雇用失業情勢 | |
| ④労働力需給のミスマッチ | |
| ⑤就業をとりまく環境の変化 | |
| ア) 若年者問題 | |
| イ) 就業形態の多様化 | |
| (2) 課題 | 10 |
| ①雇用の受け皿としての大阪府域の振興 | |
| ア) 既存の中小企業等の競争力強化等に対する支援 | |
| イ) ベンチャー企業等の振興や新事業・新産業の育成支援 | |
| ②一人ひとりの職業能力の向上 | |
| ア) 市場ニーズに対応した若年者の職業能力の向上 | |
| イ) 女性労働者をとりまく就業環境の整備 | |
| ウ) 就業者・中途離職者の職業能力の向上 | |
| ③市域内需給マッチングの向上 | |
| ④企業など求人者に対する啓発の強化 | |
| ⑤就職困難者等に対する施策 | |
| ア) 障害者に対する施策 | |
| イ) 高齢者に対する施策 | |
| ウ) 母子家庭の母等に対する施策 | |
| エ) 同和問題に起因する就職困難者に対する施策 | |
| ⑥その他の雇用環境等の向上 | |
| ア) あいりん地域帰国型労働者に対する施策 | |
| イ) 障害生活者（ホームレス）の自立就労支援 | |
| 2 雇用施策における役割分担と連携 | 14 |
| (1) 国、府、市町村の役割分担について | 14 |
| (2) 民間団体等との連携と役割分担について | 15 |
| (3) 労働団体との連携について | 15 |

大阪府域における雇用施策のあり方

平成14年6月

大阪府雇用施策推進本部

はじめに

平成12年4月の地方分権推進一括法施行による地方自治法の改正により、機関委任事務制度・地方事務官制度が廃止され、雇用施策の分野において、それまで府知事の事務として行われていた職業安定行政が、国の直接執行事務に一元化された。一方、雇用対策法第5条に「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」という規定が追加され、これにより、国及び府の事務とされてきた雇用対策に関して、市町村においても地方公共団体として地域の実情にあった雇用施策を実施することとなった。

本市においては、これまでから中小企業の振興や経済の活性化を通じて雇用の確保と創出を図るとともに、福祉部門を中心に、高齢者の社会参加促進施策や障害者などの自立支援施策と関連して、それぞれの局で雇用関連施策を実施してきたが、雇用対策法改正を受け、雇用施策に関する総合的な窓口としての業務を行う統括部門を設置することが喫緊の課題となった。

そこで、既存の雇用関連施策については、各局本来の業務と密接に関連していることから、引き続き各局で担当することを基本とし、雇用施策に関して、関係機関との連絡調整等を担う総合的な窓口を、平成13年度から市民局に設置し、併せて、雇用施策にかかる基本的な考え方をいし方針について、平成13年4月より関係局で構成する雇用施策検討会（事務局：市民局）を設置して調査・検討を重ねてきた。さらに、本市の雇用施策を総合的に推進するため、平成14年2月に市長を本部長とする全庁的な推進体制として「大阪市雇用施策推進本部」を発足させるとともに、平成14年4月、組織を改編して「雇用・勤労施策室」を設置し、雇用施策を総合的・横断的に統括する部門の機能強化を図ってきたところである。そして、この度、推進本部において、これまででの調査・検討内容を「大阪市における雇用施策のあり方」として取りまとめたところである。

この「大阪市における雇用施策のあり方」は、国・府・市の役割分担を踏まえ、当面、本市が取り組むべき雇用施策については、その基本的な考え方をまとめたいものである。今後は、少子・高齢社会が進み、約12万人の外国籍住民が共に暮らしていること、また、指定都市では野宿生活者（ホームレス）の数が最も多いことなどをはじめとした「大阪市」という地域の特性・実情を十分に踏まえつつ、全庁的な推進本部のもとで、社会状況の変化に迅速に対応し、大阪市の労働状況など各種の情報収集に努めるとともに、雇用状況の改善につなげるような施策を多角的に検討するなど、雇用に関する諸課題に取り組みしていくものとする。

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 3 | 大阪市における雇用施策についての基本的な考え方 | 16 |
| (1) | 雇用施策についての基本的な考え方 | 16 |
| (2) | 雇用施策における基本方向 | 16 |
| (3) | 雇用施策の整理・体系化 | 17 |
| ① | 雇用施策の総合的推進 | |
| ア) | 雇用機会創出のための既存産業の強化と新産業の創出 | |
| イ) | 一人ひとりの職業能力開発の促進 | |
| ウ) | 効率的な需給マッチングを促進する調整機能の強化 | |
| エ) | 公正採用をはじめとする企業啓蒙の推進 | |
| オ) | 国の雇用施策への対応 | |
| ② | 就職困難者等への就労支援 | |
| ③ | あいりん地区日雇労働者等への自立支援 | 18 |
| (4) | 全庁的な推進体制の構築 | |
| 4 | 大阪市の当面取り組むべき雇用施策 | 20 |
| (1) | 雇用施策の総合的推進 | 20 |
| ① | 雇用機会創出のための既存産業の強化と新産業の創出 | |
| ア) | 中小企業等既存産業の基盤強化 | |
| イ) | 新たな産業・成長産業の育成 | |
| ② | 一人ひとりの職業能力開発の促進 | |
| ア) | 若年者への職業観醸成 | |
| イ) | 女性の能力発揮促進のための支援 | |
| ウ) | 社会人の再教育機能の充実 | |
| ③ | 効率的な需給マッチングを促進する調整機能の強化 | |
| ア) | 労働・職業情報の取集・提供 | |
| イ) | 労働・職業に関する相談事業の充実 | |
| ④ | 公正採用をはじめとする企業啓蒙の推進 | |
| ア) | 「公正採用選考人権啓発推進員」制度の啓蒙、周知 | |
| イ) | 就職差別撤廃月間事業の推進 | |
| ウ) | 「大阪市企業同和問題推進結会」の充実 | |
| エ) | 「L.O」第111号条約の早期批准に向けた取り組み | |
| ⑤ | 国の雇用施策への対応 | 23 |
| (2) | 就職困難者等への就労支援 | |
| ① | 地域就労支援事業の実施 | |
| ② | 就職困難者等への就労支援の充実 | |
| ア) | 障害者 | |
| イ) | 高齢者 | |
| ウ) | 母子家庭の母等 | |
| (3) | あいりん地区日雇労働者等への自立支援 | 24 |
| ① | あいりん地区日雇労働者への自立支援 | |
| ② | 野宿生活者への自立支援 | |
| 5 | 国への要望について | 25 |

1 大阪府域における雇用・失業等の現状と今後の課題

(1) 現状

①大阪府域における産業・経済状況

産業別の就業者の総数を、国勢調査の結果により、平成7年と12年と比較した場合、全国では1.8ポイントの減に対して、府は5.4ポイント、市では7.9ポイントの大幅な減になっている。

特に大阪の経済を支えてきた製造業の就業者数については、全国では9.8ポイントの減に対して、府は15.9ポイント、市では18.1ポイントの大幅な減になっており、就業者数構成比においても、全国平均の構成比1.7ポイントに対して、府では2.6ポイント、市では2.4ポイントの減となっており、大阪の経済を支えてきた製造業の衰退が見受けられる。【表1】

【表1】 全国・大阪府・大阪市 産業別就業者数の推移 出所：国勢調査（総務省）

| | 就業者数(人) | | 年平均増減率(%) | | | | 構成比(%) | |
|-------|------------|------------|------------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 平成2年 | 平成7年 | 92-97 | 97-12 | 平成2年 | 平成7年 | 92-97 | 97-12 |
| 全 | 計 | 61,681,642 | 64,341,544 | 4.0 | 4.1 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 第1次産業 | 4,391,281 | 3,819,849 | -13.0 | -16.9 | 7.1 | 6.0 | 5.0 | 5.0 |
| 第2次産業 | 20,548,086 | 20,247,428 | -1.5 | -8.3 | 33.3 | 31.6 | 29.5 | 29.5 |
| 第3次産業 | 36,742,275 | 39,274,267 | 7.3 | 5.1 | 9.5 | 10.3 | 10.0 | 10.0 |
| 計 | 14,642,678 | 13,566,263 | -7.4 | -8.8 | 23.7 | 21.1 | 19.4 | 19.4 |
| 第1次産業 | 36,421,356 | 39,642,069 | 8.8 | 2.1 | 59.0 | 61.8 | 64.3 | 64.3 |
| 第2次産業 | 13,801,675 | 14,618,405 | 5.9 | 2.1 | 22.4 | 22.8 | 22.7 | 22.7 |
| 第3次産業 | 13,886,738 | 15,932,490 | 14.7 | 8.4 | 22.5 | 24.8 | 27.4 | 27.4 |
| 計 | 4,236,759 | 4,370,513 | 3.2 | 5.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 第1次産業 | 39,594 | 37,922 | -4.5 | -19.4 | 0.7 | 0.6 | 0.5 | 0.5 |
| 第2次産業 | 1,525,347 | 1,449,268 | -5.0 | -14.1 | 36.0 | 33.2 | 30.1 | 30.1 |
| 第3次産業 | 384,974 | 433,986 | 12.7 | 9.7 | 9.1 | 9.9 | 9.5 | 9.5 |
| 計 | 1,139,852 | 1,034,725 | -9.2 | -11.0 | 26.9 | 23.2 | 20.6 | 20.6 |
| 第1次産業 | 2,638,168 | 2,843,315 | 7.8 | 1.9 | 62.3 | 65.1 | 67.6 | 67.6 |
| 第2次産業 | 1,114,727 | 1,144,896 | 2.7 | 4.6 | 26.3 | 26.2 | 26.2 | 26.2 |
| 第3次産業 | 901,861 | 1,049,246 | 16.3 | 7.9 | 21.3 | 24.0 | 26.6 | 26.6 |
| 計 | 1,345,405 | 1,336,176 | -0.7 | 4.7 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 第1次産業 | 1,077 | 1,419 | 15.3 | 14.0 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 第2次産業 | 477,135 | 430,761 | -9.7 | -16.8 | 35.5 | 32.2 | 29.1 | 29.1 |
| 第3次産業 | 133,472 | 138,726 | 3.9 | 14.1 | 9.9 | 10.4 | 9.7 | 9.7 |
| 計 | 343,529 | 291,865 | -15.0 | -18.1 | 25.5 | 21.8 | 19.4 | 19.4 |
| 第1次産業 | 855,204 | 895,263 | 4.7 | 4.2 | 63.6 | 67.0 | 69.7 | 69.7 |
| 第2次産業 | 404,014 | 392,120 | -3.1 | -5.7 | 30.1 | 29.3 | 30.0 | 30.0 |
| 第3次産業 | 274,019 | 305,022 | 11.3 | 11.0 | 28.4 | 24.4 | 26.2 | 26.2 |

(注) 分項不能があるため、各階級の積み上げと総計は一致しない。

②労働力人口の見直し

7) 少子・高齢社会の一層の進展

わが国においては、平均寿命の伸長、出生率の低下等を背景に、諸外国に例を見ない速さで人口の高齢化が進んでいるが、本市においては、年少人口(15歳未満人口)が昭和35年をピークに減少を続けるのに対して、老年人口(65歳以上人口)は著実に増加し、平成12年国勢調査の数値からみると、平成7年と比べると、年少人口は6.8%減少し、老年人口は逆に21.6%増加している。また、総人口に占める年少人口の割合については、平成7年の時点ですでに老年人口の割合を下回っており、さらに、平成12年の数値では平成7年と比べて、年少人口の割合が0.9ポイント縮小しているのに対し、老年人口の割合は3.0ポイント拡大している。全国では、総人口に占める年少人口の割合が老年人口のそれを超えたのは平成12年の調査が初めてであり、また、その数値も本市は全国と比べて、年少人口の割合は2.0ポイントも低いのに、老年人口の割合は0.2ポイントしか低くないことなどから、本市では少子・高齢社会が一層進展していることがわかる。【表2】【表3】

【表2】 年齢(3区分)別人口の推移(全国) 出所：国勢調査(総務省)

| 年次 | 人口(人) | | | 割合(%) | | | 増減率(%) | | |
|-------|-------------|------------|------------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| | 総数 | 0~14歳 | 15~64歳 | 総数 | 0~14歳 | 15~64歳 | 総数 | 0~14歳 | 15~64歳 |
| 昭和25年 | 84,114,674 | 29,786,412 | 50,108,312 | 35.4 | 59.6 | 4.9 | - | - | - |
| 30年 | 90,076,694 | 30,122,897 | 55,166,616 | 33.4 | 61.2 | 5.3 | 7.1 | 1.1 | 10.0 |
| 35年 | 94,301,623 | 28,434,169 | 60,469,355 | 30.2 | 64.1 | 5.7 | 4.7 | 4.5 | 9.6 |
| 40年 | 99,209,137 | 25,529,230 | 67,444,242 | 25.7 | 68.0 | 6.3 | 5.2 | 4.0 | 11.5 |
| 45年 | 104,665,171 | 25,152,779 | 72,119,100 | 24.0 | 68.9 | 7.1 | 5.5 | 4.1 | 6.9 |
| 50年 | 111,939,643 | 24,230,692 | 75,807,317 | 21.7 | 67.7 | 7.9 | 7.0 | 3.2 | 5.1 |
| 55年 | 117,060,366 | 24,507,078 | 78,834,599 | 20.9 | 67.3 | 9.1 | 4.6 | 1.1 | 4.0 |
| 60年 | 121,048,923 | 23,033,218 | 82,506,016 | 19.0 | 66.2 | 10.3 | 3.4 | 5.4 | 4.7 |
| 平成2年 | 123,013,167 | 22,486,239 | 85,993,976 | 18.3 | 69.5 | 12.0 | 2.1 | 13.6 | 4.1 |
| 7年 | 125,570,246 | 20,013,730 | 87,104,723 | 16.0 | 69.4 | 14.5 | 1.6 | 11.0 | 1.5 |
| 12年 | 126,926,843 | 19,472,499 | 86,219,631 | 15.4 | 67.9 | 17.3 | 1.1 | 7.7 | 1.1 |

(注) 総数には年齢不明を含む。

【表3】 年齢(3区分)別人口の推移(大阪府) 出所：国勢調査(総務省)

| 年次 | 人口(人) | | | 割合(%) | | | 増減率(%) | | |
|-------|-----------|---------|-----------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| | 総数 | 0~14歳 | 15~64歳 | 総数 | 0~14歳 | 15~64歳 | 総数 | 0~14歳 | 15~64歳 |
| 昭和25年 | 1,956,136 | 639,653 | 1,285,645 | 32.7 | 65.1 | 3.1 | - | - | - |
| 30年 | 2,547,316 | 743,448 | 1,719,544 | 29.2 | 67.3 | 3.5 | 30.2 | 21.0 | 33.3 |
| 35年 | 3,011,563 | 749,766 | 2,147,051 | 24.9 | 71.3 | 3.0 | 18.2 | 0.8 | 25.9 |
| 40年 | 3,156,222 | 691,224 | 2,320,434 | 21.9 | 73.5 | 4.6 | 4.8 | 7.8 | 8.1 |
| 45年 | 3,280,487 | 646,021 | 2,159,111 | 21.7 | 72.4 | 5.9 | 1.5 | 6.5 | 7.0 |
| 50年 | 3,278,007 | 615,424 | 2,192,611 | 22.1 | 70.3 | 7.5 | 4.7 | 4.7 | 19.5 |
| 55年 | 3,545,181 | 593,392 | 2,456,448 | 20.5 | 70.2 | 9.2 | 4.7 | 4.8 | 16.2 |
| 60年 | 3,636,249 | 476,004 | 2,685,539 | 18.1 | 71.5 | 10.3 | 0.5 | 11.7 | 11.4 |
| 平成2年 | 2,624,808 | 365,242 | 1,902,349 | 14.7 | 72.5 | 11.7 | 0.5 | 13.2 | 9.9 |
| 7年 | 2,602,427 | 351,852 | 1,875,744 | 13.5 | 72.2 | 14.7 | 0.0 | 8.7 | 1.2 |
| 12年 | 2,538,774 | 327,851 | 1,822,803 | 12.0 | 70.7 | 17.1 | 0.1 | 6.0 | 1.6 |

(注) 総数には年齢不明を含む。

イ) 最近の労働力人口等

全国の平成12年の労働力人口（15歳以上人口）のうちの就業者と完全失業者の計は、国勢調査の数値によると、6,610万人で、平成7年と比べて92万人減少した。また、男女別の労働力人口は、男性は3,925万人、女性は2,685万人で、男性が115万人減、女性が23万人増となっており、労働力率では男性が4.0ポイント、女性が1.8ポイント低下している。【表4】

一方、本市の労働力人口の状況は、平成12年国勢調査の数値では135万3800人で、平成7年より9万6500人下回っている（6.7%減）。また、男女別の労働力人口は、男性は80万6600人、女性は54万7200人で、男性が約6割を占めているが、平成7年と比べると、男性が8.6%、女性が8.6%減少となっており、労働力率では男性が7.5ポイント、女性が2.4ポイント低下しており、全国の数値と比較しても減少の幅が大きい。【表5】

【表4】 労働力状態の推移（全国）

| 年次 | 総数 | | | | 男 | | | | 女 | | | |
|-------|-------------|------------|---------|------------|------------|-------|------------|------------|------------|--|---------|--|
| | 15歳以上人口(人) | | 労働力率(%) | | 15歳以上人口(人) | | 労働力率(%) | | 15歳以上人口(人) | | 労働力率(%) | |
| | 総数 | 労働力人口 | 総数 | 労働力人口 | 総数 | 労働力人口 | 総数 | 労働力人口 | | | | |
| 昭和50年 | 84,672,746 | 54,389,875 | 64.2 | 41,111,952 | 34,305,870 | 83.4 | 43,560,794 | 20,083,805 | 46.1 | | | |
| 55年 | 89,481,955 | 57,231,120 | 64.0 | 43,441,646 | 35,646,666 | 82.1 | 46,040,309 | 21,584,454 | 46.9 | | | |
| 60年 | 94,074,359 | 60,390,551 | 64.3 | 46,131,184 | 37,071,068 | 80.4 | 48,843,175 | 23,318,885 | 47.7 | | | |
| 平成2年 | 100,798,571 | 63,565,339 | 63.1 | 48,956,149 | 38,522,601 | 78.7 | 51,042,422 | 25,072,048 | 49.1 | | | |
| 7年 | 105,425,543 | 67,017,037 | 63.6 | 51,230,082 | 40,306,503 | 78.8 | 54,186,461 | 26,621,484 | 49.1 | | | |
| 12年 | 106,224,783 | 66,097,016 | 61.1 | 52,503,471 | 39,260,238 | 74.6 | 56,721,312 | 26,847,578 | 47.3 | | | |

【表5】 労働力状態の推移（大阪市）

| 年次 | 総数 | | | | 男 | | | | 女 | | | |
|-------|------------|-----------|---------|-----------|------------|-------|-----------|---------|------------|--|---------|--|
| | 15歳以上人口(人) | | 労働力率(%) | | 15歳以上人口(人) | | 労働力率(%) | | 15歳以上人口(人) | | 労働力率(%) | |
| | 総数 | 労働力人口 | 総数 | 労働力人口 | 総数 | 労働力人口 | 総数 | 労働力人口 | | | | |
| 昭和50年 | 2,162,194 | 1,465,949 | 65.0 | 1,051,944 | 695,678 | 66.3 | 1,100,260 | 500,271 | 45.9 | | | |
| 55年 | 2,102,024 | 1,354,502 | 64.4 | 1,024,401 | 649,230 | 63.9 | 1,077,533 | 506,272 | 46.9 | | | |
| 60年 | 2,156,878 | 1,391,145 | 64.5 | 1,050,045 | 660,616 | 63.9 | 1,106,833 | 510,729 | 46.0 | | | |
| 平成2年 | 2,208,547 | 1,423,615 | 64.5 | 1,077,742 | 671,414 | 62.9 | 1,130,805 | 562,201 | 49.8 | | | |
| 7年 | 2,244,627 | 1,450,314 | 64.6 | 1,094,302 | 682,461 | 62.6 | 1,150,245 | 567,853 | 49.4 | | | |
| 12年 | 2,267,543 | 1,353,782 | 59.7 | 1,102,705 | 606,019 | 55.1 | 1,164,838 | 547,169 | 47.0 | | | |

③ 最近の雇用失業率

平成12年の市の有効求人倍率（パートタイムを含む）は0.48倍と、前年と比較して0.11ポイント上昇し、平成9年以降続いた下落傾向がやや上昇に転じたが、平成12年12月の0.56倍をピークに、13年1月に入ると0.52倍に減少し、同年11月には5カ月連続して低下して0.45倍になるなど、低水準かつ不安定な状態のまま推移している。【表6】

また、前の完全失業率は、平成12年の国勢調査によると7.0%で、全国平均（4.7%）に比して2.3ポイント高くなっており、全国で沖縄県に次いで高いという状態となっている。

【表6】 労働関係主要指標の推移

| 年次 | 完全失業者数(万人) | | | 完全失業率(%) | | | 有効求人倍率(倍) | | |
|----------|------------|----|-----|----------|------|------|-----------|---|---|
| | 全 | 近 | 畿 | 全 | 近 | 畿 | 全 | 近 | 畿 |
| | 国 | 府 | 市 | 国 | 府 | 市 | 国 | 府 | 市 |
| 平成7年 | 210 | 43 | 4.0 | 3.2 | 0.63 | 0.47 | | | |
| 平成8年 | 225 | 44 | 4.1 | 3.4 | 0.70 | 0.57 | | | |
| 平成9年 | 230 | 44 | 4.0 | 3.4 | 0.72 | 0.58 | | | |
| 平成10年 | 279 | 53 | 4.1 | 4.1 | 0.53 | 0.39 | | | |
| 平成11年 | 317 | 61 | 4.7 | 4.7 | 0.48 | 0.37 | | | |
| 平成12年 | 320 | 63 | 4.7 | 4.7 | 0.59 | 0.48 | | | |
| 平成12年12月 | 298 | 62 | 4.9 | 4.9 | 0.66 | 0.56 | | | |
| 平成13年1月 | 317 | 62 | 4.8 | 4.8 | 0.65 | 0.52 | | | |
| 2月 | 318 | 60 | 4.7 | 4.7 | 0.64 | 0.52 | | | |
| 3月 | 343 | 73 | 4.7 | 4.7 | 0.62 | 0.52 | | | |
| 4月 | 348 | 71 | 4.8 | 4.8 | 0.62 | 0.52 | | | |
| 5月 | 348 | 68 | 4.9 | 4.9 | 0.62 | 0.53 | | | |
| 6月 | 338 | 68 | 4.9 | 4.9 | 0.61 | 0.53 | | | |
| 7月 | 330 | 68 | 5.0 | 5.0 | 0.60 | 0.52 | | | |
| 8月 | 336 | 67 | 5.0 | 5.0 | 0.58 | 0.51 | | | |
| 9月 | 357 | 70 | 5.3 | 5.3 | 0.57 | 0.50 | | | |
| 10月 | 352 | 69 | 5.3 | 5.3 | 0.54 | 0.47 | | | |
| 11月 | 350 | 70 | 5.4 | 5.4 | 0.52 | 0.45 | | | |

出所：【完全失業者数・完全失業率】労働力調査（総務省）

【有効求人倍率】職業安定業務統計（厚生労働省）

（注）完全失業者数・完全失業率については原数値（完全失業率の全国の数値は季節調整値）

有効求人倍率については季節調整値（全国の数値は原数値）

大阪における年齢層別の有効求人倍率、完全失業率をみると、中高年齢層が非常に厳しい状態に置かれている。中高年齢層の雇用失業率傾向は全国的傾向ではあるが、大阪の場合は、全国レベルよりも数値が下回っていることに加えて、完全失業率が高いことも影響して、極めて厳しい状態におかれています。【表7】【表8】

請雇者の民間企業における雇用状況については、法定雇用率（1.8%）の未達成企業の割合は57.4%で、全国よりも1.7ポイント高い状況にある（平成12年6月現在）。

しかしながら、請雇者実面雇用率の推移では、府の実雇用率は平成4年の1.38から平成12年には1.56%と0.18ポイント（全国：平成4年の1.36から平成12年の1.49へと0.13ポイント増）増加し改善されてきているものの、まだまだ厳しい状況にある。

また、大阪の請雇者実面雇用率の推移を見ると、有効求人倍率は平成4年度の3.474人から平成12年度の6.830人に倍増しているにもかかわらず、実際の就職者数は、平成4年度が2.212人なのに対し、平成12年度は2.155人と逆に減少しており、府、市における経路別就職者数（表1参照）の減少傾向とも比例し、請雇者の雇用についても進んでいないことがわかる。

【表9】【表10】【表11】

【表10】 大阪府における障害者雇用率の推移 (単位:%) 出所:大阪労働局

| | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全 国 | 1.36 | 1.41 | 1.43 | 1.45 | 1.47 | 1.47 | 1.48 | 1.49 | 1.49 |
| 大 阪 | 1.38 | 1.43 | 1.44 | 1.49 | 1.49 | 1.50 | 1.50 | 1.52 | 1.56 |

【表11】 大阪府における障害者雇用の実情 (単位:人) 出所:大阪労働局

| | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有効求職者数(年度末) | 3,474 | 3,911 | 4,404 | 4,990 | 4,811 | 5,263 | 5,937 | 6,639 | 6,830 |
| 就職件数(年度計) | 2,212 | 2,192 | 2,184 | 2,246 | 2,335 | 2,311 | 2,024 | 1,992 | 2,155 |

④労働力需給のミスマッチ

完全失業率は、その要因を景気循環的な需要不足によるものと労働力需給のミスマッチ等によるものに区分できるが、平成12年度において、府では新求人倍率は0.91倍となっているにもかかわらず、充足率(充足数を新求人数で除したものは、27.7%しかない。さらに本市では新規求人倍率が府よりも高い1.29倍であるのに、充足数では府よりも低い27.5%である。このことから、労働力需給のミスマッチが、特に本市においては、失業率悪化の大きな要因となっているものと推測される。【表12】

労働力需給のミスマッチについては、

- ア) グローバル化に伴う競争の激化により、産業構造の激化のスピードが速まり、雇用の労働力需給の不均衡が拡大するたために生じる雇用のミスマッチ
- イ) 産業構造の変化や技術革新等が進む中で、高度専門的な能力、技能を有する職業への需要が増加するなど、必要とされる職業の需要が増減することにより生じる雇用のミスマッチ
- ウ) 少子化による新規卒業者の供給が減少する一方、企業の倒産等により、非自発的失業者等による中高年齢層の供給が増えるため、年齢間の需給の不均衡が拡大する年齢間のミスマッチ
- エ) 求人、求職者に関する情報が、相互に行き渡っていない情報ミスマッチ

が考えられる。特に大阪は、高度経済成長期の重厚長大型産業からの転換が遅れたことから、現在も産業全体に占める非1丁間系産業の割合は他の大都市圏に比べて高く、こうしたことが産業界・職業間のミスマッチを醸成しているものと考えられる。

平成12年度に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」によれば、同和地区では、高齢者の単独世帯や、高齢者夫婦世帯、母子・父子世帯の構成比が高く、これら高齢者世帯、母子世帯については、地区外からの転入者の比率も高くなっている。とくに学歴の高い層や若年層が同和地区から流出し、低所得層、母子家庭、障害者など、行政上の施策等による自立支援を必要とする人々が同和地区に集中している傾向がみられる。失業率については、男女とも市全体の平均を上回っており、とりわけ若年層の失業率は非常に高く、また、主たる養育維持者にあたる40~44歳の男性の場合、本市の2倍以上になっている。さらに、就業者の勤続期間が短く、とくに高校を中退した層は卒業生に比べ、就労意欲において不安定な状況におかれている。「障害のある人」の就業状況については、就業率は「障害のない人」の4割であり、また、その就業希望の理由は、経済的理由がもっとも多いため、次いで生きがい理由になっており、障害者の就業問題については生きがいの観点からも取り組む必要があることがわかる。

【表7】 一般及び中高年齢者の有効求人倍率 出所:大阪労働局

| | 平成12年度 | 平成13年 | | | | | | | |
|-----|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 全 国 | 0.62 | 0.62 | 0.61 | 0.61 | 0.60 | 0.59 | 0.57 | 0.55 | 0.53 |
| 大阪府 | 45~54歳 | 0.41 | 0.39 | 0.37 | 0.37 | 0.38 | 0.39 | 0.39 | 0.38 |
| | 55歳以上 | 0.12 | 0.13 | 0.12 | 0.13 | 0.13 | 0.14 | 0.18 | 0.20 |
| | 45~54歳 | 0.51 | 0.52 | 0.53 | 0.52 | 0.51 | 0.50 | 0.49 | 0.46 |
| | 55歳以上 | 0.30 | 0.31 | 0.29 | 0.28 | 0.28 | 0.30 | 0.31 | 0.30 |
| | 0.09 | 0.10 | 0.10 | 0.09 | 0.10 | 0.10 | 0.11 | 0.14 | 0.15 |

【表8】 一般及び中高年齢者の完全失業率 (単位:%) 出所:大阪労働局

| | 平成12年平均 | 平成13年 | | |
|-----|---------|-------|------|------|
| | | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 |
| 全 国 | 4.7 | 4.9 | 5.1 | 5.0 |
| 近 畿 | 45~54歳 | 3.2 | 3.3 | 3.4 |
| | 55歳以上 | 4.5 | 4.7 | 4.5 |
| 大 阪 | 45~54歳 | 5.9 | 6.1 | 6.4 |
| | 55歳以上 | 4.0 | 3.9 | 4.0 |
| | 6.1 | 5.8 | 6.7 | 5.8 |

【表9】 民間企業における障害者雇用率の状況 (平成12年6月1日現在)

| | 法定雇用率未満企業の割合(%) |
|-----|-----------------|
| 全 国 | 55.7 |
| 大 阪 | 57.4 |

出所:大阪労働局

【表14】 高等学校の進路別卒業業者数 (所在場所別) 出所: 学校基本調査 (文部科学省)

| 年度 | 合計 (原:人(注1)) | 大学等 (高等課程) | | 専修学校 (一般課程) | | 公共職業能力 開発施設等 修業者 | | 就職者 (注2) | 左記以外 (注) | 死亡・不詳 |
|---------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|------------------------|-------------------|--------------|-------------|-------|
| | | 進学者 | 進学者 | 進学者 | 進学者 | 進学者 | 進学者 | | | |
| 平成7年3月 | 1,590,720 (100.0) | 597,986 (37.6) | 265,892 (16.7) | 217,654 (13.7) | - | 395,798 (24.9) | 112,510 (7.1) | 882 (0.1) | | |
| 平成12年3月 | 1,328,902 (100.0) | 599,747 (45.1) | 228,672 (17.2) | 315,512 (23.8) | 10,392 (0.8) | 241,703 (18.2) | 332,456 (25.0) | 620 (0.0) | | |
| 平成7年3月 | 107,171 (100.0) | 43,002 (40.1) | 13,971 (13.0) | 17,972 (16.8) | - | 22,139 (20.7) | 9,892 (9.2) | 195 (0.2) | | |
| 平成12年3月 | 82,748 (100.0) | 41,802 (50.5) | 10,801 (13.1) | 9,040 (10.9) | 249 (0.3) | 11,055 (13.4) | 9,788 (11.8) | 15 (0.0) | | |
| 平成7年3月 | 35,669 (100.0) | 13,057 (36.9) | 3,798 (10.6) | 5,819 (16.3) | - | 6,445 (18.1) | 3,670 (10.3) | 79 (0.2) | | |
| 平成12年3月 | 28,359 (100.0) | 13,820 (48.7) | 3,246 (11.4) | 3,703 (13.1) | 61 (0.2) | 4,308 (15.2) | 3,220 (11.4) | 0 (0.0) | | |

(注) 平成7年については「加算者」という表現を使用している。

【表15】 大学の進路別卒業業者数 (所在場所別) 出所: 学校基本調査 (文部科学省)

| 年度 | 合計 (原:人(注1)) | 専修学校 (高等課程) | 就職者 (注1) | 専修学校 (一般課程) | 公共職業能力 開発施設等 修業者 | 左記以外 (注2) | 死亡・不詳 | 一時的な 仕事に 就いた者 | |
|---------|--------------------|------------------|-------------------|----------------|------------------------|-------------------|-----------------|---------------------|-----------------|
| | | | | | | | | 進学者 | 進学者 |
| 平成7年3月 | 493,277 (100.0) | 46,316 (9.4) | 331,011 (67.1) | 6,732 (1.4) | 9,280 (1.9) | 57,844 (11.5) | 32,094 (6.5) | 9,280 (1.9) | 9,280 (1.9) |
| 平成12年3月 | 538,683 (100.0) | 57,663 (10.7) | 300,687 (55.8) | 5,929 (1.1) | 22,633 (4.2) | 121,083 (22.5) | 30,688 (5.7) | 22,633 (4.2) | 22,633 (4.2) |
| 平成7年3月 | 43,129 (100.0) | 3,228 (7.5) | 29,890 (69.3) | 454 (1.1) | 1,057 (2.4) | 5,155 (11.9) | 3,545 (8.2) | 1,057 (2.4) | 1,057 (2.4) |
| 平成12年3月 | 45,672 (100.0) | 4,081 (9.0) | 24,912 (54.5) | 418 (0.9) | 3,013 (6.6) | 9,199 (20.1) | 4,043 (8.9) | 3,013 (6.6) | 3,013 (6.6) |

(注1) 就職者には就職進学者も含む。

(注2) 平成7年については「加算者」という表現を使用している。

イ) 就業形態の多様化

経済・雇用構造の多様化を反映して、パートタイム労働、派遣労働等多様な働き方を選択する者が増加している。企業側は事業拡大の激化に機動的に対応できるとや、知識、技術、経験のある労働者を即戦力として採用でき、一方、労働者は自らの能力を活かして自由な時間に働けるなど、それぞれにメリットがあることから、これらの働き方は今後も増加するものと見込まれる。

【表12】 大阪府・市における新規求人・求職の状況 出所: 大阪労働局

| 年度 | 大阪府 | | 大阪市 | |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成11年度 | 平成12年度 |
| 新規求人数 (人) | 364,219 | 406,955 | 498,319 | 498,319 |
| 新規求職者数 (人) | 532,994 | 544,964 | 548,630 | 548,630 |
| 充足数 (人) | 119,964 | 128,458 | 138,175 | 138,175 |
| 新規求人倍率 (倍) | 0.68 | 0.75 | 0.91 | 0.91 |
| 充足率 (%) | 32.9 | 31.6 | 27.7 | 27.7 |
| 新規求人数 (人) | 198,686 | 222,942 | 273,248 | 273,248 |
| 新規求職者数 (人) | 207,376 | 212,416 | 211,082 | 211,082 |
| 充足数 (人) | 65,202 | 69,303 | 75,191 | 75,191 |
| 新規求人倍率 (倍) | 0.96 | 1.05 | 1.29 | 1.29 |
| 充足率 (%) | 32.8 | 31.6 | 27.5 | 27.5 |

(注) 大阪市の数値は、市内5カ所の職業安定所 (大阪東、藤田、大阪西、阿倍野、淀川) の合計数値で吹田市も含む。

⑤ 就業をとりまく環境の変化

7) 若年者問題

若年者を中心に、求職者や早期離職者、フリーターが増加している。卒業後、進学も就職もしない者の比率については、中学・高校・大学全てで増加している。フリーターは、単純労働、勤務形態が極めて限られることから、彼らが指導的年齢層に至るに従い、産業の技術的空洞化を招くことが懸念される。また、新卒者の就職者の数も大幅に減少しており、若年者の離業者の増加は、技能形成や能力開発に重大な支障が懸念されるだけでなく、若年の離業者層が高い年齢層へシフトすることにより、マクロレベルでの労働生産性や活力の維持など経済や社会全体へ影響を与えることが懸念される。【表13】 【表14】 【表15】

【表13】 中学校の進路別卒業業者数 (所在場所別) 出所: 学校基本調査 (文部科学省)

| 年度 | 合計 (原:人(注1)) | 高等学校等 | | 専修学校 (高等課程) | | 公共職業能力 開発施設等 修業者 | | 就職者 (注2) | 左記以外 (注) | 死亡・不詳 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------|----------------|-----------------|------------------------|--------------|--------------|-------------|-------|
| | | 進学者 | 進学者 | 進学者 | 進学者 | 進学者 | 進学者 | | | |
| 平成7年3月 | 1,622,198 (100.0) | 1,668,266 (96.7) | 8,830 (0.5) | 9,788 (0.6) | 20,342 (1.3) | 14,753 (0.9) | 221 (0.0) | 221 (0.0) | | |
| 平成12年3月 | 1,420,716 (100.0) | 1,420,716 (100.0) | 5,087 (0.3) | 3,186 (0.2) | 2,306 (0.2) | 13,047 (0.9) | 228 (0.0) | 228 (0.0) | | |
| 平成7年3月 | 102,482 (100.0) | 98,775 (96.4) | 348 (0.3) | 614 (0.6) | 1,852 (1.8) | 486 (0.4) | 51 (0.0) | 51 (0.0) | | |
| 平成12年3月 | 91,648 (100.0) | 88,648 (96.7) | 206 (0.2) | 187 (0.2) | 1,330 (1.2) | 228 (0.2) | 12 (0.0) | 12 (0.0) | | |
| 平成7年3月 | 26,364 (100.0) | 25,355 (96.3) | 61 (0.2) | 166 (0.6) | 562 (2.1) | 208 (0.8) | 20 (0.0) | 20 (0.0) | | |
| 平成12年3月 | 24,495 (100.0) | 24,054 (98.2) | 24 (0.1) | 57 (0.2) | 326 (1.3) | 361 (1.5) | 7 (0.0) | 7 (0.0) | | |

(注) 平成7年については「加算者」という表現を使用している。

(2) 課題

① 雇用の受け皿としての大版産業の振興

社会の成熟化や国際化など経済を取り巻く環境が大きく変化するなか、大版の経済において重要な役割を担う市内中小企業が環境の変化に的確な対応ができてきたよう経営革新や競争力強化に努め、雇用の受け皿としての大版産業の振興を図ることが求められる。

ア) 既存の中小企業の競争力強化等に対する支援

厳しい雇用情勢のもと、雇用の確保という観点から、経営革新や競争力強化を図っている、市内産業者の7割を超える雇用の担い手としての中小企業に対して支援することが求められる。

イ) ベンチャー企業等の振興や新事業・新産業の育成支援

新事業に挑戦するベンチャー企業等は、関連企業への波及効果を含めて、雇用の創出に大きく貢献するものと考えられるので、技術・経営など様々な側面から新事業の展開や新規創業を支援することが求められる。

また、国の雇用創出策においては、企業による雇用機会の創出として、成長15分野における新産業の育成・振興等があげられているが、大版の地味特性等を踏まえ、ITやバイオ関連産業など今後成長が期待される分野に重点をおいて、新設需要、初期市場の育成支援策を講じ、大版産業の振興を通じた雇用機会の創出を図ることが求められる。

② 一人ひとりの職業能力の向上

これまでの就業形態としては、終身雇用が一般的であったため、製造業企業内での職業能力開発が主流であったが、終身雇用がなくなり、かつ企業のキャリア採用（特定キャリアの中途採用）が活発になってきていることから、職業能力開発を個人の責任・熱量の下で実施する必要性が高まっている。しかしながら、実際に個人が職業能力開発を容易に行える環境は必ずしも十分整っていないために、公的機関における能力開発セミナーなど各種の支援が必要であると考えられる。

ア) 市場ニーズに対応した若年者の職業能力の向上

近年、若年者における失業率の上昇や、転職志向の高まりが顕著となっているが、その背景には、職業に対する理解不足や、職業意識が十分に醸成されていないことなどがあるものと考えられる。そのため、職業情報提供、職業体験等の職業についての理解を促す取組による若年者の職業意識の醸成やカウンセリング等による自己の職業適性の把握などの施策を、在学生については学校教員の場で検討・実施し、中途退学者や既卒生等については、これらの施策を実施するための環境整備を進めることが求められる。

イ) 女性労働者をとりまく就業環境の整備

少子・高齢化、稼働率低下が進んでいる中、女性の就業への参画は進んでいるが、依然として子育てや介護等のため雇用の中断を余儀なくされている状況がある。女性労働者が生活を通じて充実した職業生活を送るためには、男女雇用機会均等法の定額を回り、職場における男女平等を推進し、とともに、男女

とも仕事と家庭生活を両立させるため、子育てや介護を支援する施策の充実や、働き続けやすい状況を実現するための就業環境の整備が求められる。

ウ) 就業者・中途離職者の職業能力の向上

労働力の流動化の進展とともに、今後、自らの能力を発揮しているいろいろな職場を選択していく形態が増加すると考えられるため、就業者に対するキャリア・プランに関する情報・知識の提供とともに、就業者の能力開発機能の充実が必要となる。また、同時に今後の不況後援処理等の影響により増大が予想される中途離職者（非自発的失業者）が再就職するためには、自らの職業能力を高めることが非常に重要であるが、これらの者の職業能力を開発するための機会の確保・充実が求められる。

③ 市内域内需給マッチングの向上

失業率上昇の大きな原因として、労働力需給のミスマッチがあげられるが、これには産業構造の急激な変化により労働力需給の不均衡が拡大するために生じる産業間のミスマッチ、技術革新の進展等により、高度専門的な能力、技能を有する職業への需要が増加するなど、必要とされる職業の需要が増加することによる産業間のミスマッチ、少子化による新卒学生の供給の減少と企業の倒産等による中高年齢層の供給の増加による年齢間のミスマッチ及び求人・求職者に関する情報が相互に行き渡っていない情報のミスマッチの4つが考えられる。そのため、雇用情勢を改善し、失業率を改善するためには、これらのミスマッチを解消するための施策を実施し、労働力需給のマッチングを向上させる必要がある。

④ 企業など求人者に対する発達の強化

憲法で規定されている「職業選択の自由」が実現されるためには、基本的な人権を尊重した公正な採用選考が行われ、オーストリアの人の就職の機会均等が保障される必要があるが、平成30年に発生した身元保証事件のように今なお、応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考や差別につながる恐れのある身元保証が見受けられる実情にある。

このため、市民や企業が、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、差別のない公正な採用選考を実施するよう、関係機関との連携を一層強化し、積極的かつ効果的な啓発を推進する必要がある。

⑤ 就職困難者等に対する施策

「障害者や中高年高齢者、母子家庭の母等の中で、働く意欲を持ちながら、さまざまな要因により、雇用・就労することができない就職困難者や、さらには同和問題に起因する就職困難者」（以下、「就職困難者」という。）は、雇用・就労に至る前段階において、複合的な課題を抱えているため、雇用・就労に結びつきにくいという問題がある。

このため、実態の把握に努めるとともに、従来から行われてきた前送施策をはじめとする広範な既存施策やサービスを提供し、就職困難者の克服を図ることが求められる。

イ) 野雁生活者（ホームレス）の自立就労支援

長引く景気の低迷により、大都市を中心に、道路、公園、河川敷等で野雁生活を営んでいる者が増加し、大きな社会問題となっている。

こうした状況の中、関係省庁と関係地方自治体で構成する「ホームレス問題連絡会議」において「当面の対応策」が取りまとめられ、国と地方公共団体が適切な役割分担の下、一体となって取り組むことの基本認識を受け、野雁生活者（ホームレス）の就労による自立を目指す施設として自立支援センターを整備・運営している。

自立支援センターでは、府や公共職業安定所との連携により、入所者に対して職業訓練や職業相談、職業紹介等の支援を行っているが、就労による自立を促進するためには、府や公共職業安定所との連携強化による支援内容の充実や多様な就労先の確保が求められる。

ア) 障害者に対する施策

障害者の就労を促進した社会参加を促進していくためには、障害者一人一人の意欲に応じて、就職する機会が得られるよう、職業能力の習得と向上に向けた支援を行うなど、障害者が働くことにチャレンジできるような環境を整備するとともに、就職した後も安定した職業生活を続けることができるように、さまざまな支援施策が求められる。

イ) 高齢者に対する施策

社会の高齢化が進みますます進展する中で、地域社会の活力を維持するためには、高齢者が、その高い就労意欲や長年培ってきた技能・経験を活かして、積極的に社会参加していくことが求められる。そのためには、多様な形態による雇用・就労の場の確保等、意欲と能力がある高齢者が、年齢に関係なく働き続けることができるよう、環境整備をはじめ種々の施策を行うことが求められる。

ウ) 母子家庭の母等に対する施策

母子家庭の母等は、生活上の制約が多く、雇用・就労の機会が阻害されるという問題を抱えており、とりわけ乳幼児を抱える母等は、子育てにかかる比重が高いため、働く上でより困難な状況にある。そのため、子育て支援や学習会実施など各種の支援施策により自立・就労を図ることが求められる。

エ) 同和問題に起因する就職困難者に対する施策

平成12年度に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」では、同和地区住民の失業率が、男女とも市全体の平均を上回っており、とりわけ若年層の失業率は非常に高く、また、主たる就労維持者にあたる40～44歳の男性の場合は、本市の2倍以上になっている。さらに、「障害のある人」の就業率は「障害のない人」の4割にとどまっている。就労については、自立を支援するうえで、根本的かつ緊急を要する課題であるため、国の施策と相まって就職困難者が就労に結びつく支援をはじめ、きめ細かい雇用施策を推進していく必要がある。そのためにも、関係機関などとの緊密な連携のもとに、地域におけるきめ細やかな職業相談などを通じ、職業能力の開発・向上など雇用・就労に結びつく取り組みを積極的に推進することが求められる。

⑥その他の雇用環境等の向上

ア) あいりん地域日雇労働者に対する施策

あいりん地域日雇労働者に対する施策については、この間、国、府と連携・協力してあいりん対策を推進してきた。しかしながら、平成12年4月に施行された「地方分権一括法」により、職業安定行政は国の直接執行事務となり、地方公共団体は地域の実情に応じて雇用施策を講ずることとされたことから、今後のあいりん地域日雇労働者に対する施策について、国と地方の役割分担の見直しなど、協議・検討が必要となっている。

さらに、あいりん地域を取り巻く就労環境は、産業構造の激化や機械化の進展に伴い、日雇労働需要が減少しているとともに、労働者の高齢化が進んでおり、55歳以上の労働者の占める割合が50%を超える状況となっている。このため、高齢日雇労働者の雇用・就労機会の確保が大きな課題となっている。

(2) 民間団体等との連携と役割分担について

今後の行政と民間団体等との関係については、民間で提供できるサービスは可能な限り民間に委ねることを原則とし、民間で提供することが困難あるいは、民間に委ねた場合、サービスの質や量において必要とする水準が期待できない分野については、行政が提供すべきであると考えられる。

また、行政と民間企業の従来の活動だけでは対応に限界のある市民の多様なニーズに対応していくうえで、地域での行政、企業、市民の間に存在する様々な活動主体としての役割を担っており、独立した立場から取り進むことが可能な非営利組織である市民活動団体（NPO、ワーカースコレクティブなど）の役割が大いに期待されている。

従って、行政サービスについての公的役割について明確にしたうえで、市民活動団体との連携で行うことが、より多様なサービスの高いサービスを提供できると想定される場合には、協働して事業を実施することが適切であり、また、協働関係を推進するうえで、市民活動団体が同等なパートナーとなり得るために必要な支援策などを、今後より一層の連携を深めていくものとする。

(3) 労使団体との連携について

雇用施策を検討・実施する上で、労働・職業に関する最新の情報・知識の収集、整理は必要不可欠である。そのため、これらの情報・知識を有する労働団体・使用者団体との協力・連携を強化して、情報交換や意見交換を行い、より効果的な雇用施策の策定につなげていくものとする。

2 雇用施策における役割分担と連携

雇用対策法第5条の規定により、地方公共団体は、国の施策と相まって地域の実情に及び、雇用に関する必要な施策を講ずることとされたが、国・府・市町村の役割分担が明記されていないため、これらの役割分担を整理したうえで、本市における独自の雇用施策のあり方について検討する必要がある。従来市債における雇用施策については、国・府が担当していたが、今後、府において、国・府・市町村の雇用施策における役割分担についての考え方が一定示されたところであり、これを踏まえて、本市が行うべき施策について検討していく。

(1) 国、府、市町村の役割分担について

雇用対策法第5条の規定により、国が行うべき「職業紹介・雇用保障・全国的な計画等」以外の、個別法において施策の主体が明示されていない業務については、地方公共団体が地域の実情に及び、独自の雇用施策を行う権限が与えられたものとされ、一方、同法第4条で、広範な雇用施策は国・府であることと規定されていることから、府では、国の役割を、

○全国的な観点からナショナルミニマムの維持・達成を図るために必要な施策の実施

○公共職業安定所等における職業紹介、職業指導、職業相談等の業務

とし、府の役割については、個別法に規定された事業並びに地域の実情に及びた施策を行うものとしている。さらに、同法第5条では雇用施策を行うべき主体を「地方公共団体」としていることから、府では、市町村も地域の雇用施策の主体であると位置付け、地方自治法第2条を原と市町村の役割分担の一つの基準として、広域にわたらない、地域に密着した課題については、市町村で行うことが、事務の性質上適切であると考えている。そのため、市町村のはたすべき基本的な役割については、

○地域の保健・福祉・教育・生活など様々なサービスと連携した雇用施策

○各種雇用、就業に関する住民に身近な幅広い相談事業

とし、府の役割としては、

○市町村の区域を越える広域的、連絡調整的役割

(具体的には、政策立案、国への提案などのシンクタンク機能、国、府、市町村、民間が連携した施策を展開するうえでのコーディネート機能など。)

○規模、性質において市町村が処理することが適当でないもの

(具体的には、専門技術的な職業知識の取得等の機会の提供など。)

○あいりん地域日雇労働者対策など、歴史的経緯から府が行うべきものとしていく。

本市としても、上記の国、府、市町村の役割分担についての府の考え方を参考にしつつも、政令市である本市と府内市町村とは、人口規模・経済規模などに大きな違いがあることから、ここにおける市町村の役割は、単に市町村の役割だけでなく、本市独自の役割について検討する必要がある。

3 大阪市における雇用施策についての基本的な考え方

これまでの経過、現状、課題の分析、国・府・市町村の役割分担から、以下のとおり本市における雇用施策の基本的な考え方についてまとめ、今後は全庁的な推進体制の下で雇用施策の推進に努めることとする。

(1) 雇用施策についての基本的な考え方

雇用・就労は、本来、あらゆる人びとが、自らの意思に基づき、自己実現の一つの手段として取り組み、生きがいや生活に必要な対価を得るものと考えられ、人間の基本的権利の一つをなすものである。

一方、依然として続く経済の低迷とそれに伴う将来への不安の増大、少子高齢化の急速な進展による労働力人口の減少など社会情勢の大きな変化の中で、失業率が過去最高の水準で推移するなど、雇用・就労を取り巻く状況は非常に厳しいものがあり、なおかつ、年齢、身体的機能、家族構成、出地等により、すべての人が自らの持っている個性や能力などを生かして、希望する雇用・就労を実現できるとは限らない状況にある。

従来、雇用・就労に関する施策は国・府の事務とされてきたが、平成12年4月の雇用対策法の改正により、市町村においても、国の施策と相まって当該地域の実情に応じた雇用施策に取り組み必要が生じたため、本市としても、雇用・就労は重要課題の一つと位置付け、雇用の分野における公的役割を明確にしたうえで、「総合計画21推進のための新指針」にあるように、生活の安定と労働を通じた社会参加など豊かな市民生活を営むために、多様な就業機会の創出と職業能力の開拓など雇用施策を推進する。

(2) 雇用施策における基本方向

雇用施策における本市の基本方向については、雇用施策に関する国・府・市町村の役割分担を踏ま

- え、
 - 地域の保健・福祉・教育・生活など様々なサービスと連携した雇用施策
 - 各種雇用・就業に関する住民に身近な幅広い相談事業
- の施策を基本に実施していくものであるが、本市は、歴史的かつ地域的的特性を有する、日本を代表する巨大な経済都市であり、市内には数多くの中小企業が存在している。本来経済・産業の活性化には優秀な人材の供給が必要であり、逆に経済・産業が盛んになると、雇用の需要が増加するということから、雇用施策の推進と経済・産業政策とは表裏一体のものである。そこで本市では、市域内の中企業の育成、振興などの経済・産業施策を本市独自の雇用施策と位置付け、市域内経済を活性化し、もって雇用の創出を図ることとする。

また、就職困難者に対しては、これまでから様々な就職支援施策の充実を図っているが、今後さらに地域に密着したきめ細かい施策が求められており、取り組みの充実を図っていくこととする。さらに、政令指定都市としての本市の役割にかんがみ、大都市に特有の雇用に関する様々な課題を解決するため、雇用に関する施策の立案、国への提議などシンクタンクとしての役割も担うものとする。

(3) 雇用施策の整理・体系化

本市における雇用施策の基本方向をふまえ、雇用施策に関して、次のとおり整理・体系化を行い、積極的に雇用施策の推進を図っていく。

①雇用施策の総合的推進

ア) 雇用機会創出のための既存産業の強化と新産業の創出
厳しい経営環境にある市内中小企業を支援していくとともに、ベンチャー企業等の振興や新事業・新産業の創出を図り、国際競争力を備えた次世代を担う創造力を発揮する中企業の育成・振興に努め、雇用の創出の向上につなげる。

また、地域での行政、企業、市民の間に存在する様々な活動主体としての役割を担っている非営利組織（NPOなど）についても、協働を基本原則として、その支援、育成などについて、今後検討を行っていく。

イ) 一人ひとりの職業能力開拓の促進

職業において自己実現を求める傾向など、近年、職業に対する考え方の多様化や個性化が進み、それに伴って個人個人の職業能力開拓の必要性が高まってきていることから、本市としてもこの課題に取り組む必要がある。しかしながら、職業能力開発に関しては基本的には国・府の事業であり、国・府と連携して、そのノウハウを活用することが、能力開発という施策の推進においては最善であると考えられる。そこで、国・府との連携を深め、大阪地域職業訓練センター（A'ワーク）などの施設を活用し、卒業無業者、中途退学者などの若年者や企業の創産・リストラにより増加している中途退職者などを対象に、一人ひとりの能力、適性に合った雇用・就労を支援する。加えて、本市でも対応が可能な能力開発に関する施策については、一斉に実施していく。

ウ) 効果的なマッチングを促進する調整機能の強化

失業率上昇の大きな原因として、産業構造の変化による雇用のミスマッチ、要求される職業能力の変化に伴う雇用のミスマッチ、必要とされる労働力の年齢間のミスマッチ及び情報不足によるミスマッチという労働力供給におけるミスマッチがあり、雇用の安定のためには、これらのミスマッチを解消する施策を行うことが必要不可欠である。

本市では、これらのミスマッチ解消に向けて、国・府との役割分担を踏まえ、当面、特に情報不足による労働力供給のミスマッチを解消するための施策に取り組みすることとし、具体的な事業としては、労働・職業等に関する適切な情報提供並びにこれらの情報を活用した相談事業を実施する。

エ) 公正採用をはじめとする企業啓蒙の推進

憲法で規定されている「職業選択の自由」が実現されるためには、基本的な権を尊重した公正な採用選考が行われ、すべての人々の就職の機会均等が保障されることが必要であることから、市民や企業が人権問題を正しく理解、認識し、応募者本人の個性と能力に基づかない不合理な採用選考や差別につながる再元調査等を行わない、差別のない公正な採用選考を実施するよう、関係機関との連携を一層強化し、積極的かつ効果的な啓蒙を推進する。

オ) 国の雇用施策への対応
厳しい雇用情勢に対応するために国が行う雇用施策で大阪府が対応すべき施策については、全庁的な推進体制のもと、施策を総合的に後押し・実施していく。

国の平成18年度補正予算により創設された緊急地域雇用創出特別基金事業については、国の推奨事例を参考に事業を計画するとともに、全庁的に基金の趣旨に合致する事業の策定・実施に取り組み、雇用創出につとめる。

②就職困難者等への就労支援

年齢、身体的機能、家族構成、出身地などにより、すべての人々が自ら持てる個性や能力を生かして希望する雇用・就労を実現できるとは限らない状況があり、働く意欲がありながら様々な要因により雇用・就労を実現できない就職困難者が存在する。
就職困難者は、生活に身近なところで働くことを望んでいる場合が多く、保健・福祉・教育・生一などの様々なサービスが柔軟かつ適切に提供されることにより、雇用・就労を助長できるものと考えられる。

一方、就労意欲が低迷している学卒無業者については、地域社会などと連携、協力して、当事者の意識改革を図り、雇用・就労支援を図っていくことが求められている。

このため、従来から実施してきた施策の充実に努めるとともに、地域の関係機関などと連携し、これらの福祉施策をはじめとする、さまざまな既存施策を活用し、就職困難者一人ひとりの就労阻害要因の克服を図り、雇用・就労につなげていく地域就労支援事業を実施する。

また、その際、幼おおさか人材雇用開発人材センターについては、府と連携し、対象者の拡大など、同センターの機能の充実、複層的な活用を図っていく。

③あいらん地域日雇労働者等への自立支援

あいらん地域における就労環境は、産業構造の急激な変化や長引く景気の低迷により、日雇労働者が減少していることや日雇労働者の高齢化などの進展により、今後ますます厳しいものになっていくことが予想される。また、同じく景気の低迷により、野宿生活者が増加し、野宿生活者の自立に向けた支援はもとより、公園等の占拠など公共施設の利用という点からも大きな問題となっている。そこで、あいらん地域日雇労働者及び野宿生活者の生活支援はもとより、就労による自立を促進するための支援に努める。

(4) 全庁的な推進体制の構築

本市における雇用施策に関しては、各局においてさまざまな関連施策が実施されているが、これを総合的かつ効果的に実施していくためには、前記の基本的な考え方を踏まえ、全庁的な推進体制を構築して取り組んでいく必要があることから、市長を本部長とする「大阪市雇用施設推進本部」を平成14年2月に設置した。

この推進本部においては、各局が実施する雇用関連施策の調整をはじめ、障害者、中高年齢者等の就職困難者等の就労支援や国の雇用施策を活用した緊急地域雇用創出特別基金事業等について、総合的に取り組むとともに、既存の「大阪市労働政策協議会」「大阪市野宿生活者支援推進本部」「大

4 大阪市の当面取り組むべき雇用施策

本市における雇用施策の整理・体系化に基づき、当面取り組むべき施策についてとりまとめ、実施するものとする。

(1) 雇用施策の総合的推進

① 雇用機会創出のための既存産業の強化と新産業の創出

ア) 中小企業等既存産業の基盤強化

雇用の確保という観点から、市内中小企業等の既存産業が経営革新や競争力強化に努めることが必要であり、中小企業等の総合支援拠点としての「大阪産業創造館」を中心に、ビジネスマッチングや資金支援など各種の支援事業を通じた中小企業の経営安定・体質強化に取り組む。

さらに、商店街・小売市場など市内中小企業が魅力ある商業業種づくりに向けて活性化を図るための事業を支援することにより、雇用機会の創出につなげる。

イ) 新たな産業・成長産業の育成

ベンチャー企業等の振興や新事業・新産業の育成・振興は、新たな雇用を生み出すことから、大阪産業創造館において、企業を対象としたコンサルティングや人材育成事業等を実施し、新事業の展開や新規創業を支援する。

また、大阪の地域特性を踏まえ、ITや環境、福祉、バイオ関連産業など今後成長が期待できる産業分野の育成・振興を図るため、市立大学等における産学連携事業の推進をはじめ、市立工業研究所による研究開発・技術振興、「グリーンエコプラザ」や「エイレスセンター」による環境・福祉等の成長産業分野の市場開拓等に努めるとともに、「ソフト産業プラザ」や「デザイン振興プラザ」等のビジネスインキュベーション事業の展開を図る。

さらに、国内外の成長産業分野の企業を積極的に誘致するなど、国際的なビジネス都市としての本市経路の活性化を図ることにより、雇用の創出に努める。

② 一人ひとりの職業能力開発の促進

職業能力開発については、基本的に国・府と連携して、国・府の有する各種の施設や施設を活用して実施するが、本市においても実施が可能な能力開発に関する施策については、充実に努める。

ア) 若年者への職業情報提供

若年者の就職意向の低下、就職志向の高まりは、職業に列する理解不足や、職業意識が十分に醸成されていないことから生じる。企業ニーズと若年者の資質のミスマッチが原因として考えられるため、若年者に対して職業情報の適切な提供と適切な職業観の醸成を図ることが必要である。

そのために、学校教育の場では、高等学校の職業に関する専門学科において、在学中からその職業についての知識を深めるとともに、必要資格を取得することが可能なカリキュラムを用意して、職業における自己表現を目指させる。また、在学中から企業での体験学習などのインタラクティブな事業を実施し、就職を実現する職業能力開発促進のための取組を推進する。

イ) 女性の能力発揮促進のための支援

職場における男女平等を推進し、女性がその能力を十分に発揮できるようにするため、啓発資料を作成・配付するほか、企業や業界団体に働きかけなど、就業の場における男女共同参画をめざす意識の定着を図る。

また、女性の職業能力を形成し就業の側面援助を図るため、職業能力のステアアップ講座、起業講座を開催するとともに、再就職支援のための講座や情報提供を行う。

さらに、女性の抱える広範な悩みを相談体制の充実など、各種の支援策を実施する。

ウ) 社会人の再教育機能の充実

労働力の流動化の進展とともに、自らのキャリアを各方面で選択していくスキルが進展するものと考えられるが、その実現のためには、キャリア・プランに関する情報や知識の提供に合せて、個人が自己の職業能力を開発することのできる環境を整備する必要がある。一方大学等では少子化による学生の減少に対応するために、社会人教育にも力を入れようとしており、本市でも、社会人を対象とした市立市立大学大学校を整備し、各種講座を設置して、社会人の再教育機能を充実して、労働力の流動化に対応できる人材育成を行う。

④ 効果的な簡易マッチングを促進する関連機能の強化

ア) 労働・職業情報の収集・提供

労働力需給におけるミスマッチを解消し、就労や転職等の労働の流動化をより円滑にし、効果的な簡易マッチングを促進するため、大阪労働局、公共職業安定所、府など関係機関との連携を強化し、労働・職業に関する情報を収集・整理し、ホームページ、情報誌など各種の媒体を利用して、市民に身近な一きめ細かな情報を広く求職者へ求職者等に提供していただく。

イ) 労働・職業に関する相談事業の充実

簡易マッチングについてはハローワークなどの職業紹介所が行っているところであるが、府との役割分担を踏まえ、これを補完する形で、より住民に身近に幅広い相談事業を実施するため、本市において労働・職業に関する相談窓口を設置し、適切な指導を行い、効果的な簡易マッチングを促進する。さらに、就職にあたっての基本的な知識を提供するセミナー事業を実施し、各人の求職活動を支援する。

④ 公正採用をはじめとする企業啓発の推進

ア) 「公正採用選考人材開発推進風」制度の普及、周知

平成12年4月1日より地方分権一括法が施行され、職業安定行政が国の機関である大阪労働局の所管となったことに伴い、国・府連携のもと、大阪府内では就業機会25人以上の事業所に列し、大阪労働局、大阪府の両機関により推進員の設置が進められている。

今後とも、人材確保の視点にたった応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考をめざし、推進員の未登録企業等に対し推進員制度を周知するとともに、推進員研修や平成13年3月の「公正採用選考システム検定試験の推進」の一環の周知など、大阪労働局、大阪府と連携し、市内企業に列し啓

(2) 就職困難者等への就労支援

① 地域就労支援事業の実施

就職困難者等は、様々な就労阻害要因を有しており、従来の雇用施策では雇用・就労に結びつきにくい。これまで大阪府が行ってきた広範な既存施策やサービスを活用し、就労阻害要因の克服を図る必要がある。地域就労支援事業は就職困難者等の就労阻害要因を見だし、一人ひとりに応じた就労支援メニューを提供し、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図るとともに、関係機関が連携し、福祉施策をはじめとするさまざまな既存施策を活用しながら、雇用・就労につなげていく事業であり推進を図ることとする。この事業は、地域関係機関の協力・連携・支援により、就職困難者等が自立就労し、意欲と能力に応じて生き生きと働くことのできる社会の実現をめざすことを目的としている。

② 就職困難者等への就労支援の充実

ア) 障害者

本市では、従前より障害者の就労を通じた社会参加を促進していくために、障害者それぞれの意欲に応じて、就職する機会が得て、職業的に自立できるような訓練設備や支援を行ってきた。具体的に、障害者に対する就労相談や職業訓練などのサービスを提供するとともに、企業に対し障害者雇用の啓発や就労相談を行い、障害者の雇用・就労の促進を図っている「障害者就労（雇用）支援センター」の運営助成を行っている。また、障害者支援に関しては、市長を本部長とする「大阪市障害者施策推進本部」を設置し、障害者の就労支援に関する事項、例えば知的障害者の雇用促進などの検討を行っている。今後これらの既存事業を活用するとともに、推進本部での検討を踏まえて、障害者の就労支援に向けた取り組みを行っていく。

イ) 高齢者

社会の高齢化が急速に進展する中で、高齢者がその能力を生かして、就労を通じて積極的な社会参加を行っていくことが必要となっているが、高齢者の就労機会は現状では非常に少ない。本市ではこれまで、自らの生きがいの充実に社会参加を希望する定年退職後の高齢者に対して、臨時的・短期的な仕事を提供する「（社）大阪市シルバー人材センター」の運営助成等を行ってきたが、さらに、「（仮称）高齢者生きがい就労支援センター」を設置して、高齢者に対する相談事業や就労紹介、グループ化・起業化支援や技能講習・研修事業の実施などを行うとともに、企業に対して、高齢者の活用を図るよう啓発を進める。

ウ) 母子家庭の母等

母子家庭の母等は、生活上の制約が多いため、雇用・就労の機会が阻害されており、とりわけ乳幼児を抱えた母親は、子育ての比重が高く、働くうえでより困難な状況に置かれている。そのため、自立就労のために役に立つ講習会の実施やセミナーの開催など各種の事業の充実を図るとともに、さらなる自立支援に結び付けられる相談事業等の取り組みを行っていく。

発を推進する。

また、平成11年12月の職業安定法の一部改正に伴い、求職者等の個人情報取り扱い等に関する労働大臣指針が公表されたことなどを踏まえ、公正な採用選考を推進するための啓発をおこなう。

イ) 就職差別撲滅月間事業の推進

人権の視点から「就職」をとらえ、すべての応募者の基本的人権を守る「公正な採用」を推進するとともに、それを阻害する「就職差別の撤廃」をめざすことを目的として、企業の就職に対する意識が高まっている6月を推進月間と位置づけ、行政機関、本市並びに区人権啓発推進協議会等の団体が参加し、効果的な啓発活動を行うことができるよう幅広い事業を計画、実施する。

ウ) 「大阪市企業同和問題推進協議会」の充実

大阪企業同和問題推進協議会（企同連）は、企業の立場から自主的に各種啓発活動に取り組む企業における人権意識の定着に努めてきた。

企同連全体の組織強化を図るため、平成12年7月に市内における企同連の地域組織として「大阪市企業同和問題推進協議会」が設立された。今後、大阪労働局、府、関係機関等と連携し、同連結会への未加入事業所に対する加入勧奨を行うなど、組織強化・充実に向けた取組みを支援する。

エ) 110第111号条約の早期批准に向けた取組み

応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考等、就職に関するあらゆる差別事象の発生を防止し、企業の採用時の公正な選考を求めていくため、労働関係法の整備とともにILO第111号条約の早期批准を強く要望している。

⑤ 国の雇用施策への対応

激しい雇用情勢に対応するために、国の平成13年度補正予算により創設された緊急地域雇用創出特別基金事業については、総額8,500億円のうち、本市には32億円が配分される。本市としては、この基金事業を活用して雇用創出を図るとして観点から、国の推奨事項を参考に、「教育・文化」「環境」「安全・防犯」「福祉」「福祉振興」の5つの分野で必要となる施策に重点的に取り組んでいくとともに、厳しい雇用状況におかれている中高年齢者などの雇用確保に配慮し、金行的に基金を活用した事業の指定・実施に取り組み、雇用促進を図っていく。

(3) あいりん地域日雇労働者等への自立支援

① あいりん地域日雇労働者への自立支援

あいりん地域日雇労働者への対策としては、従来は府が就労支援、市が生活支援という形での役割分担により、施策を推進してきたが、近年は就労と生活支援のより緊密な連携の必要性が高まっている。本市では、日雇労働者の中でも特に就労困難な高齢日雇労働者のため「あいりん生活道路課境養化事業」や「あいりん高齢日雇労働者等除算等作業」などの事業を実施し、就労機会を提供することにより、自立支援を図る。

② 野宿生活者への自立支援

本市は全国最多の野宿生活者を市域内にかかえ、これらの者に対する自立支援は喫緊の課題となっている。本市ではこれまでに、野宿生活者に対し巡回相談事業を実施することにも、自立支援センターの入所者に対し、府や公共職業安定所との連携により、職業訓練や職業相談、職業紹介などの支援を行い、就労による自立の促進を図っている。また、自立支援センター及び仮設一時避難所の入所者を対象にさまざまな求人情報の提供をはじめ、各種の技能講習会を開催し、自立促進を図ることとする。

5 国への要望について

改正された雇用対策法では、第5条で「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に關する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定され、第27条で、「国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に關する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。」と規定され、雇用に關しては、国と地方公共団体が相互に連携して取り組むべきものとされている。しかしながら、雇用施策における国・都道府県・市町村の役割分担について、国としては未だに明確にしておらず、また、政令指定都市である本市の位置付けからみて、大都市に特有な雇用状況等に適切に対処するためには、独自に行うべき施策について早急に確定して行く必要があることから、今後も引き続き、国に対して、役割分担の明確化と適切な財源措置を要望していく。

野宿生活者対策については、平成11年5月26日のホームレス問題連絡会議とりまとめ「ホームレス問題に対する当面の対応策について」の趣旨を踏まえ、さらに本市の地域事情にも十分配慮して野宿生活者の自立支援事業及び一時帰宿施設等の設置等について、必要かつ十分な財政措置を講じられるよう要望する。

また、今後、野宿生活者対策を総合的に推進する観点から、特別法の制定と実行性のある特別就労対策事業などの具体策について、引き続き検討し、実現されるよう要望する。

あいりん対策については、本市が取り組んでいる各種事業に対する国庫補助制度の創設並びにあいりん地域の環境改善をめざしたさまざまな取り組みのための特別の財政措置などを講じられるよう要望する。とりわけ、雇用創出のために実施している高齢者就労支援事業に対する財政措置を強く要望する。